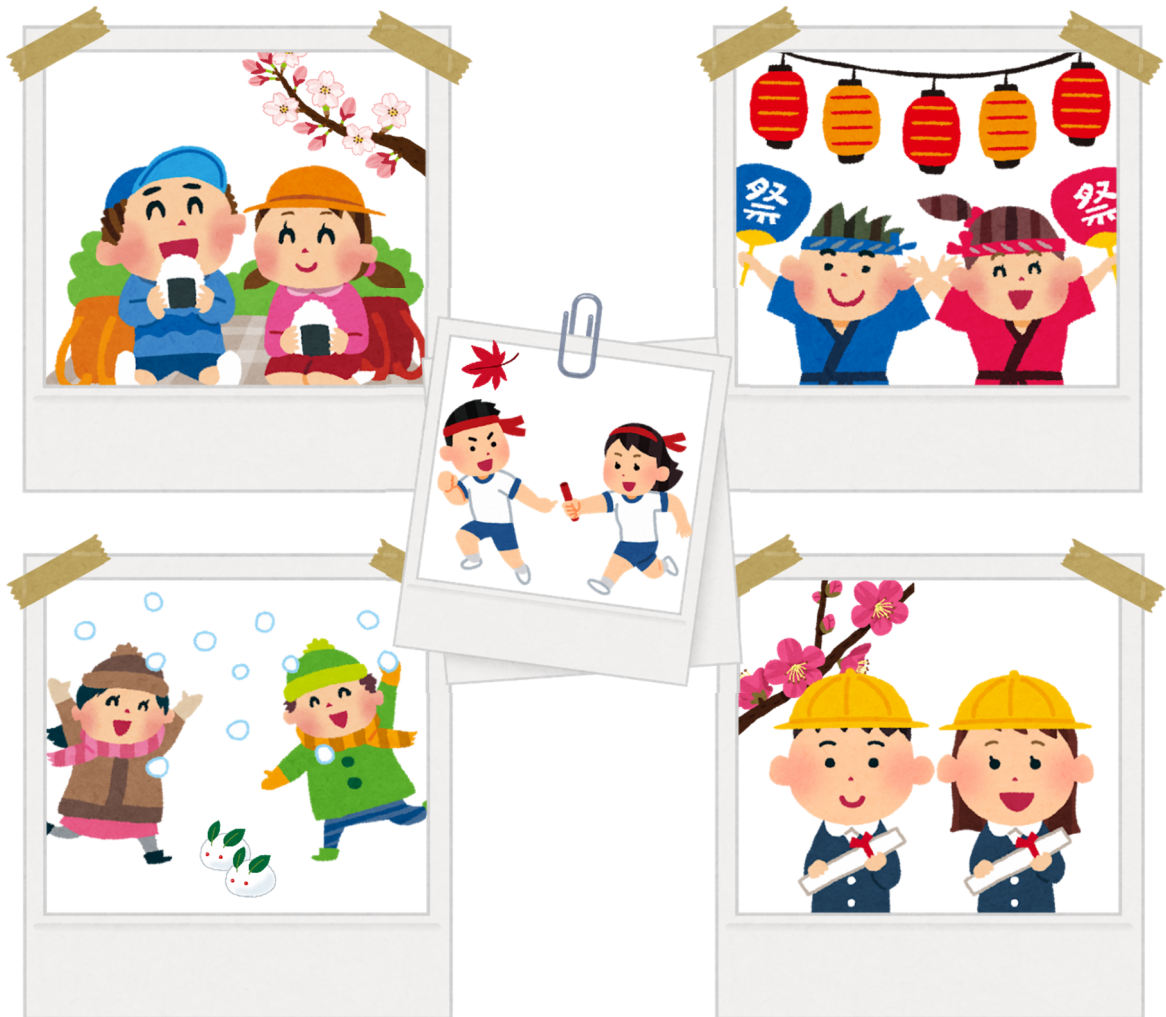


# 夢はぐくむ ゆきんこプラン

第2期横手市子ども・子育て支援事業計画  
～子どもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち～

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月



横 手 市



# 目次

第Ⅰ章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	3
第2節	計画の基本理念	4
第3節	計画策定の視点と目標	4
第4節	計画策定体制	10
第5節	計画の期間	10
第6節	計画の位置付け	11
第Ⅱ章	地域と子どもたちのすがた	13
第1節	地域の概況	15
第2節	子育て支援の状況	24
第3節	学校教育の状況	27
第4節	母子保健・医療の状況	31
第5節	就業の状況	38
第6節	安全の確保	40
第7節	子ども・子育て支援サービス	41
第8節	アンケート調査結果からみた子どもたち	52
第Ⅲ章	計画の基本的な考え方	67
第1節	計画の体系	69
第2節	子どもの数の推計	70
第3節	教育・保育提供区域の設定	71
第Ⅳ章	5か年行動計画の内容	73
	基本目標Ⅰ 子ども・子育て支援サービスの充実	75
	1. 施設型給付及び地域型保育給付の充実	75
	2. 地域子ども・子育て支援事業の充実	77
	3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供	90
	4. 幼児教育・保育の質の向上	91

基本目標Ⅱ 子育てを支える仕組みづくりの充実	92
1. 子育てにゆとりを持てる支援の充実	92
2. 保育サービスの充実	99
3. 子育て支援のネットワークづくり	102
4. 援助を要する子どもたちへの支援	103
5. 児童虐待防止対策の推進	112
基本目標Ⅲ 親と子の元気・健康づくりの充実	113
1. 子どもや母親の健康の確保	113
2. 食育の推進	120
3. 思春期保健対策の充実	121
基本目標Ⅳ 生きる力に満ちあふれた次世代ひとづくりの充実	123
1. 次代の親の育成	123
2. 子どもの権利についての意識啓発	126
3. 児童の健全育成	129
4. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	132
5. 地域資源を利用した教育力の向上	137
基本目標Ⅴ 子育てしやすい安全安心の環境づくりの充実	138
1. 安全・安心まちづくりの推進	138
2. 子どもの安全の確保	139
3. 良質な住宅の確保等居住環境の整備	141
4. 安心して外出できる環境の整備	142
基本目標Ⅵ 職場と家庭 子育てを応援する社会づくりの充実	144
1. ワーク・ライフ・バランスの実現	144

## 第Ⅴ章 計画の推進に向けて……………146

第1節 「子ども・子育て支援事業計画」の普及・啓発	148
第2節 住民参画による計画の推進	148
第3節 庁内計画推進・評価体制	148

## 資料編……………150

1. 横手市子ども・子育て会議設置条例	152
2. 横手市子ども・子育て会議委員名簿	153
3. 横手市子ども・子育て支援事業計画の策定経過	155

# 第 I 章

## 計画の策定にあたって



## 第1節 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化が進み、核家族化や地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の潜在化、就労形態の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、国においては、質の高い幼児期の教育・保育の提供や地域における子ども・子育て支援の充実、放課後における児童の居場所の確保、児童虐待防止対策の強化など、各種施策が進められています。

横手市では、平成27年3月に「横手市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、入所児童数が減少している中でも、多様化する保育ニーズに対応しながら適切な規模の集団保育を確保するため、保育環境の整備を行ってきました。また、放課後児童クラブの充実や子育て支援センターの運営など、地域の子育て支援事業にも取り組んできたところです。

この計画が令和元年度末をもって終了することから、市民への子育て支援に関するニーズ調査を実施したうえで、再度、横手市の現状と課題を分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする「夢はぐくむ ゆきんこプラン～第2期横手市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

子どもと家庭を取り巻く環境の変化に対応しながら、各種子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、子どもや親が、地域で育ち、また地域で育てられるまちづくりを目指してまいります。

## 第2節 計画の基本理念

第2期となる子ども・子育て支援事業計画においても、前期計画の基本理念である、「夢はぐくむ ゆきんこプラン ～子どもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち～」を継承し、横手市の子育て環境の充実を図っていきます。

### 夢はぐくむ ゆきんこプラン

～子どもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち～



## 第3節 計画策定の視点と目標

### 1 計画の視点

子どもたちや親が、地域で育ち、また地域で育てられるまちづくりを目指し、次の9つの視点と6つの基本目標を第1期子ども・子育て支援事業計画から継承するものとします。

#### 1. 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。しかし、子どもを取り巻く環境の変化により、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、いじめや不登校、ひいては生命をも脅かす児童虐待の問題なども増えてきています。

横手市では、平成20年に「横手市子どもの権利宣言」を制定しました。児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの権利を尊重するまちであることを宣言することにより、地域全体で子どもの育ちと子育てを応援する環境づくりを進めています。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資となります。



## 2. 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進める必要があります。

## 3. サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行など社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化していることから、個々の家庭の特性を踏まえることも重要です。また、利用者の多様なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った子育て支援を質・量ともに充実させる必要があります。

## 4. 社会全体による支援の視点

子ども・子育て支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれるよう、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組む必要があります。

## 5. 仕事と生活の調和実現の視点

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、結婚や子育てへの希望の実現や少子化対策の観点からも重要であり、国・県・市・企業をはじめとする関係者が連携し社会全体の運動として進めていくことが重要です。また、少子化の状況は地域によって異なることから、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産などのライフイベントに対する切れ目ない支援の展開を図ることが必要です。

## 6. すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、在宅子育て家庭への支援を含め、すべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。その際、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待など子ども一人ひとりが抱える背景の多様化などの状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進や自立支援策の強化という観点も踏まえて取り組みを進めることが重要です。

## 7. 地域における社会資源の効果的な活用の視点

子ども・子育て支援は、教育・保育などの専門的な知識及び技術をもつ担い手ばかりでなく、地域におけるさまざまな社会資源を活用することで、より効果的な支援が期待されます。

地域においては、子育てに関する活動を行う子育てサークル、子ども会、自治会、NPOをはじめとする地域活動団体や社会福祉協議会、主任児童委員のほか、高齢者、障がい者などに対するサービスを提供する民間事業者なども活動しています。こうしたさまざまな地域の担い手や社会資源を活用し、社会全体で子育て支援に取り組んでいくことが重要です。

## 8. サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。そのため、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取り組みを進めることが必要です。

## 9. 地域特性の視点

人口が多く第3次産業就業者の割合が高い地域や、人口の少ない地域、第1次産業就業者の割合が高い地域など、都市部と農山村部など、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況など地域の特性はさまざまであり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、各々の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが必要です。

## 【横手市子どもの権利宣言】

## 横手市子どもの権利宣言

子どもは、社会の宝であり、かけがえのない存在として愛情をもって育てられなければなりません。

子どもには、病気やけがをしたら治療を受けられるなどの生きる権利、自分らしく育つことができる権利、あらゆる種類の虐待や搾取等から守られる権利、自分の意思や考えをはっきり言うことができる権利などがあり、国際的な原則の下で、その権利は尊重されています。

ここに横手市は国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、子どもの権利を尊重するまちであることを宣言します。

1. 横手市は、子どもの権利について市民の理解を深めるための広報活動を行い、子どもの育成にかかわる施策を総合的に実施します。
2. 保護者は、子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、家庭において子どもとのふれあいを大切にするよう努めます。
3. 地域の住民は、子どもを地域全体で見守りながら、子どもが地域でのびのびと主体的に活動できるよう努めます。
4. 学校は、いじめの防止など人権に関する教育を推進し、子どもの権利の保障に努めます。
5. 事業主は、保護者が安心して仕事と子育てが両立できるような職場環境づくりに努めます。

### 「YOKOTEっ子宣言」

- Y より良い街づくりに積極的な横手っ子
- O お互いを尊重し合える横手っ子
- K 環境を考え、郷土を大切にする横手っ子
- O 大空のような広い心の横手っ子
- T 尊い命を大切にする横手っ子
- E 笑顔が素敵な横手っ子

私たちは以上のような横手っ子を目指します。

平成20年10月4日 横手市



## 2 計画の基本目標

基本理念、9つの視点を受けて、6つの基本目標を実現するため、各種施策を展開します。

### 基本目標 I

**子ども・子育て  
支援サービスの  
充実**

子育てしている家庭が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、住み慣れた地域で安心して笑顔で子育てができるよう、教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施を推進します。

また、令和元年10月から実施する幼児教育・保育の無償化制度の周知を行い、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

### 基本目標 II

**子育てを支える  
仕組みづくりの  
充実**

子育てにゆとりを持てるよう、育児の援助や相談体制の充実を図るとともに、経済的な負担軽減や多様化するニーズに応じたさまざまな保育サービスの提供に努めます。ひとり親家庭や貧困家庭など、援助を要する子どもたちへの支援も進めます。

また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整えます。

さらに、近年増加している児童虐待の防止を推進するため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭の福祉に関する支援体制を整えます。

### 基本目標 III

**親と子の元気・  
健康づくりの充実**

妊娠から出産にはじまり、育児における子どもとその親の心身の健康確保を図るために、各種育児相談、小児医療の充実、妊産婦の保健医療対策の充実、子どもの病気や事故の予防、栄養バランスと規則正しい食事習慣の教育（食育）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携を図り、発達段階、成長段階に応じた健康づくりや食育の推進を進めます。

また、思春期保健対策の充実、ひきこもりや不登校への対応などを通じて、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

**基本目標 IV**

**生きる力に満ち  
あふれた次世代  
ひとづくりの充実**

次代の親の育成という視点から、男女共同参画の推進や家庭や地域の子育て力の向上、若者の就業支援に取り組むとともに、子どもの権利についての意識啓発を図り、児童虐待、いじめ、体罰の防止、被害に遭った子どもの保護を推進します。

また、児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブや児童館、社会教育施設の活動の促進など子どもの居場所づくりを進めるとともに、児童厚生員などの子育て支援に関わる人材の育成を図り、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを進めます。

**基本目標 V**

**子育てしやすい  
安全安心の  
環境づくりの充実**

子どもたちが安心して生活できる安全な環境づくりのため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進や街灯の整備などを進めるとともに、交通安全教育や防犯パトロールなど子どもの安全確保を図ります。

また、子育てに適した良好な住環境の整備や安心して外出できる環境の整備に取り組み、子育てしやすい生活環境の充実に努めます。

**基本目標 VI**

**職場と家庭  
子育てを応援する  
社会づくりの充実**

すべての家庭における仕事と子育ての両立を目指し、企業や就業者自身に対して、多様な働き方の実現及び男性の育児休業制度の取得など男性が育児に参画しやすい環境づくりを働きかけます。

また、各種サービスの充実や男女共同参画の推進などを通じて、子育てしながら働きやすい職場環境の整備に努めます。

## 第4節 計画策定体制

### 1 横手市子ども・子育て会議における審議

横手市が実施する子ども・子育て支援、少子化対策に関する施策の総合的な計画策定にあたり、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者などの意見を反映させる必要があるため、横手市子ども・子育て会議において審議を行いました。

### 2 アンケート調査の実施

子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態などを調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、横手市内に居住する就学前児童のいる世帯及び小学生のいる世帯を対象に、平成31年1月にアンケート調査を行いました。

### 3 市民からの意見募集

市民の皆様からのご意見をいただくため、令和元年12月12日から令和2年1月15日まで、横手市のホームページにて計画の素案を開示しました。

## 第5節 計画の期間

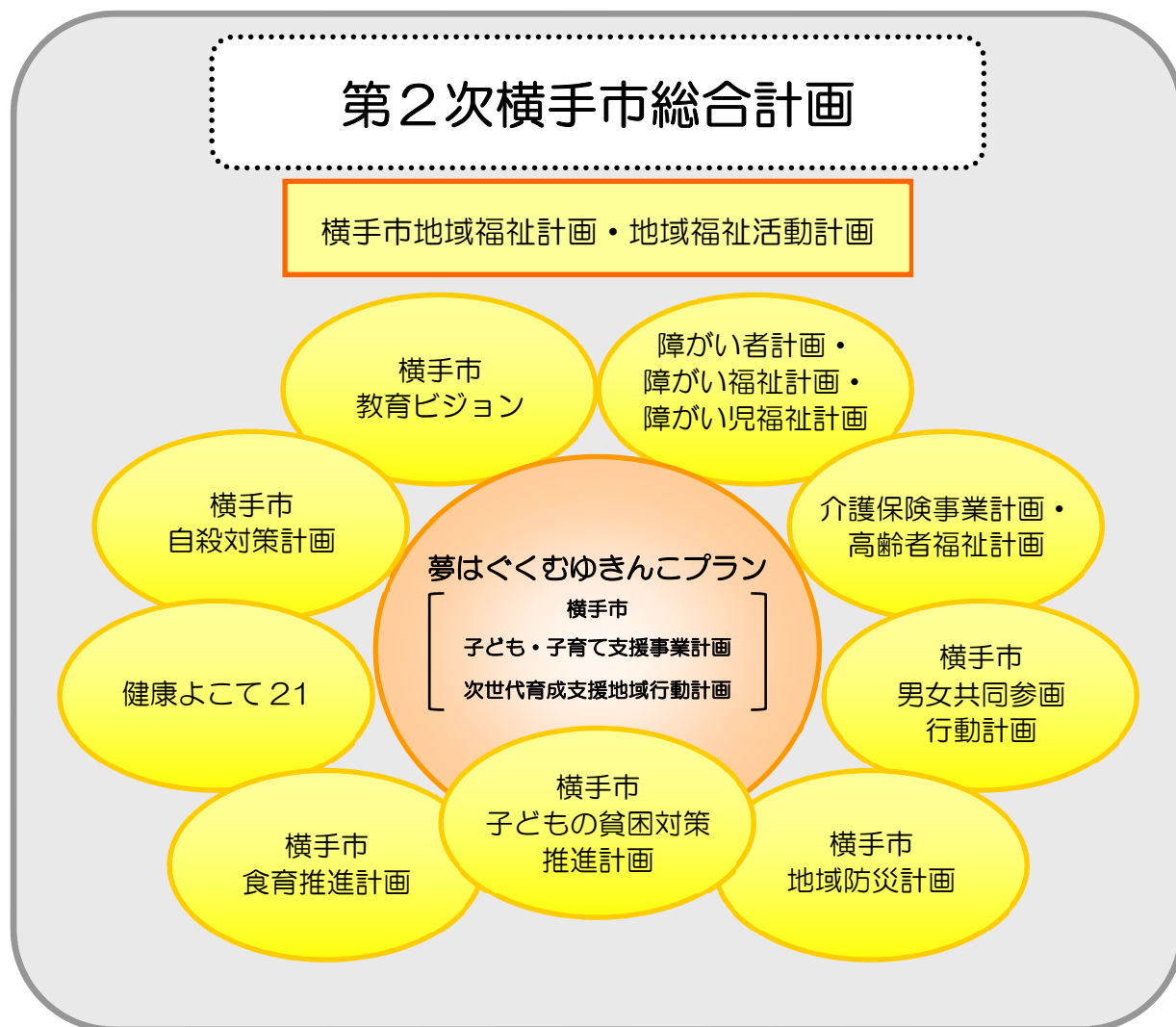
この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<p>夢はぐくむゆきんこプラン 第2期 横手市子ども・子育て支援事業計画</p> <p>必要に応じて見直しを行います</p> <p>見直し年度</p>					<p>夢はぐくむゆきんこプラン 第3期 横手市子ども・子育て支援事業計画</p>				

## 第6節 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けられます。国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、横手市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、横手市総合計画や関連の分野別計画と整合した計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、市町村行動計画については、任意策定となりましたが、横手市では、横手市子ども・子育て支援事業計画と横手市次世代育成支援地域行動計画を一体化した計画として策定し、総合的に推進します。



## 第Ⅱ章

### 地域と子どもたちのすがた





# 第1節 地域の概況

## 1 横手市の状況

### (1) 位置及び土地利用

横手市は秋田県の内陸南部に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央にあり、東西 45.4 km、南北 35.2 km、総面積 692.80 km<sup>2</sup> となっています。奥羽山脈に源を発する成瀬川、皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、中央部には肥沃な水田地帯が形成されています。



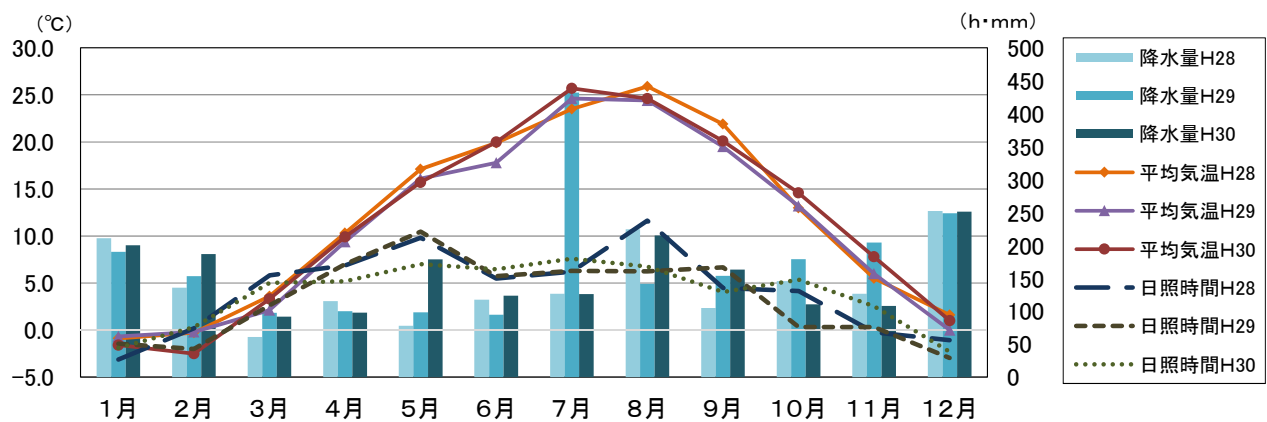
(2) 気象

【気温の推移】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
平成26年	平均	-1.8	-1.5	2.0	8.1	15.5	21.5	24.1	24.2	19.0	12.7	7.6	-0.1	10.9
	最高	6.6	7.3	16.5	25.5	30.8	34.0	37.0	34.3	29.1	24.5	20.1	15.5	15.7
	最低	-10.6	-12.0	-4.8	-2.1	4.2	13.2	16.3	16.7	10.1	3.6	-0.6	-7.5	6.9
平成27年	平均	-0.8	0.9	4.2	10.7	17.1	20.0	24.3	24.5	19.7	12.1	8.5	2.5	12.0
	最高	5.7	9.9	19.1	31.6	31.5	31.6	38.1	35.1	29.1	24.3	19.4	12.1	17.0
	最低	-8.5	-7.4	-4.2	-2.1	3.6	9.7	14.6	15.4	9.9	2.1	-0.2	-6.5	7.8
平成28年	平均	-0.9	-0.3	3.6	10.3	17.1	19.9	23.5	25.9	21.9	13.0	5.5	1.6	11.8
	最高	5.4	9.0	18.5	24.4	29.4	32.0	34.2	37.6	33.6	27.3	18.6	14.9	16.6
	最低	-6.7	-8.7	-4.7	-1.0	4.5	9.0	15.6	16.3	10.9	2.2	-2.8	-5.0	7.7
平成29年	平均	-0.7	-0.2	2.1	9.4	16.1	17.8	24.6	24.4	19.5	13.2	6.0	0.0	11.0
	最高	8.4	8.1	13.7	25.4	30.0	30.8	35.6	34.5	28.9	24.3	21.3	7.0	15.6
	最低	-10.2	-8.0	-7.2	-1.2	3.3	6.8	17.2	15.3	6.7	4.0	-8.4	-8.8	7.1
平成30年	平均	-1.6	-2.5	3.3	9.9	15.7	20.0	25.7	24.6	20.1	14.6	7.8	1.0	11.6
	最高	6.2	7.4	19.5	27.4	29.3	32.4	37.0	38.6	31.3	31.8	21.5	17.4	16.4
	最低	-11.8	-16.4	-5.4	-0.9	5.0	11.1	16.7	14.5	11.9	4.6	-1.6	-5.8	7.4

資料：気象庁

【降水量・平均気温・日照時間の推移】



資料：気象庁

【降雪深・積雪深の推移】

	最大降雪深		最高積雪深		真冬日 (日)	最低気温 (°C)
	降雪 (cm)	年月日	積雪 (m)	年月日		
平成26年度	30	H26. 12. 22	1.3	H27. 2. 10	16	-8.5
平成27年度	29	H27. 12. 29	1.02	H28. 2. 11	13	-8.7
平成28年度	44	H29. 1. 13	0.96	H29. 1. 25	13	-10.2
平成29年度	38	H30. 2. 13	1.77	H30. 2. 13	21	-16.4

※観測地点 降雪量…横手地域局道路管理センター（条理一丁目1番15号）

積雪深、気温等…秋田地方気象台横手地域観測所（横手町字大樋18-4）

資料：横手市気象記録

## 2 人口の動向

### (1) 人口の推移

横手市の人口は、毎年度減少が続き、平成30年度は91,022人で前年度から1,400人減少しています。

【人口の推移】

(人)

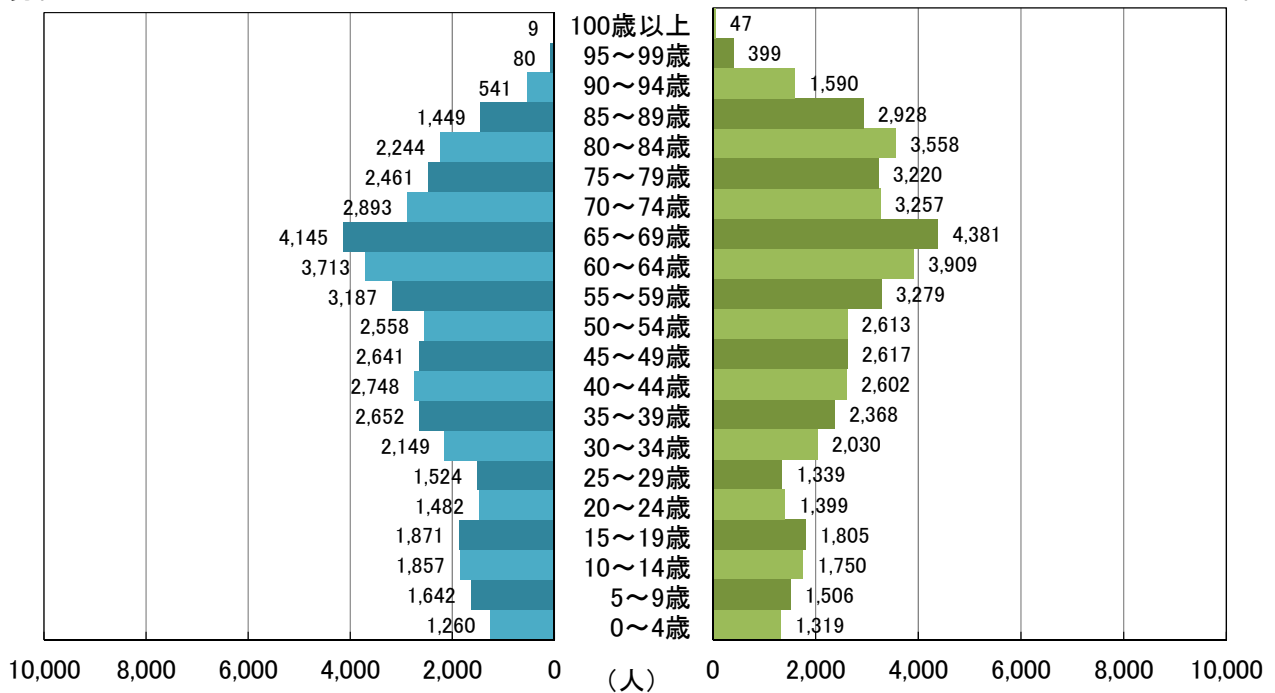
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総人口	96,665	95,175	93,816	92,422	91,022
減少率	—	-1.5	-1.4	-1.5	-1.5
男性	45,817	45,065	44,398	43,741	43,106
女性	50,848	50,110	49,418	48,681	47,916

資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

【人口ピラミッド】

男性

女性



資料：住民基本台帳 平成30年3月31日現在

## (2) 年齢3区分の人口構造

横手市の人口を年齢3区分で見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加が続き、少子高齢化の進行がみられます。

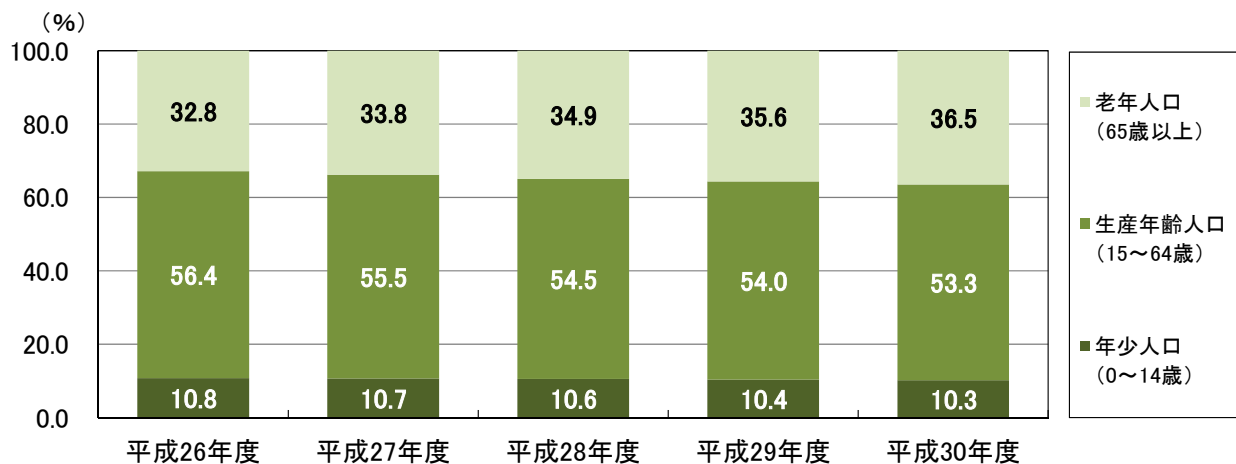
【年齢3区分別人口の状況】

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年少人口（0～14歳）	10,469	10,168	9,919	9,616	9,334
構成比	10.8%	10.7%	10.6%	10.4%	10.3%
生産年齢人口（15～64歳）	54,480	52,812	51,156	49,864	48,486
構成比	56.4%	55.5%	54.5%	54.0%	53.3%
老年人口（65歳以上）	31,716	32,195	32,741	32,942	33,202
構成比	32.8%	33.8%	34.9%	35.6%	36.5%

資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

【年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

### (3) 地域別人口・世帯数

横手市の地域別人口を平成27年の国勢調査でみると、人口割合は横手地域が39.4%と最も多く、以下、十文字地域(13.7%)、平鹿地域(13.6%)と続いています。平成22年に比べて人口減少率が高いのは、山内地域(-11.9%)、増田地域(-10.0%)、雄物川地域(-8.7%)、大森地域(-8.7%)などとなっています。

【地域別人口・世帯数の推移】

(人)

	人口(人)			世帯数 (世帯)	人口 割合	世帯数 割合	人口 減少数	人口 減少率
	地域計	男	女					
横手地域	36,334	17,069	19,265	13,833	39.4%	44.0%	-1,381	-3.7%
増田地域	7,053	3,323	3,730	2,345	7.6%	7.5%	-783	-10.0%
平鹿地域	12,515	5,868	6,647	3,756	13.6%	11.9%	-963	-7.1%
雄物川地域	9,130	4,290	4,840	2,781	9.9%	8.8%	-868	-8.7%
大森地域	6,327	2,895	3,432	1,904	6.9%	6.1%	-606	-8.7%
十文字地域	12,607	5,951	6,656	4,321	13.7%	13.7%	-708	-5.3%
山内地域	3,426	1,607	1,819	1,140	3.7%	3.6%	-463	-11.9%
大雄地域	4,805	2,271	2,534	1,383	5.2%	4.4%	-398	-7.6%
全体	92,197	43,274	48,923	31,463	100.0%	100.0%	-6,170	-6.3%

資料：国勢調査 平成27年10月1日現在

### (4) 子どもの人口

0～17歳までの子どもの人口は、平成30年度は就学前児童が3,163人、小学生が3,987人、中学生・高校生が4,552人となっており、いずれの年代も減少が続き、特に就学前児童は前年度から183人(-5.5%)減少しています。

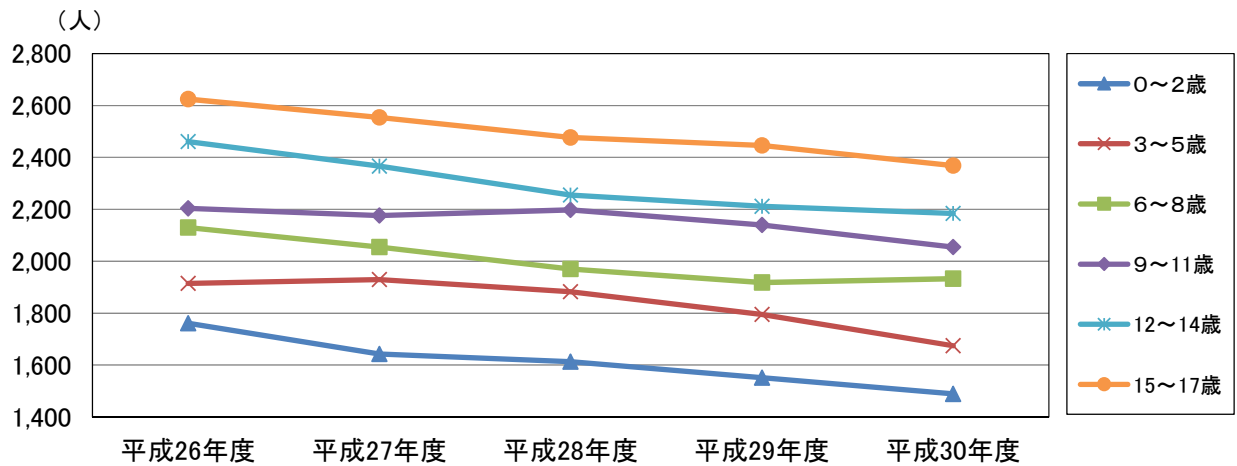
【子どもの人口】

(人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就学前	0～2歳	1,761	1,643	1,613	1,551	1,489
	3～5歳	1,915	1,929	1,883	1,795	1,674
	計	3,676	3,572	3,496	3,346	3,163
	増減率	—	-2.8%	-2.1%	-4.3%	-5.5%
小学生	6～8歳	2,129	2,054	1,970	1,918	1,933
	9～11歳	2,203	2,176	2,198	2,140	2,054
	計	4,332	4,230	4,168	4,058	3,987
	増減率	—	-2.4%	-1.5%	-2.6%	-1.7%
中学・高校生	12～14歳	2,461	2,366	2,255	2,212	2,184
	15～17歳	2,624	2,554	2,477	2,446	2,368
	計	5,085	4,920	4,732	4,658	4,552
	増減率	—	-3.2%	-3.8%	-1.6%	-2.3%

資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

【子どもの人口の推移】



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

### 3 世帯の動向

#### (1) 世帯数と1世帯あたりの平均人数

世帯数は平成26年度以降減少傾向が続き、平成30年度は34,256人で、1世帯あたりの平均人数は2.70人となっています。

【世帯数・1世帯あたりの平均人数の推移】

(世帯、人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数	34,469	34,450	34,394	34,376	34,256
増減率	—	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.3%
1世帯あたりの平均人数	2.80	2.80	2.77	2.73	2.70

資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) 世帯構成

2名以上の親族で構成される親族世帯に占める割合は、三世代世帯が減少する一方、夫婦と子どものみ世帯とひとり親世帯は増加が続き、核家族化の進行がみられます。

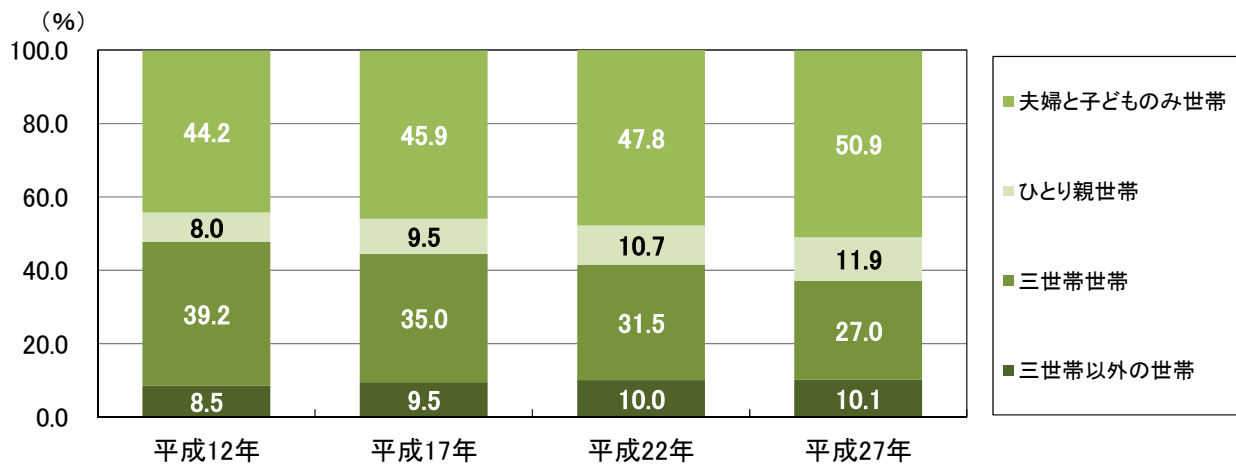
【世帯構成】

(世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
親族世帯数	26,977	26,474	25,569	24,442
核家族世帯	14,091	14,680	14,959	15,359
夫婦と子どものみ世帯	11,937	12,163	12,212	12,442
構成比	44.2%	45.9%	47.8%	50.9%
増減率	5.2%	1.9%	0.4%	1.9%
ひとり親世帯	2,154	2,517	2,747	2,917
構成比	8.0%	9.5%	10.7%	11.9%
増減率	13.8%	16.9%	9.1%	6.2%
核家族以外の世帯	12,886	11,794	10,610	9,083
三世代世帯	10,585	9,278	8,047	6,605
構成比	39.2%	35.0%	31.5%	27.0%
増減率	—	-12.3%	-13.3%	-17.9%
三世代世帯以外	2,301	2,516	2,563	2,478
構成比	8.5%	9.5%	10.0%	10.1%
増減率	—	9.3%	1.9%	-3.3%

資料：国勢調査 各年10月1日現在

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査 各年10月1日現在



## 4 出産・結婚の状況

### (1) 出生数

出生数は、平成 27 年をピークに減少し、平成 30 年には 512 人と前年から 18 人増加していますが、全体としては減少傾向にあります。

【出生数の状況】

(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数	529	534	499	494	512

資料：秋田県衛生統計年鑑

### (2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、おおむね全国、秋田県を上回っていましたが、平成 30 年には 1.39 人と全国をやや下回っています。

【合計特殊出生率の状況】

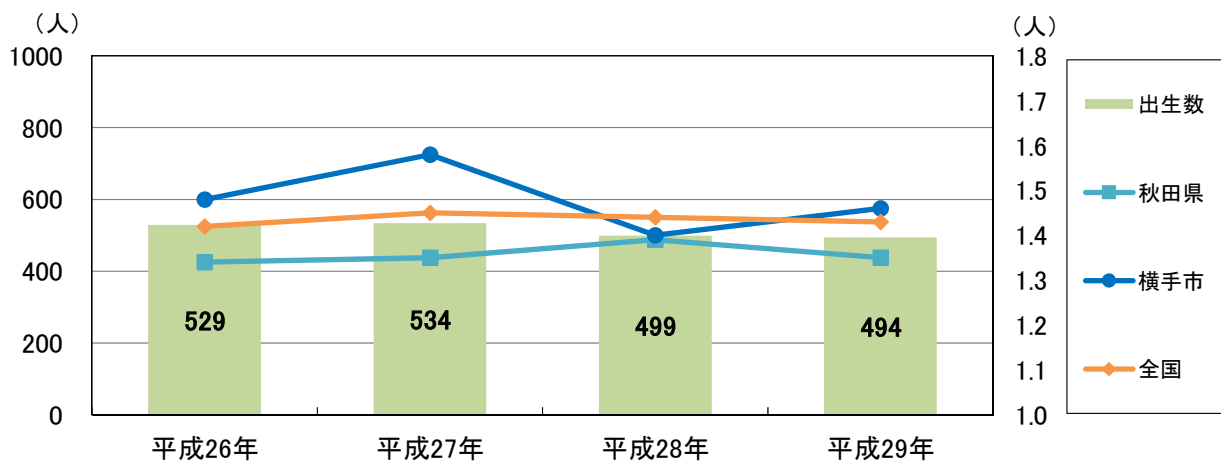
(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
横手市	1.48	1.58	1.40	1.46	1.39
秋田県	1.34	1.35	1.39	1.35	1.33
全国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

※合計特殊出生率とは、15～49 歳までの女性の年齢別出生率の合計。

資料：横手市：県平鹿地域振興局HP掲載「業務概要」  
 県・全国：秋田県衛生統計年鑑、人口動態統計

【出生数と合計特殊出生率の推移】



資料：横手市：県平鹿地域振興局HP掲載「業務概要」  
 県・全国：秋田県衛生統計年鑑、人口動態統計

### (3) 婚姻件数・離婚件数

婚姻件数は、平成 26 年以降減少傾向が続き、平成 30 年は 268 件で前年から 26 件減少しています。離婚件数は、平成 28 年以降増加傾向が続き、平成 30 年は 124 件で前年から 21 件増加しています。

#### 【婚姻・離婚件数の状況】

(件)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
婚姻件数	314	321	297	294	268
離婚件数	116	146	116	103	124

資料：人口動態統計

## 第2節 子育て支援の状況

### 1 教育・保育の状況

#### (1) 保育所（園）の状況

保育所（園）の状況は、平成31年4月現在、30箇所となっています。

#### 【保育所（園）の状況】

○＝実施、×＝未実施、◎＝病後児対応型

地域	公私	保育所名	受入年齢	保育時間(延長を含む)	利用可能サービス			
					延長保育	休日保育	病児病後児	一時預かり
横手	私	横手幼稚園	生後8週～就学前	7:15～19:00(11時間45分)	○	×	×	○
	私	横手マリア園	生後6週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	×	×	×
	私	アソカ保育園	生後8週～就学前	7:15～19:15(12時間)	○	○	○	×
	私	明照保育園	生後6週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	×	○	○
	私	白梅保育園	生後6週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	×	×	○
	私	相愛保育園	生後8週～就学前	7:00～20:30(13時間30分)	○	○	○	○
	私	和光保育園	生後8週～就学前	7:00～20:30(13時間30分)	○	○	○	○
	私	常盤保育園	生後6週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	×	×	×
	私	ときわベビーハウス	生後6週～2歳児	7:00～19:00(12時間)	○	○	○	×
	私	むつみ保育園	2歳児～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	×	○	○
	私	むつみ乳児保育園	生後8週～1歳児	7:00～19:00(12時間)	○	×	○	○
	私	旭保育園	生後8週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	×	○	○
	私	金沢保育園	生後6週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	○	○	○
私	みいりの保育園	生後8週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	×	×	○	
増田	公	ますだ保育園	生後8週～就学前	7:30～19:00(11時間30分)	○	×	×	○
平鹿	私	浅舞感恩講保育園	生後6週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	○	◎	○
	私	下鍋倉保育所	生後8週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	○	○	○
	私	樽見内保育園	生後8週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	×	×	○
	私	吉田保育所	生後8週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	×	×	○
	私	醍醐保育園	生後8週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	×	○	○
雄物川	私	沼館保育園	生後8週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	○	×	○
	私	雄物川保育園	生後8週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	×	×	○
大森	私	大森保育園	生後8週～就学前	7:00～18:30(11時間30分)	○	×	×	○
	公	川西保育所	生後8週～就学前	7:30～19:00(11時間30分)	○	×	×	○
十字	公	十文字保育所	生後8週～就学前	7:30～19:00(11時間30分)	○	×	×	○
	公	三重保育所	生後8週～就学前	7:30～19:00(11時間30分)	○	×	×	×
	公	植田保育所	生後8週～就学前	7:30～19:00(11時間30分)	○	×	×	×
	公	睦合保育所	生後8週～就学前	7:30～19:00(11時間30分)	○	×	×	×
山内	公	さんない保育園	生後8週～就学前	7:00～19:00(12時間)	○	×	×	○
大雄	公	たいゆう保育園	生後8週～就学前	7:30～19:00(11時間30分)	○	×	×	○

平成31年4月現在

## (2) 保育所（園）の入所状況

保育所（園）の入所状況は、平成 31 年度の総定員数 2,590 人に対して入所児童数は 2,237 人で充足率は 86.4%となっています。

### 【保育所（園）の入所状況】

(箇所、人)

	箇所	総定員数	入所児童数						充足率	
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		合計
平成 26 年度	30	2,860	153	362	455	526	555	543	2,594	90.7%
平成 27 年度	30	2,810	171	362	437	543	540	560	2,613	93.0%
平成 28 年度	30	2,820	148	364	432	505	556	550	2,555	90.6%
平成 29 年度	30	2,820	140	373	407	481	507	554	2,462	87.3%
平成 30 年度	30	2,620	124	340	419	452	484	502	2,321	88.6%
令和元年度	30	2,590	121	322	381	460	463	490	2,237	86.4%

資料：横手市福祉の概要 各年 4 月 1 日現在

## (3) 認定こども園の状況

認定こども園の状況は、平成 31 年 4 月現在、横手地域に 3 箇所、十文字地域に 1 箇所の 4 箇所となっています。

### 【認定こども園の状況】

○=実施、×=未実施、(短) =短時間認定のみ

地域	公私	保育所名	受入年齢	保育時間 (延長を含む)	利用可能サービス			
					延長保育	休日保育	病児病後児	一時預かり
横手	私	土屋幼稚園・保育園	2歳児～就学前	7:30～18:30(11時間)	(短)	×	×	○
	私	上宮第一幼稚園	1歳児～就学前	7:30～18:30(11時間)	(短)	×	×	○
	私	上宮第二幼稚園	1歳児～就学前	7:30～18:30(11時間)	(短)	×	×	○
十文字	私	認定こども園こひつじ	生後8か月～就学前	7:30～18:30(11時間)	(短)	×	×	○

平成 31 年 4 月現在

#### (4) 認定こども園の入園状況

認定こども園の平成 31 年度の入園児童数は 230 人となっています。

##### 【認定こども園の入園状況】

(箇所、人)

	箇所	総定員数	入所児童数							充足率
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
平成 26 年度	4	600	-	-	-	43	69	64	176	29.3%
平成 27 年度	4	260	-	-	-	63	67	63	193	74.2%
平成 28 年度	4	300	1	6	22	73	78	74	254	84.7%
平成 29 年度	4	300	2	12	18	51	77	81	241	80.3%
平成 30 年度	4	310	3	14	24	67	57	79	244	78.7%
令和元年度	4	315	4	12	23	64	64	63	230	73.0%

※平成 26 年度～平成 27 年度は幼稚園、平成 28 年度以降認定こども園

資料：横手市福祉の概要 各年 4 月 1 日現在

#### (5) 特定地域型保育事業の状況

特定地域型保育事業の状況は、平成 31 年 4 月現在、横手地域に 1 箇所、平鹿地域に 1 箇所となっています。

##### 【特定地域型保育事業の状況】

○=実施、×=未実施、まる（短）=短時間認定のみ

地域	公私	保育所名	受入年齢	保育時間 (延長を含む)	利用可能サービス			
					延長保育	休日保育	病児病後児	一時預かり
横手	私	あたごキッズ	～満3歳	7:30～18:30(11時間)	○	○	×	○
平鹿	私	ぼかぼか西風苑	生後8週～満3歳	7:00～19:00(12時間)	○	○	×	○

平成 31 年 4 月現在

## 第3節 学校教育の状況

### 1 児童・生徒数の推移

#### (1) 小学校の状況

小学校の状況は、平成30年度の学級数は198クラスで前年度から5クラス減少、教員数は304人で6人減少、児童数は3,953人で83人減少しています。

【小学校の状況】

(クラス数、人)

	学校数	学級数	教員数（本務者）	児童数
平成26年度	22校	220	343	4,318
平成27年度	19校	204	320	4,214
平成28年度	17校	199	309	4,151
平成29年度	17校	203	310	4,036
平成30年度	17校	198	304	3,953

資料：秋田県学校基本調査 各年5月1日現在

#### (2) 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況は、平成31年度は34クラブで、登録児童数は平成26年度から増加が続き、平成31年度には1,287人と前年度から78人増加しています。

【放課後児童クラブの状況】

(クラブ数、人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
クラブ数	28	31	30	32	34	34
登録児童数	1,002	1,012	1,083	1,095	1,209	1,287

資料：横手市福祉の概要 各年4月1日現在

(3) 放課後児童クラブの設置状況

放課後児童クラブの設置状況は、前年度から6箇所増加し34箇所となっています。

【放課後児童クラブの設置状況】

(人)

地域	クラブ名	実施場所	登録児童数	定員	支援員数
横手	学童保育「みなみ」	横手南小学校	20	20	2
	学童保育「みなみⅡ」	横手南小学校	16	20	2
	学童保育「みなみⅢ」	介護老人施設「えがお」	15	15	2
	学童保育「みなみⅣ」	横手南小学校	24	25	2
	学童保育「わんぱく」	旧「メンタルヘルスサポートセンターのぞみ」	52	80	4
	学童保育「てらこや明照」	九品寺集会場	40	40	5
	学童保育「あさくら」	朝倉小学校敷地内専用施設	35	60	4
	学童保育「あさくらⅢ」	朝倉小学校	25	40	2
	学童保育「あさくらキッズ」	あさくら館	40	40	2
	学童保育「ピノキオ」	朝日が丘児童センター	31	32	2
	学童保育「あさひ」	旭ふれあい館	46	60	4
	学童保育「あさひⅡ」	旧旭郵便局	19	20	2
	学童保育「あさひⅢ」	旭小学校	25	25	3
	学童保育「さかえ」	さかえ館	37	40	3
	げんキッズよこてきた	横手北小学校敷地内専用施設	86	80	5
	学童保育「金沢よこてきた」	金沢孔城館	32	40	2
	学童保育「境町よこてきた」	境町健康広場休憩所	22	17	3
	増田	学童保育「すまいるキッズ」	増田町総合子育て支援施設	39	40
学童保育「ますだキッズ」		増田小学校	38	40	3
平鹿	浅舞児童クラブ	浅舞小学校	72	70	7
	醍醐児童クラブ	醍醐小学校	56	55	7
	児童クラブ「どんぐりっこ」	吉田小学校	60	60	6
雄物川	にこにこキッズ雄物川	雄物川小学校敷地内専用施設	80	80	6
	にこにこキッズ雄物川Ⅲ	雄物川庁舎2階	29	30	3
大森	学童保育「おおもり」	大森小学校敷地内専用施設	55	40	7
	学童保育「ふれあい」	子どもと老人のふれあいセンター	44	30	3
十文字	第一小なかよし学級	十文字総合文化センター	67	70	6
	さくらんぼ学級	十文字第一小学校	24	35	3
	ひまわり学級	幸福会館	19	25	2
	第二小なかよし学級	十文字第二小学校	11	25	2
	あおぞら学級	植田小学校	14	15	2
	睦小なかよし学級	睦合小学校	20	27	2
山内	なかよしクラブ	山内小学校	26	40	3
大雄	こどもセンター	大雄小学校敷地内専用施設	65	65	6

資料：横手市福祉の概要 平成31年4月1日現在

## (4) 中学校の状況

中学校の状況は、平成 30 年度の教員数は 187 人で前年度から 6 人減少、生徒数は 2,192 人で前年度から 36 人減少しています。

## 【中学校の状況】

(クラス数、人)

	学校数	学級数	教員数	生徒数
平成 26 年度	8 校	103	189	2,490
平成 27 年度	8 校	101	192	2,393
平成 28 年度	8 校	98	188	2,275
平成 29 年度	8 校	97	193	2,228
平成 30 年度	7 校	93	187	2,192

資料：秋田県学校基本調査 各年 5 月 1 日現在

## (5) 高等学校の状況

高等学校の状況は、平成 30 年度の教員数は 236 人で前年度から 6 人減少、生徒数は 2,654 人で前年度から 79 人減少しています。

## 【高等学校の状況】

(人)

	学校数	教員数	生徒数
平成 26 年度	6 校	256	2,988
平成 27 年度	6 校	253	2,912
平成 28 年度	6 校	251	2,760
平成 29 年度	6 校	242	2,733
平成 30 年度	6 校	236	2,654

資料：秋田県学校基本調査 各年 5 月 1 日現在

## (6) 特別支援学級数（小学校）と教員・生徒数の推移

小学校の特別支援学級の状況は、平成 30 年度の特別支援学級担当教員数は 41 人、生徒数は 104 人で前年度から 12 人増加しています。

## 【小学校の特別支援学級の状況】

(クラス数、人)

	学級数	特別支援学級担当教員数	児童数
平成 26 年度	36	36	75
平成 27 年度	32	32	78
平成 28 年度	37	37	90
平成 29 年度	41	41	92
平成 30 年度	41	41	104

資料：秋田県学校基本調査 各年 5 月 1 日現在



### (7) 特別支援学級数（中学校）と教員・生徒数の推移

中学校の特別支援学級の状況は、平成 30 年度の特別支援学級担当教員数は 14 人で前年度から 4 人減少、生徒数は 44 人で前年度から 4 人減少しています。

#### 【中学校の特別支援学級の状況】

(クラス数、人)

	学級数	特別支援学級担当教員数	生徒数
平成 26 年度	15	15	37
平成 27 年度	17	17	42
平成 28 年度	19	19	46
平成 29 年度	18	18	48
平成 30 年度	14	14	44

資料：秋田県学校基本調査 各年 5 月 1 日現在

### (8) 特別支援学校の教員・生徒数の推移

特別支援学校の状況は、平成 30 年度の教員数は 68 人で前年度から 2 人減少、生徒数は 96 人で 7 人増加しています。

#### 【特別支援学校の状況】

(クラス数、人)

	学校数	教員数	生徒数
平成 26 年度	1 校	67	97
平成 27 年度	1 校	67	95
平成 28 年度	1 校	66	94
平成 29 年度	1 校	66	89
平成 30 年度	1 校	68	96

資料：秋田県学校基本調査 各年 5 月 1 日現在

## 第4節 母子保健・医療の状況

### 1 健康診査の状況

#### (1) 乳児（4、7、10か月児）健康診査の結果

乳児健康診査の状況は、平成30年度の乳児4か月児健康診査の受診率は99.8%、乳児7か月児健康診査の受診率は90.4%、乳児10か月児健康診査の受診率は91.4%と、4か月児健康診査に比べて7か月児、10か月児の受診率はやや低くなっています。

##### 【乳児（4か月児）健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	正常	所見あり
平成26年度	556	546	98.2%	374	172
平成27年度	520	516	99.2%	391	125
平成28年度	525	518	98.7%	364	154
平成29年度	462	447	96.8%	284	163
平成30年度	475	474	99.8%	299	175

##### 【乳児（7か月児）健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	正常	所見あり
平成26年度	544	530	97.4%	372	158
平成27年度	533	503	94.4%	275	228
平成28年度	547	504	92.1%	286	218
平成29年度	489	455	93.0%	272	183
平成30年度	480	434	90.4%	262	172

##### 【乳児（10か月児）健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	正常	所見あり
平成26年度	548	514	93.8%	435	79
平成27年度	541	502	92.8%	368	134
平成28年度	589	508	86.2%	419	89
平成29年度	493	454	92.1%	353	101
平成30年度	477	436	91.4%	357	79

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

(2) 1歳6か月児健康診査の結果

1歳6か月児健康診査の状況は、平成30年度の受診率は98.1%となっています。

【1歳6か月児健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率
平成26年度	570	558	97.9%
平成27年度	554	547	98.7%
平成28年度	535	528	98.7%
平成29年度	534	516	96.6%
平成30年度	477	468	98.1%

(延べ人)

	正常	要指導	要観察	経過観察中	要精査	要治療	治療中・訓練中
平成26年度		31	230	27	16	2	63
平成27年度		36	193	25	18	2	80
平成28年度		22	256	32	9	7	53
平成29年度		13	164	24	4	2	48
平成30年度		17	198	29	8	4	88

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

### (3) 3歳児健康診査の結果

3歳児健康診査の状況は、平成30年度の受診率は97.8%となっています。

#### 【3歳児健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率
平成26年度	671	654	97.5%
平成27年度	634	633	99.8%
平成28年度	551	545	98.9%
平成29年度	554	546	98.6%
平成30年度	540	528	97.8%

(延べ人)

	正常	要指導	要観察	経過観察中	要精査	要治療	治療中・訓練中
平成26年度		29	120	26	169	8	78
平成27年度		35	193	31	214	3	129
平成28年度		36	132	23	180	5	54
平成29年度		16	74	16	205	3	72
平成30年度		17	124	29	178	6	111

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

### (4) 妊婦健康診査の結果

妊婦健康診査の状況は、平成30年度の前期と後期の平均受診率は91.9%となっています。

#### 【妊婦健康診査の状況】

(人)

	前期			後期			平均受診率
	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	
平成26年度	536	368	68.7%	536	310	57.8%	63.2%
平成27年度	562	484	86.1%	562	407	72.4%	79.3%
平成28年度	526	469	89.2%	526	362	68.8%	79.0%
平成29年度	500	448	89.6%	500	340	68.0%	78.8%
平成30年度	493	444	90.1%	493	462	93.7%	91.9%

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

## 2 歯科健康診査の状況

### (1) 1歳6か月児歯科健康診査の結果

1歳6か月児歯科健康診査の状況は、平成30年度の受診率は98.1%となっています。

【1歳6か月児歯科健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	う歯あり		う歯なし	
				人数	割合	人数	割合
平成26年度	570	557	97.7%	12	2.2%	545	97.8%
平成27年度	554	547	98.7%	8	1.5%	539	98.5%
平成28年度	535	528	98.7%	7	1.3%	521	98.7%
平成29年度	534	516	96.6%	8	1.6%	508	98.4%
平成30年度	477	468	98.1%	7	1.5%	461	98.5%

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

### (2) 2歳児歯科健康診査の結果

2歳児歯科健康診査の状況は、平成30年度の受診率は97.8%となっています。

【2歳児歯科健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	う歯あり		う歯なし	
				人数	割合	人数	割合
平成26年度	634	612	96.5%	66	10.8%	546	89.2%
平成27年度	534	521	97.6%	51	9.8%	470	90.2%
平成28年度	560	545	97.3%	54	9.9%	491	90.1%
平成29年度	540	514	95.2%	32	6.2%	482	93.8%
平成30年度	549	537	97.8%	44	8.2%	493	91.8%

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

### (3) 3歳児歯科健康診査の結果

3歳児歯科健康診査の状況は、平成30年度の受診率は97.8%となっています。

#### 【3歳児歯科健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	う歯あり		う歯なし	
				人数	割合	人数	割合
平成26年度	671	654	97.5%	162	24.8%	492	75.2%
平成27年度	634	633	99.8%	147	23.2%	486	76.8%
平成28年度	551	545	98.9%	97	17.8%	448	82.2%
平成29年度	554	546	98.6%	74	13.6%	472	86.4%
平成30年度	540	528	97.8%	83	15.7%	445	84.2%

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

### (4) 妊婦歯科健康診査の結果

妊婦歯科健康診査の状況は、平成30年度の受診率は55.7%で半数をやや上回っています。

#### 【妊婦歯科健康診査の状況】

(人)

	対象数	受診数	受診率
平成26年度	536	248	46.3%
平成27年度	562	276	49.1%
平成28年度	526	281	53.4%
平成29年度	500	241	48.2%
平成30年度	481	268	55.7%

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）

### 3 保健指導の状況

#### (1) 母子健康手帳の交付数

母子健康手帳の交付数は、平成 30 年度は 454 件となっており、減少傾向が続いています。

##### 【母子健康手帳の交付状況】

(件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付数	536	514	496	473	454

資料：横手市保健事業の概要（各年 3 月末時点）

#### (2) 両親学級の参加数

両親学級の参加数は、平成 30 年度は 202 人で開催回数は 8 回となっています。

##### 【両親学級の状況】

(回、人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	8	6	8	8	8
参加者数	220	145	180	210	202

資料：横手市保健事業の概要（各年 3 月末時点）

#### (3) 乳児家庭全戸訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）

こんにちは赤ちゃん事業の訪問指導率は、平成 30 年度は 99.4%で平成 28 年度以降増加傾向となっています。

##### 【乳児家庭全戸訪問指導の状況】

(件、人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象家庭数	534	566	519	479	474
訪問指導数	517	535	507	472	471
訪問指導率	96.8%	94.5%	97.7%	98.5%	99.4%

資料：健康推進課こんにちは赤ちゃん集計表（各年 3 月末時点）

## 4 予防接種の状況

### (1) 予防接種の状況

予防接種は予防接種法の改正により、接種種類が増加しています。予防接種率は、下記のとおりとなっています。

【予防接種の状況】

(%)

	ヒブ				小児肺炎球菌			
	1回目	2回目	3回目	追加	1回目	2回目	3回目	追加
平成26年度	60.7	95.6	92.5	75.9	81.7	97.7	87.4	60.4
平成27年度	80.9	97.1	90.4	61.8	90.3	97.3	98.3	74.7
平成28年度	90.0	98.4	97.7	69.2	96.6	98.6	98.7	76.5
平成29年度	96.6	98.8	99.2	74.0	96.6	98.6	98.7	76.5
平成30年度	94.2	98.1	97.6	76.0	94.4	92.6	94.8	74.3

	B型肝炎			四種混合				BCG
	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目	
平成26年度	-	-	-	94.8	96.5	96.1	69.3	99.6
平成27年度	-	-	-	93.1	96.1	93.7	69.1	91.9
平成28年度	95.0	98.8	86.5	95.2	98.1	96.7	77.1	95.0
平成29年度	98.8	98.8	91.5	95.1	96.7	97.0	66.4	93.0
平成30年度	95.5	97.4	88.9	91.9	95.9	94.6	77.1	91.9

	風しん・麻しん		水痘		日本脳炎			
	1期	2期	1回目	2回目	1回目	2回目	追加	2期
平成26年度	99.3	98.6	45.1	74.1	44.1	79.0	56.0	47.6
平成27年度	97.0	99.1	65.0	60.6	40.8	73.3	42.4	24.0
平成28年度	102.3	98.3	75.4	71.8	41.7	68.2	45.0	23.1
平成29年度	94.5	98.6	80.6	83.2	43.2	76.4	44.9	17.7
平成30年度	100.4	98.6	82.4	78.4	45.9	76.7	53.7	54.0

資料：横手市保健事業の概要（各年3月末時点）



## 第5節 就業の状況

### 1 就業者数の推移

#### (1) 事業所・従業者数の推移

事業所の従業者数は、卸売・小売業、製造業、医療・福祉の占める割合が大きくなっています。

【事業所・従業者数の推移】

(社、人)

分類	平成 26 年		
	事業所数	従業者数・割合	
全産業	4,971	40,881	100.0%
農林漁業	94	968	2.4%
非農林漁業	4,877	39,913	97.6%
鉱業・採石業・砂利採取業	1	4	0.0%
建設業	544	3,547	8.7%
製造業	389	7,424	18.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	4	135	0.3%
情報通信業	28	139	0.3%
運輸業・郵便業	105	1,846	4.5%
卸売・小売業	1,397	8,899	21.8%
金融・保険業	79	805	2.0%
不動産業・物品賃貸業	104	356	0.9%
宿泊業・飲食サービス業	543	3,179	7.8%
医療・福祉	355	6,900	16.9%
教育・学習支援業	144	1,636	4.0%
複合サービス事業	51	620	1.5%
サービス業（他に分類されないもの）	356	1,854	4.5%
生活関連サービス業・娯楽業	638	1,865	4.6%
学術研究・専門・技術サービス業	139	704	1.7%

資料：経済センサス基礎調査結果

## (2) 産業別就業者数の推移

産業別の就業者数は、1次産業と2次産業で就業者数、割合ともに減少が続き、3次産業の占める割合が58.9%となっています。

【産業別就業者数の推移】

(人)

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
1次産業	就業者数	10,040	9,286	7,939	7,559
	就業率	18.0%	17.8%	16.8%	16.2%
2次産業	就業者数	17,082	14,330	12,282	11,587
	就業率	30.5%	27.4%	25.9%	24.9%
3次産業	就業者数	28,798	28,625	27,145	27,398
	就業率	51.5%	54.8%	57.3%	58.9%

資料：国勢調査 各年10月1日現在

## (3) 男女別従業者数の推移

男女別の就業者数は、男性25,664人、女性21,054人で男女ともにほぼ横ばいとなっています。

【男女別従業者数の推移】

(人)

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全体	人口	109,004	103,652	98,367	92,197
	就業人口	55,968	52,331	47,396	46,718
	就業率	51.3%	50.5%	48.2%	50.7%
男性	人口	51,857	48,811	46,225	43,274
	就業人口	31,988	29,546	26,526	25,664
	就業率	61.7%	60.5%	57.4%	59.3%
女性	人口	57,147	54,841	52,142	48,923
	就業人口	23,980	22,785	20,870	21,054
	就業率	42.0%	41.5%	40.0%	43.0%

資料：国勢調査 各年10月1日現在

## 第6節 安全の確保

### 1 事故の発生数

#### (1) 子どもの交通事故発生件数

子どもの交通事故発生件数は、平成30年度は14件で、そのうち未就学児童は1件となっています。

【交通事故発生件数】

(件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
未就学児童	2	4	1	3	1
少年	17	7	8	8	13
合計	19	11	9	11	14

資料：横手警察署交通事故概況月次報告（月末時点報告の合計値）

## 第7節 子ども・子育て支援サービス

### 1 施設型給付及び地域型保育給付

各認定区分における過去5年間の計画及び実績は下記のとおりです。

#### (1) 1号認定（3～5歳教育標準時間認定：幼稚園、認定こども園）

##### ■計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	204	192	180	168	161
②確保方策（人）	260	240	230	200	200
特定教育・保育施設	260	240	230	200	200
③過不足（②-①）	56	48	50	32	39

##### ■実績値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	229	206	173	144	123
②確保方策（人）	260	240	230	200	200
特定教育・保育施設	260	240	230	200	200
③過不足（②-①）	31	34	57	56	77

(2) 2号認定(3～5歳保育認定：保育所、認定こども園)

■計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	1,637	1,535	1,442	1,348	1,292
②確保方策(人)	1,695	1,609	1,614	1,569	1,556
特定教育・保育施設	1,695	1,609	1,614	1,569	1,556
③過不足(②-①)	58	74	172	221	264

■実績値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	1,673	1,670	1,611	1,445	1,236
②確保方策(人)	1,575	1,609	1,614	1,569	1,556
特定教育・保育施設	1,575	1,609	1,614	1,569	1,556
③過不足(②-①)	-98	-61	3	124	320

## (3) 3号認定(0～2歳保育認定：保育所、認定こども園)

## ① 0歳児

## ■ 計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	358	342	324	306	289
②確保方策(人)	365	360	360	307	306
特定教育・保育施設	365	355	355	304	300
特定地域型保育事業	0	5	5	3	6
保育利用率(%)	22.8	22.3	24.6	20.6	22.0
③過不足(②-①)	7	18	36	1	17

## ■ 実績値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	368	358	341	257	203
②確保方策(人)	370	360	360	308	306
特定教育・保育施設	365	355	355	304	300
特定地域型保育事業	5	5	5	4	6
保育利用率(%)	22.5	22.3	23.2	20.7	21.5
③過不足(②-①)	2	2	19	51	103

② 1～2歳児

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	895	859	823	783	740
②確保方策（人）	900	926	931	866	875
特定教育・保育施設	900	916	921	857	854
特定地域型保育事業	0	10	10	9	21
保育利用率（％）	56.2	57.4	63.5	58.2	62.9
③過不足（②-①）	5	67	108	83	135

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	866	871	852	847	699
②確保方策（人）	910	926	931	866	870
特定教育・保育施設	900	916	921	857	849
特定地域型保育事業	10	10	10	9	21
保育利用率（％）	55.4	57.4	60.0	58.2	61.1
③過不足（②-①）	44	55	79	19	171

## 2 地域子ども・子育て支援事業

各事業における過去5年間の実施状況は下記のとおりです。

### (1) 延長保育事業

#### ■計画値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(人)	1,196	1,196	1,211	1,216	1,228
②確保方策(人)	2,860	2,840	2,905	2,772	2,772
③過不足(②-①)	1,664	1,644	1,694	1,556	1,544

#### ■実績値

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み(人)	205	225	210	199	186
②確保方策(人)	2,810	2,895	2,905	2,647	2,590
③過不足(②-①)	2,605	2,670	2,695	2,448	2,404

### (2) 放課後児童健全育成事業

#### ■計画値

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人)	①1～4年生	1,178	1,234	1,230	1,176	1,194
②確保方策(人)		1,180	1,247	1,344	1,401	1,401
③過不足Ⅰ(②-①)		2	13	114	225	207
量の見込み(人)	④5～6年生	148	157	166	164	151
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))		-146	-144	-52	61	56

#### ■実績値

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み(人)	①1～4年生	1,073	1,095	1,205	1,192	1,217
②確保方策(人)		1,125	1,247	1,349	1,401	1,401
③過不足Ⅰ(②-①)		52	152	144	209	184
量の見込み(人)	④5～6年生	0	8	42	69	74
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))		52	144	102	140	110



### (3) 利用者支援事業

#### ■ 計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
②確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

#### ■ 実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
②確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

#### ■ 計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（人日/年）	110	110	110	110	110
ショートステイ事業	65	65	65	65	65
トワイライトステイ事業	45	45	45	45	45
②確保方策（人日/年）	110	110	110	110	110
ショートステイ事業	65	65	65	65	65
トワイライトステイ事業	45	45	45	45	45
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

#### ■ 実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（人日/年）	2	39	62	86	35
ショートステイ事業	2	39	62	83	30
トワイライトステイ事業	0	0	0	3	5
②確保方策（人日/年）	110	110	110	128	110
ショートステイ事業	65	65	65	83	65
トワイライトステイ事業	45	45	45	45	45
③過不足（②－①）	108	71	48	42	75

(5) 地域子育て支援拠点事業

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人回/年)	21,659	22,350	22,854	23,146	23,249
②確保方策 (人回/年)	21,659	22,350	22,854	23,146	23,249
③過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人回/年)	20,222	19,315	21,091	17,515	16,746
②確保方策 (人回/年)	21,659	22,350	22,854	23,146	23,249
③過不足 (②-①)	1,437	3,035	1,763	5,631	6,503

(6) 一時預かり事業

①認定こども園における預かり保育

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	7,658	7,182	6,738	6,307	6,044
一時利用	2,038	1,911	1,793	1,678	1,608
定期利用	5,620	5,271	4,945	4,629	4,436
②確保方策 (人日/年)	7,658	7,182	6,738	6,307	6,044
一時利用	2,038	1,911	1,793	1,678	1,608
定期利用	5,620	5,271	4,945	4,629	4,436
③過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	10,070	8,419	6,526	5,868	5,280
一時利用	1,176	1,095	460	393	353
定期利用	8,894	7,324	6,066	5,475	4,927
②確保方策 (人日/年)	7,658	7,182	6,738	5,868	5,280
一時利用	2,038	1,911	1,793	393	353
定期利用	5,620	5,271	4,945	5,475	4,927
③過不足 (②-①)	-2,412	-1,237	212	0	0

②認定こども園以外の預かり保育

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（人日/年）	2,943	2,730	2,650	1,980	1,900
認可保育所	1,953	1,850	1,750	1,650	1,570
ファミリー・サポート・センター事業	990	880	900	330	330
②確保方策（人日/年）	2,943	2,730	2,650	1,980	1,900
認可保育所	1,953	1,850	1,750	1,650	1,570
ファミリー・サポート・センター事業	990	880	900	330	330
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（人日/年）	1,668	1,207	1,853	1,954	1,623
認可保育所	856	874	1,523	1,673	1,505
ファミリー・サポート・センター事業	812	333	330	281	118
②確保方策（人日/年）	2,943	2,730	2,080	1,954	1,623
認可保育所	1,953	1,850	1,750	1,673	1,505
ファミリー・サポート・センター事業	990	880	330	281	118
③過不足（②－①）	1,275	1,523	227	0	0

## (7) 病児・病後児保育事業

## ■ 計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（人）	3,054	3,237	3,382	3,226	3,103
病児保育園（病児）	29	300	600	600	600
認可保育所（病後児）	29	70	70	70	70
認可保育所（体調不良児）	3,025	2,867	2,712	2,556	2,433
②確保方策（人）	3,054	3,847	4,632	4,476	4,353
病児保育園（病児）	0	500	1,440	1,440	1,440
認可保育所（病後児）	29	480	480	480	480
認可保育所（体調不良児）	3,025	2,867	2,712	2,556	2,433
③過不足（②－①）	0	610	1,250	1,250	1,250

## ■ 実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（人）	2,576	2,462	3,534	4,410	4,874
病児保育園（病児）	0	18	733	971	1,095
認可保育所（病後児）	61	43	25	47	48
認可保育所（体調不良児）	2,515	2,401	2,776	3,392	3,731
②確保方策（人）	2,576	3,467	4,632	5,312	5,651
病児保育園（病児）	0	120	1,440	1,440	1,440
認可保育所（病後児）	61	480	480	480	480
認可保育所（体調不良児）	2,515	2,867	2,712	3,392	3,731
③過不足（②－①）	0	1,005	1,098	902	777

## (8) 病児・緊急対応強化事業

### ■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	99	102	105	5	5
②確保方策 (人日/年)	99	102	105	5	5
③過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### ■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	5	17	5	1	1
②確保方策 (人日/年)	99	102	5	1	1
③過不足 (②-①)	94	85	0	0	0

## (9) 子育て援助活動支援事業 (就学児)

### ■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	462	626	640	116	116
低学年	165	320	325	47	47
高学年	297	306	315	69	69
②確保方策 (人日/年)	462	626	640	116	116
低学年	165	320	325	47	47
高学年	297	306	315	69	69
③過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### ■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	692	450	116	188	174
低学年	390	226	47	89	162
高学年	302	224	69	99	12
②確保方策 (人日/年)	692	626	116	188	174
低学年	390	320	47	89	162
高学年	302	306	69	99	12
③過不足 (②-①)	0	176	0	0	0

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

## ■ 計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（人）	538	515	489	463	439
②確保方策（人）	538	515	489	463	439
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

## ■ 実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（人）	535	507	465	471	438
②確保方策（人）	535	507	465	471	438
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

## (11) 妊婦健康診査

## ■ 計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（人）	538	515	489	463	439
②確保方策（人）	538	515	489	463	439
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

## ■ 実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み（人）	562	526	500	493	452
②確保方策（人）	562	526	500	493	452
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

## 第8節 アンケート調査結果からみた子どもたち

### 【横手市 子育てに関するアンケート調査】

#### 1 調査の目的

横手市では、国の「子ども・子育て支援新制度」のスタートを機に、平成26年度に「横手市子ども・子育て支援事業計画 夢はぐくむゆきんこプラン」（平成27年度～平成31年度）を策定し、子育てを地域全体で見守る体制を構築しています。

この調査は、保護者の皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、「横手市子ども・子育て支援事業計画 夢はぐくむゆきんこプラン」策定のための基礎資料とすることを目的として、平成31年1月に実施しました。

#### 2 調査の設計・方法

横手市に居住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯と小学生（1～6年生）のいる世帯を対象に住民基本台帳による年齢別を考慮した系統抽出法で、保護者の方が回答する方法によりアンケート調査を実施しました。

#### 3 回収結果

	配付数①	総回収数	有効回収数②	有効回収率 ②／①
就学前児童	2,000	1,393	1,393	69.7%
小学生	2,000	1,394	1,393	69.7%

#### 4 グラフの見方

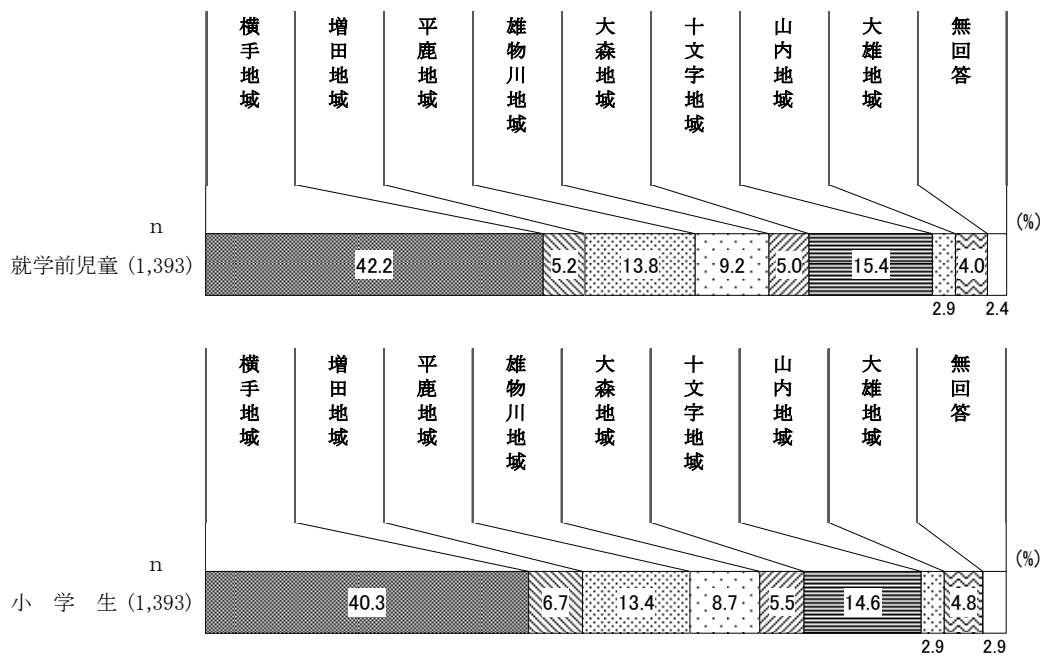
- n (number of cases) は比率算出の基数であり、100%が何人の回答に相当するかを示します。
- 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、単一選択式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならない場合があります。また、回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、すべての選択肢の比率を合計すると100%を超えます。
- 図表及び本文で、選択肢の語句などを一部簡略化している場合があります。

## 5 調査結果の概要

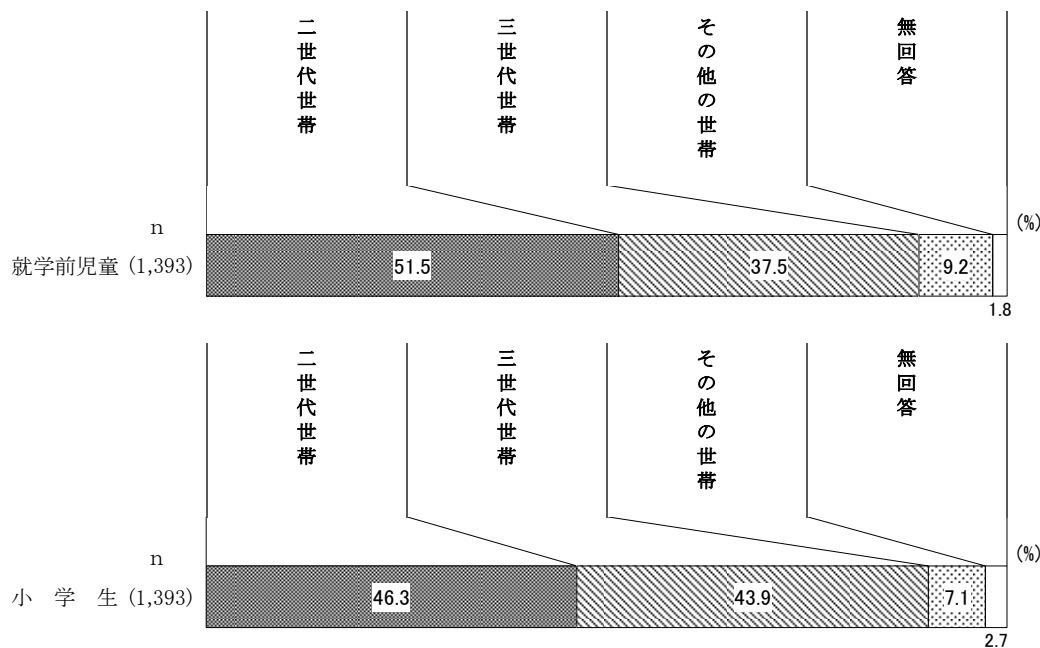
### (1) 家庭の状況

- ・就学前児童・小学生ともに「横手地域」が最も多く、「十文字地域」、「平鹿地域」と続いています。
- ・家族構成については、就学前児童は「二世帯世帯」が51.5%と最も多く、「三世帯世帯」が37.5%と続いています。一方、小学生では「二世帯世帯」(46.3%)と「三世帯世帯」(43.9%)がほぼ半々となっています。

【居住地域】



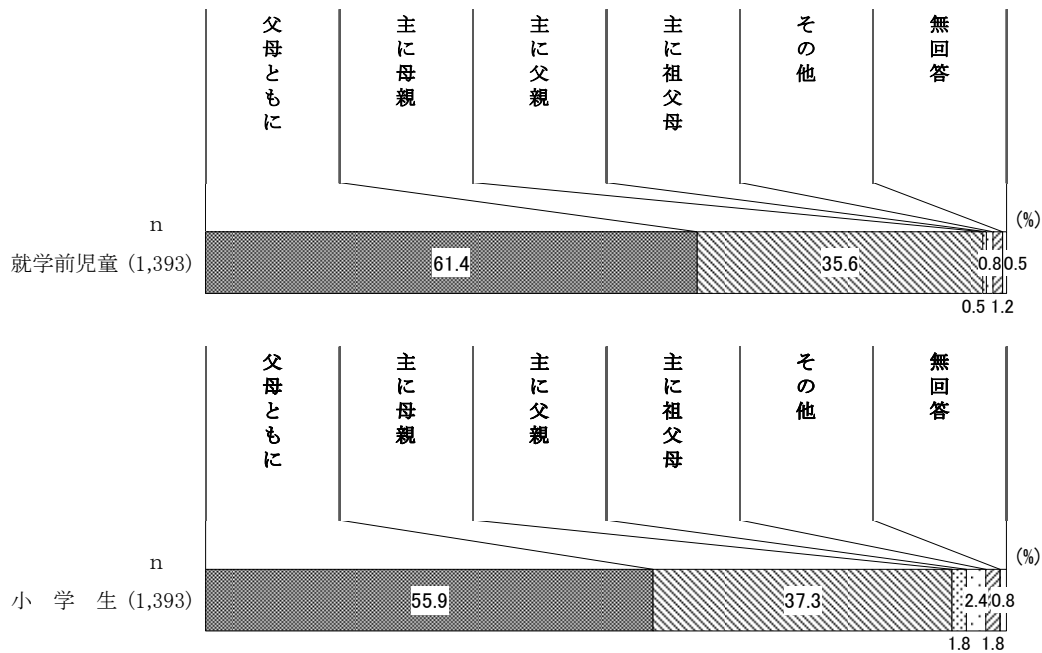
【家族構成】





- ・小学生より就学前児童の方が「父母ともに」がやや多く、子どもが小さいうちは父親も育児への参加が高いことが分かります。

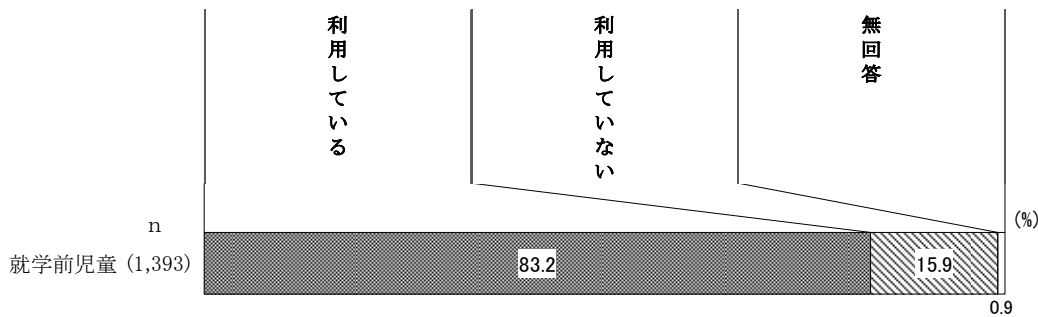
【子育ての主体者】



(2) 教育・保育事業等について

- ・教育・保育事業については、83.2%が利用しており、そのうち「認可保育所」が82.7%、「認定こども園」が11.0%となっています。年齢別で見ると、1歳からの利用が多くなっています。
- ・教育・保育事業を利用している理由については、子どもの教育や親の就労のための理由となっています。
- ・小学生の放課後の過ごし方については、「自宅」(71.1%)が最も多く、それ以外には「習い事」、「放課後児童クラブ」などとなっています。

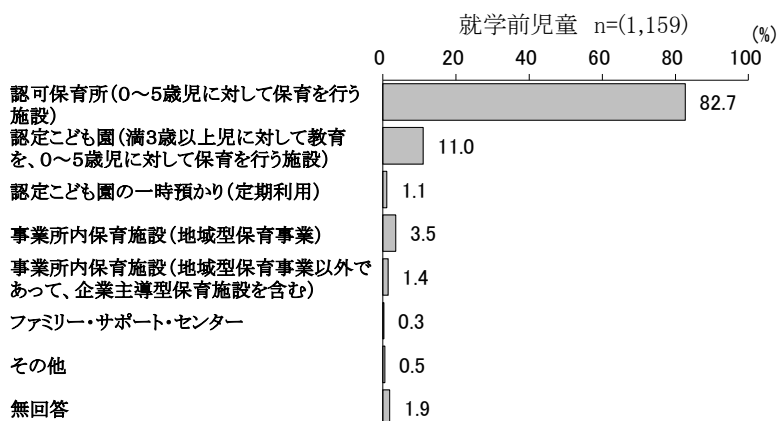
【教育・保育事業の利用状況】



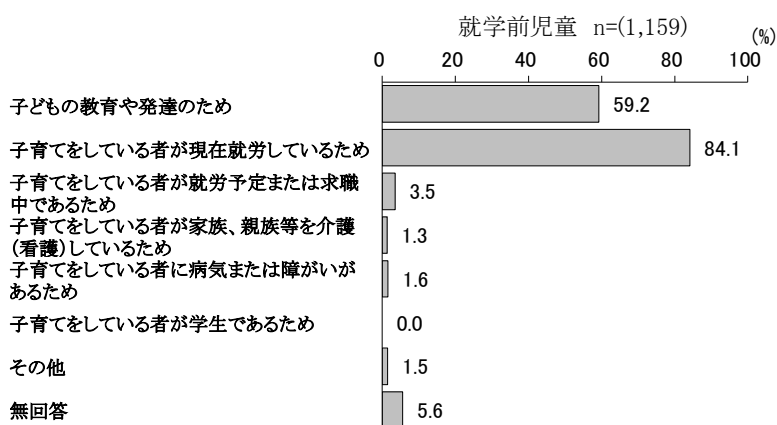
【教育・保育事業の利用状況（年齢別）】

	調査数	利用している	利用していない	無回答
上段：件数 下段：%				
全 体	1,393 100.0	1,159 83.2	221 15.9	13 0.9
年齢別				
0歳	301 100.0	137 45.5	163 54.2	1 0.3
1歳	199 100.0	177 88.9	22 11.1	-
2歳	206 100.0	179 86.9	21 10.2	6 2.9
3歳	212 100.0	206 97.2	6 2.8	-
4歳	211 100.0	207 98.1	3 1.4	1 0.5
5歳	227 100.0	224 98.7	1 0.4	2 0.9
年齢別（3区分）				
0歳	301 100.0	137 45.5	163 54.2	1 0.3
1～2歳	405 100.0	356 87.9	43 10.6	6 1.5
3～5歳	650 100.0	637 98.0	10 1.5	3 0.5

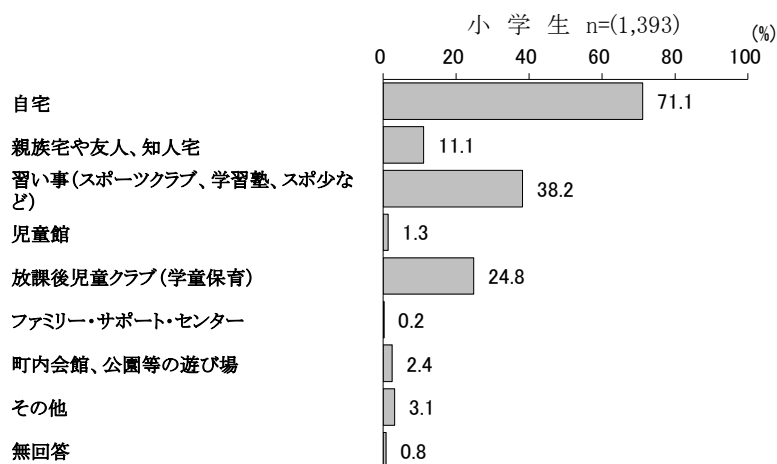
【利用している教育・保育事業】



【教育・保育事業を利用している理由】



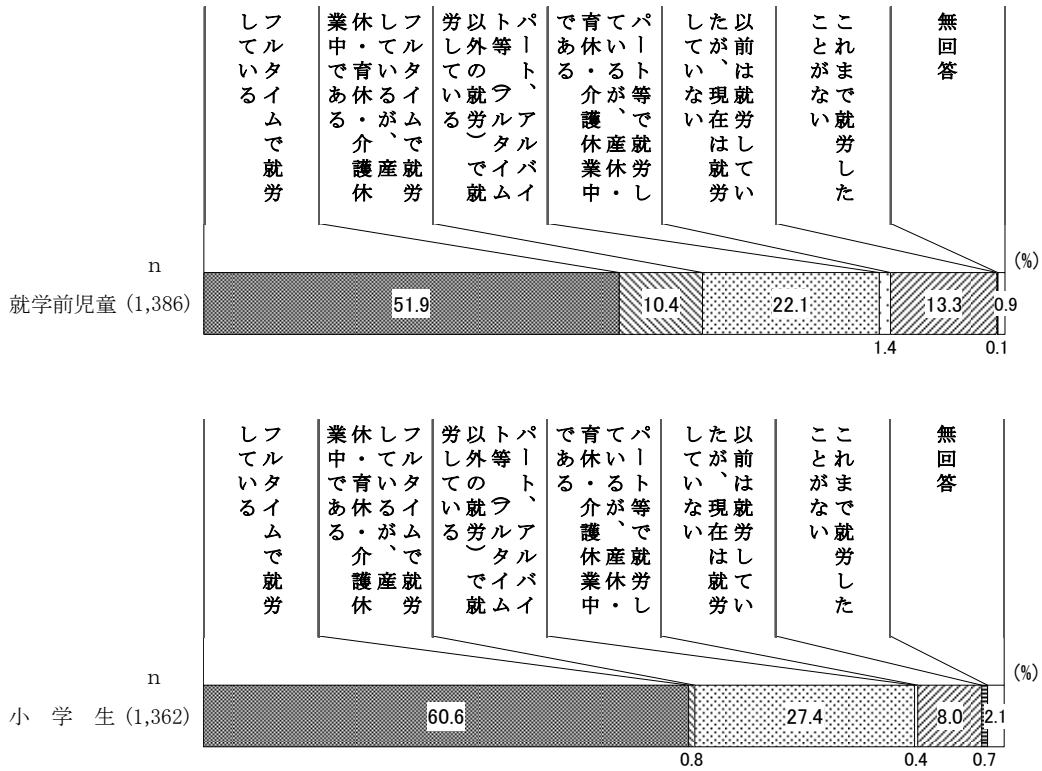
【放課後主に過ごしている場所】



(3) 就労の状況

・就学前児童に比べて小学生では、フルタイムやパート・アルバイトなどの就労をしている母親が多い傾向です。

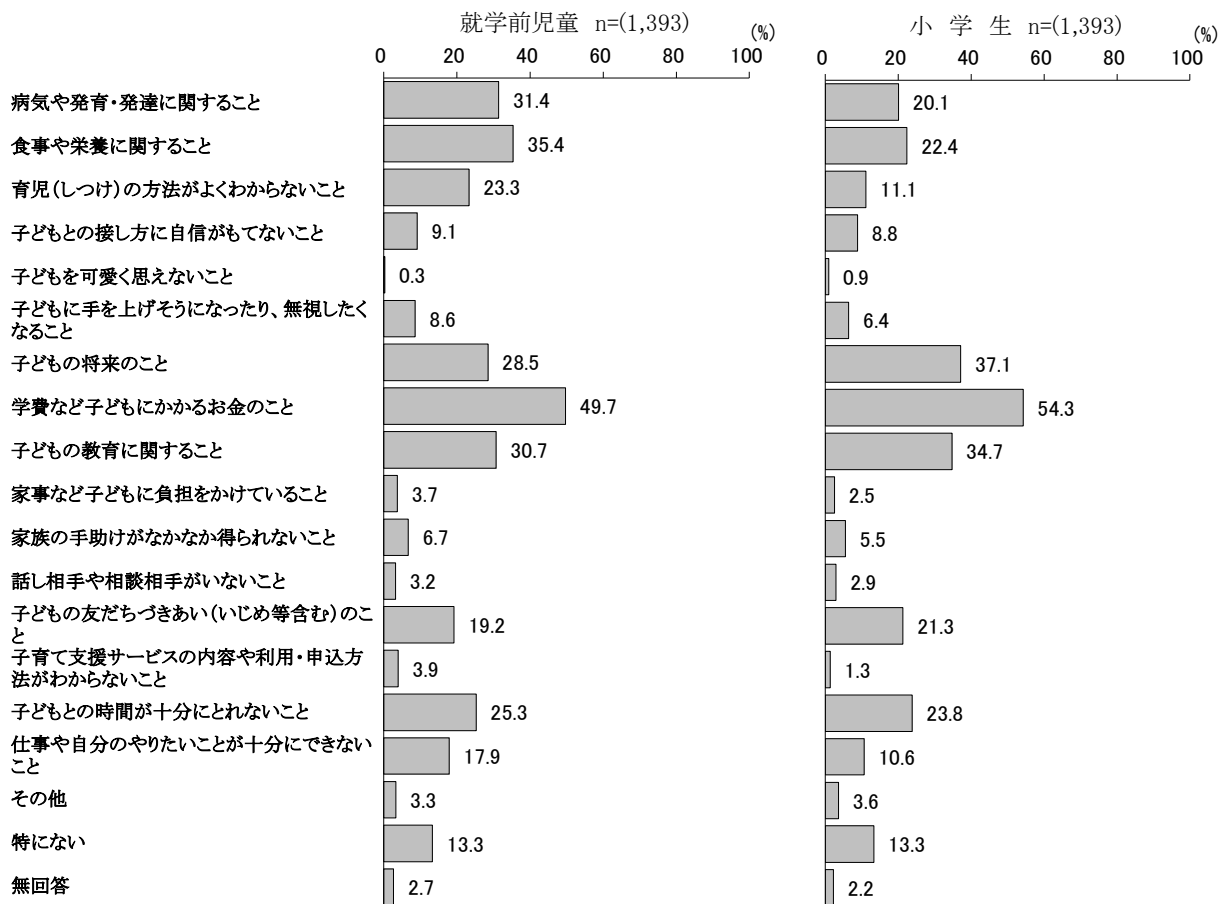
【母親の就労状況】



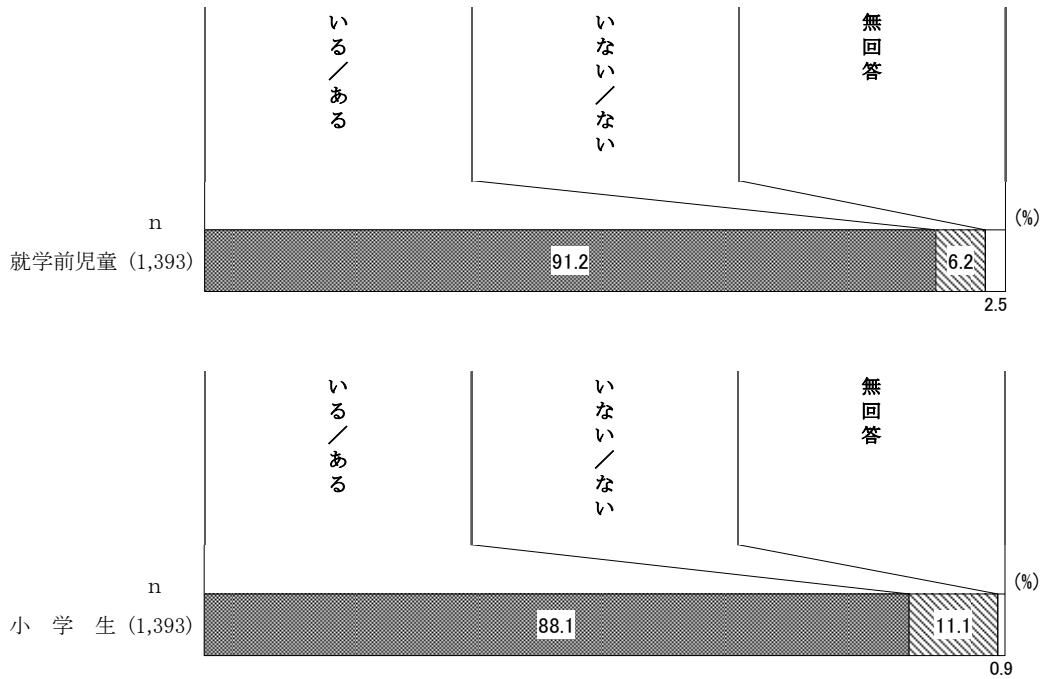
(4) 日頃の子育てについて

- ・就学前児童・小学生ともに、一番の悩みは「学費など子どもにかかるお金のこと」となっています。その他、就学前児童は、食事や栄養、発育・発達に関すること、小学生は、子どもの将来、教育に関することなどとなっています。
- ・相談先の有無については、就学前児童・小学生ともに9割前後が「いる／ある」と回答しており、そのほとんどが祖父母や友人・知人の身近な人に相談しています。就学前児童は、加えて保育所など子どもの預け先への相談もみられます。

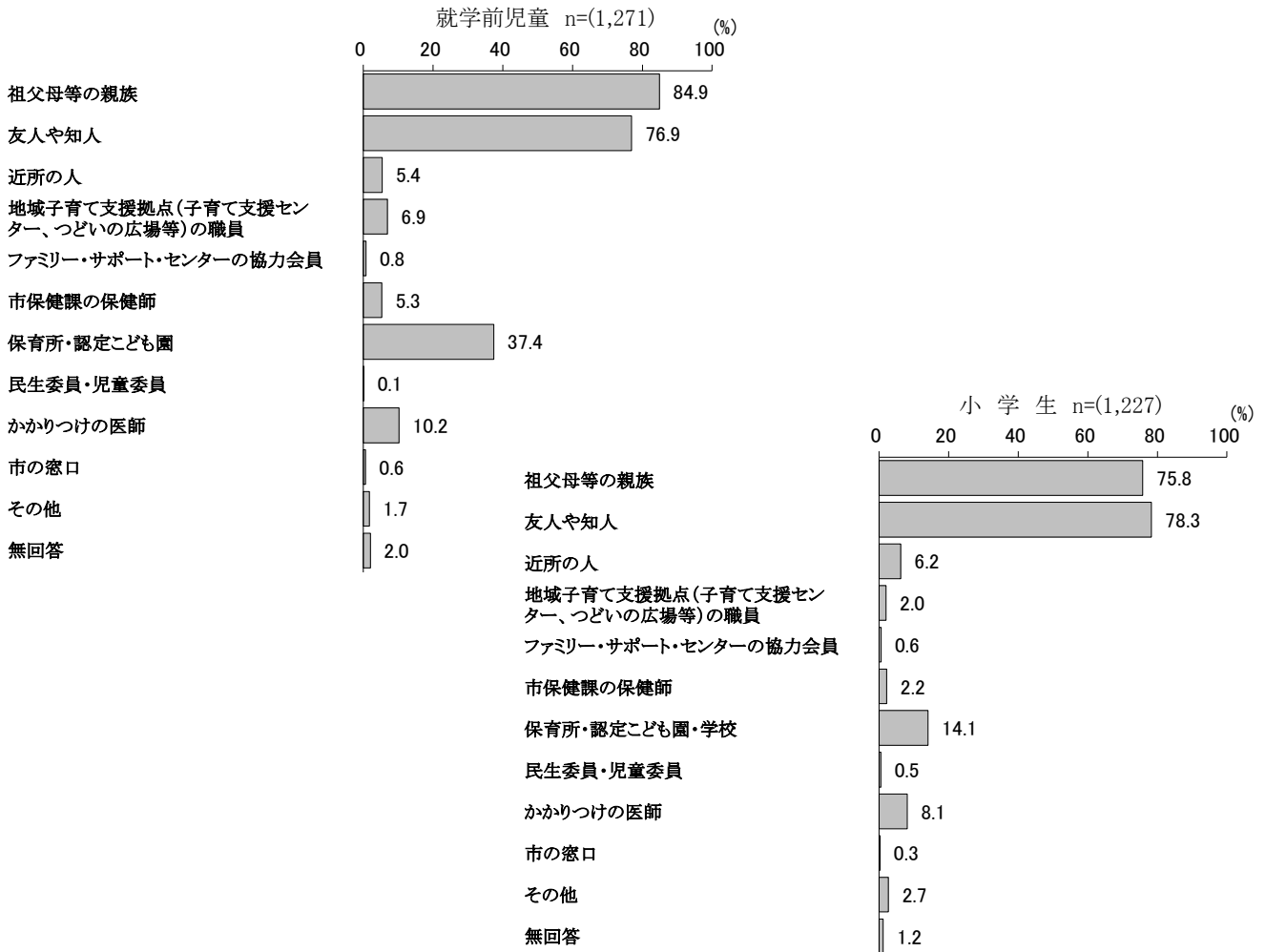
【子育てで悩んでいること】



【相談先の有無】

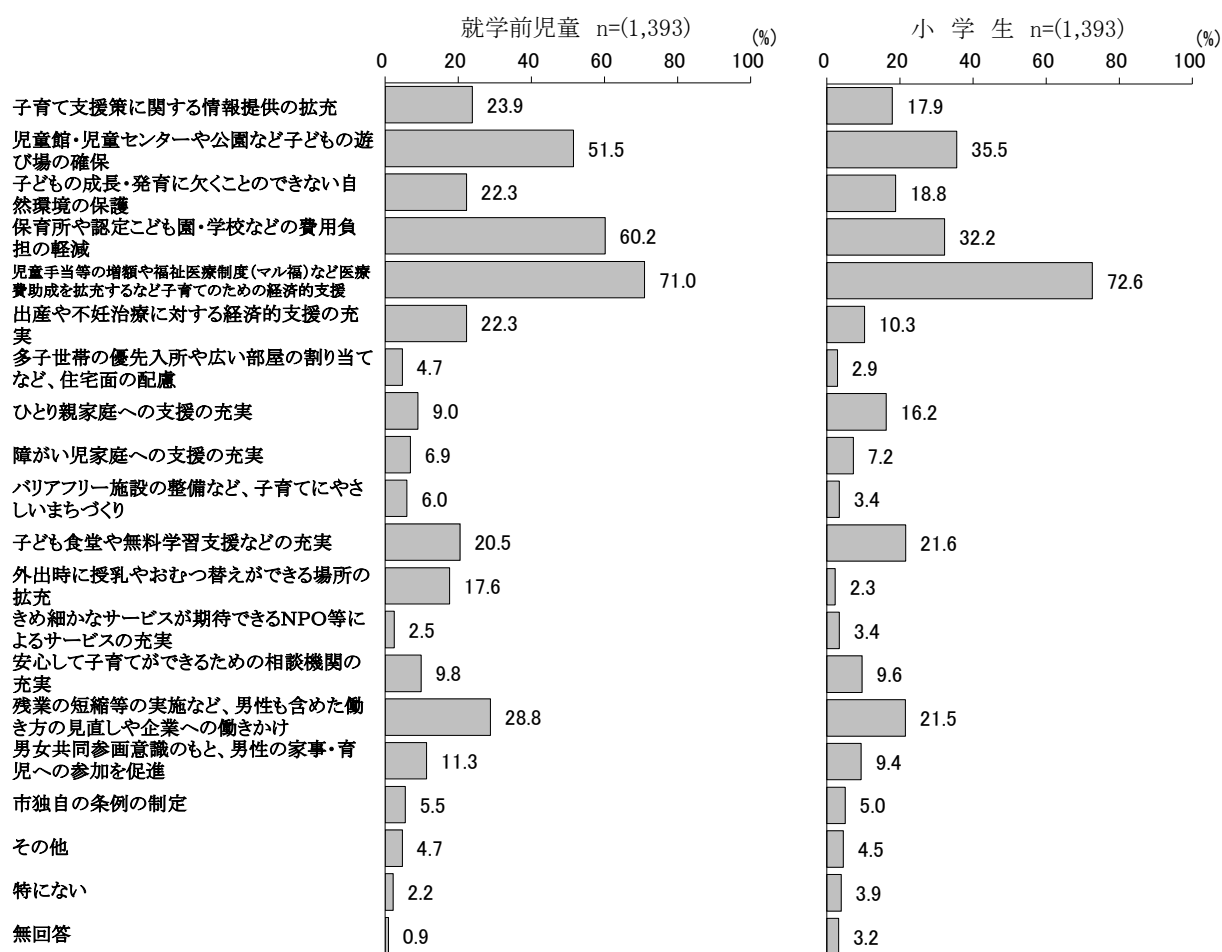


【相談できる人（場所）】

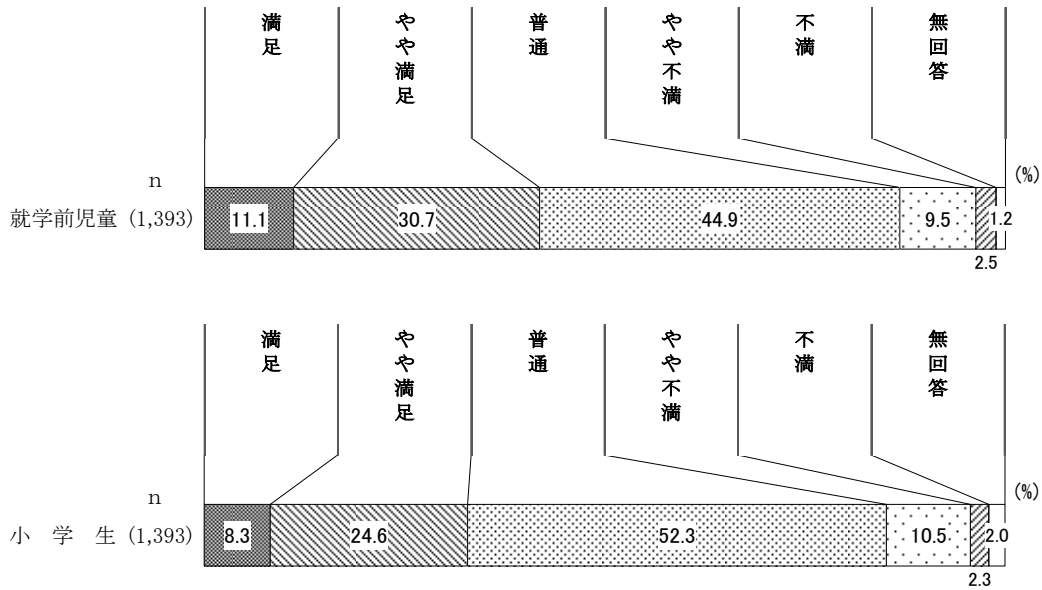


- ・期待する子育て支援については、就学前児童・小学生ともに、子育ての悩みで最も多かった経済的支援があげられています。その他、順位は異なるものの、就学前児童・小学生ともに保育所や学校などの費用負担の軽減や子どもの遊び場の確保などとなっています。
- ・就学前児童は、出産や不妊治療に対する経済的支援、外出時のおむつ替えの場の拡充、働き方の見直し、小学生はひとり親家庭への支援などもあげられています。
- ・地域における子育ての環境や支援に対する満足度は、就学前児童は41.8%、小学生では32.9%と、就学前児童の方が高くなっています。

【期待する子育て支援】



【子育て環境や支援への満足度】



## 【横手市 子どものいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査】

### 1 調査の設計・方法

高校生以下の子どもがいる家庭 2,000 世帯（平成 28 年 9 月実施：市アンケート調査）及びすべてのひとり親家庭 1,203 世帯（平成 28 年 7～8 月実施：県アンケート調査）に対して、生活状況等に関するアンケート調査を実施しました。

### 2 回収結果

	配付数	総回収数	回収率	集計対象世帯数※
市アンケート調査	2,000	877	43.9%	781
県アンケート調査	1,203	463	38.5%	431
合計	3,203	1,340	41.8%	1,212

※集計対象世帯数：手取り収入額の回答があったもの

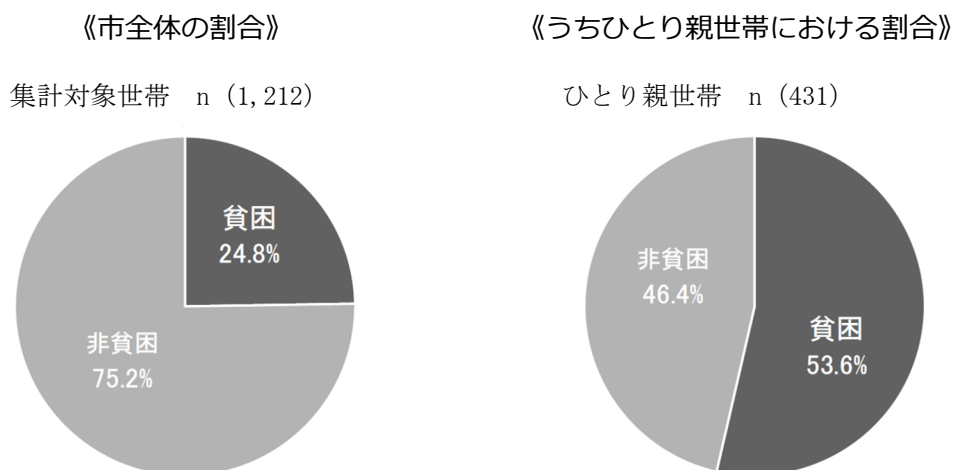


### 3 調査結果の概要

#### (1) 貧困世帯の状況

・1,212世帯のうち300世帯(24.8%)、ひとり親世帯では431世帯のうち231世帯(53.6%)が貧困世帯となっています。

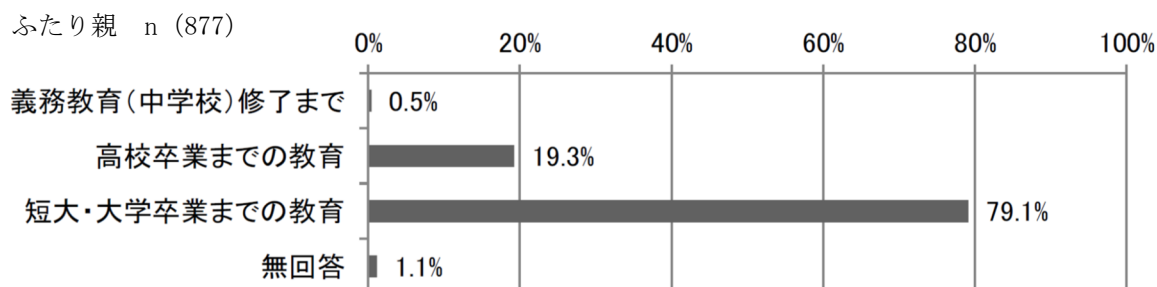
#### 【貧困状況】



#### (2) 子どもの進路などに関する保護者の悩みごとについて

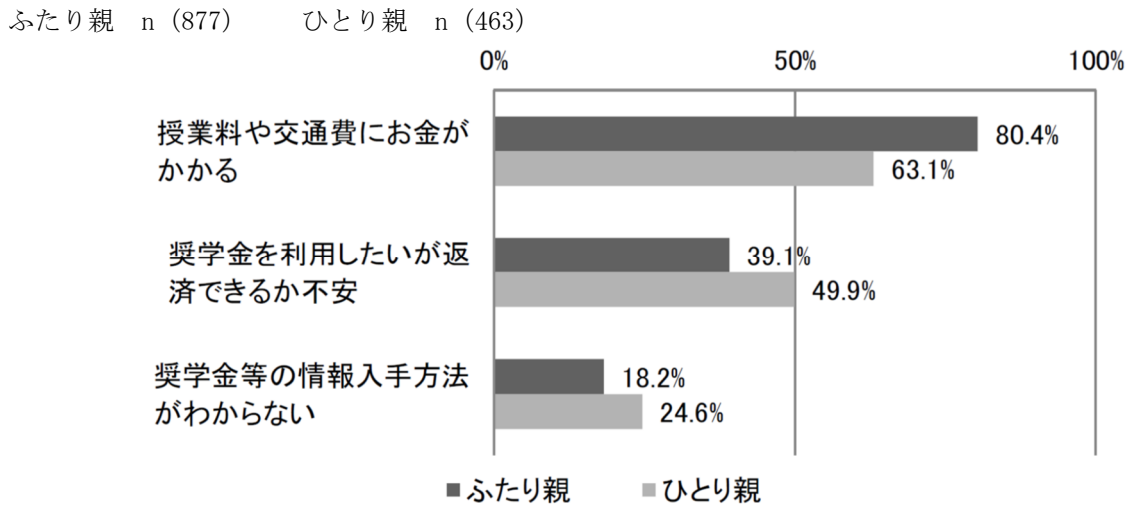
- ・子どもをどの教育段階まで受けさせたいかについては、79.1%が「短大・大学卒業までの教育」、19.3%が「高校卒業までの教育」と考えています。
- ・進学についての心配ごとについては、ひとり親は「奨学金を利用したいが返済できるか不安」(49.9%)がふたり親を約10ポイント上回っています。

#### 【子どもにはどの教育段階まで受けさせたいか】



資料：市アンケート調査結果

【進学における心配ごと】

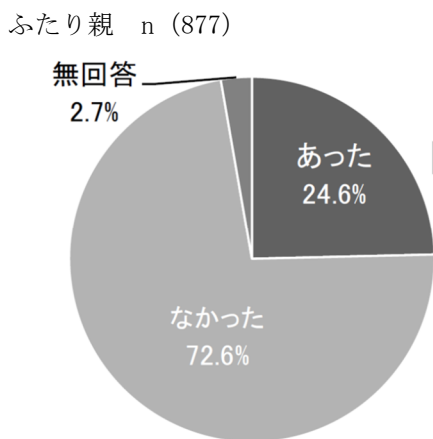


資料：県及び市アンケート調査結果

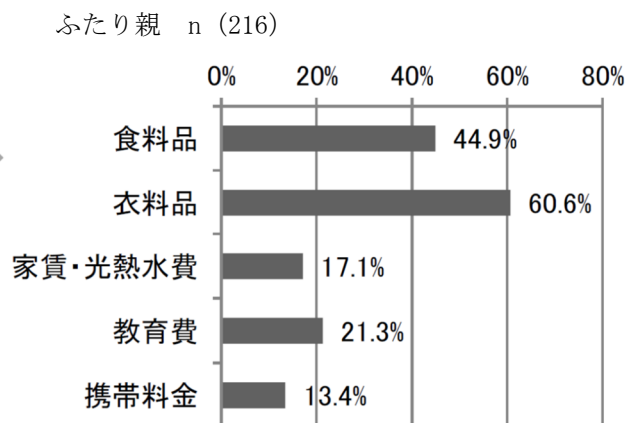
(3) 子どもの生活に関することについて

・生活に必要なものにお金が使えなかったことの有無については、24.6%が「あった」と回答しており、「衣料品」(60.6%)、「食料品」(44.9%)、「教育費」(21.3%)などに使えなかったと回答しています。

【生活に必要なものにお金を使えなかったことがあるか】



【お金を使えなかった経費の内訳】

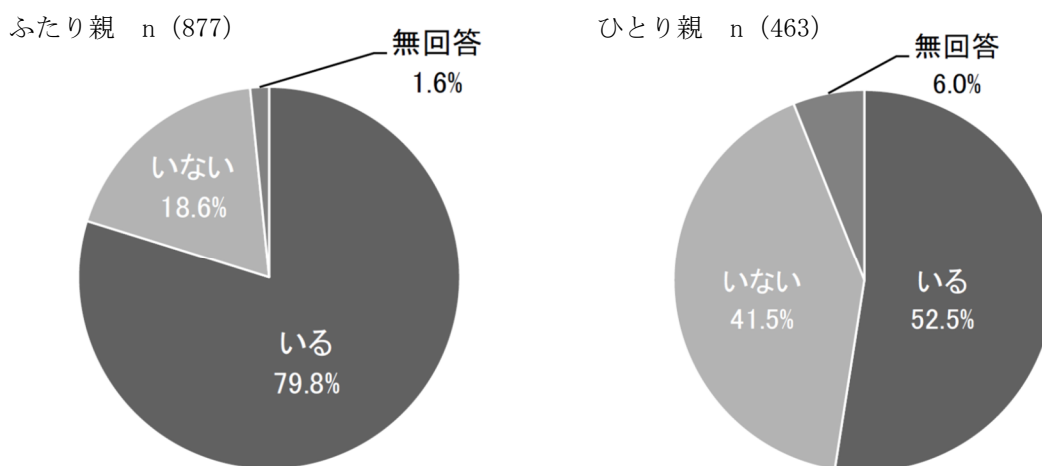


資料：市アンケート調査結果

#### (4) 子育てに関する悩みごとの相談

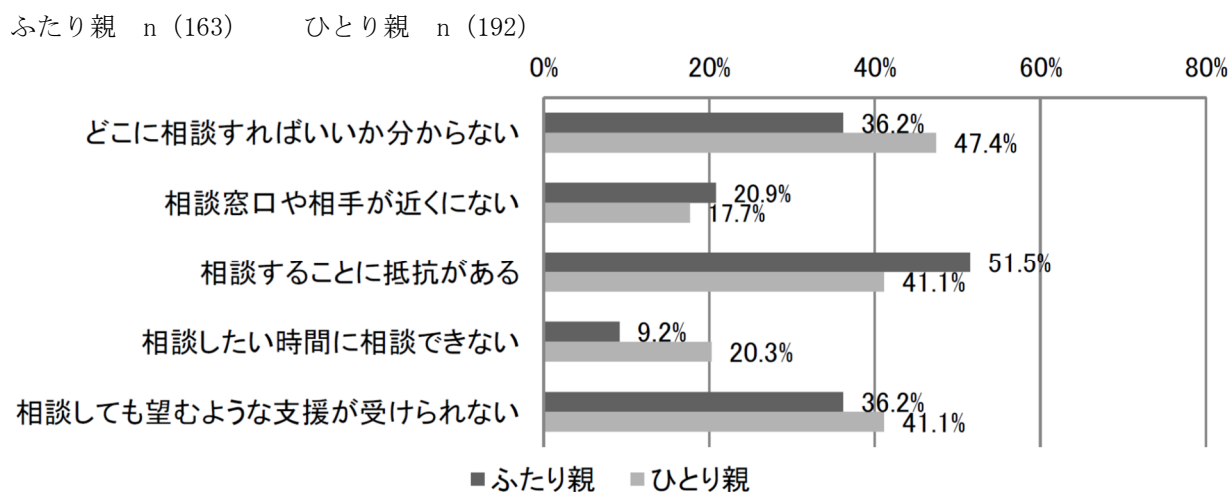
- ・相談相手の有無については、「いる」と回答した人は、ふたり親は79.8%ですが、ひとり親は52.5%にとどまり、「いない」も41.5%となっています。
- ・相談できる相手がない理由としては、ふたり親は「相談することに抵抗がある」、ひとり親では「どこに相談すればいいかわからない」が最も多くなっています。

【子育てにおける悩みを相談できる相手がいるか】



資料：県及び市アンケート調査結果

【子育てにおける悩みを相談できる相手がない理由】



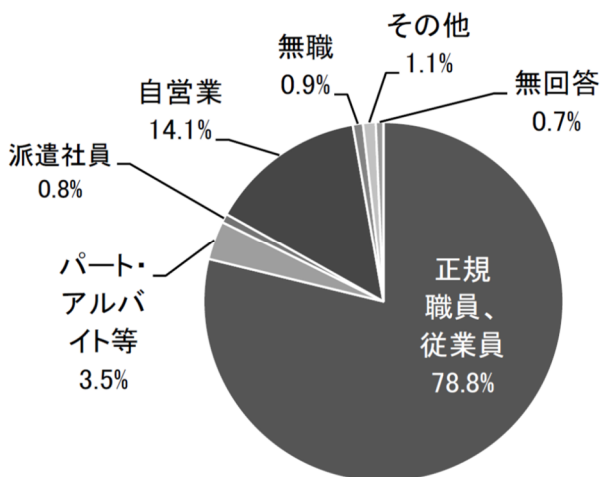
資料：県及び市アンケート調査結果

(5) 就労と収入の状況

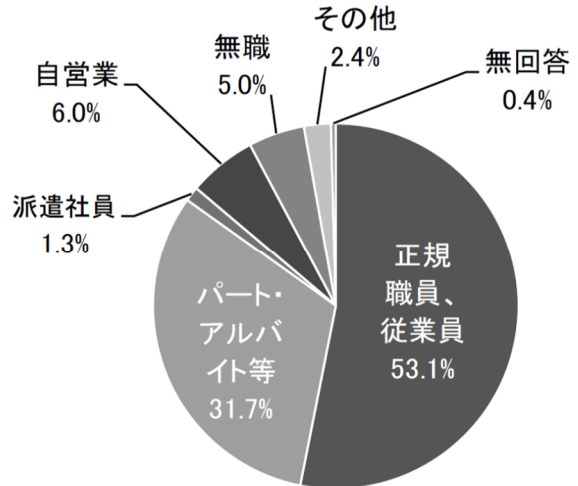
- ・ふたり親に比べてひとり親では、パート・アルバイトなどの就労をしている人が多くなっています。
- ・収入に対する満足度については、「まったく足りていない」がふたり親の25.2%に対して、ひとり親は45.6%となっており、「やや足りていない」をあわせると約8割が満足していません。
- ・ふたり親は28.4%が転職を希望しており、就職・転職を実現できない理由として「希望する勤務条件の仕事がない」が61.0%と最も多くなっています。一方、ひとり親では49.5%が転職を希望しており、「希望する勤務条件の仕事がない」(52.8%)、「必要な資格や技術がない」(38.9%)などを実現できない理由にあげています。

【主たる生計者の就労形態】

ふたり親 n (877)



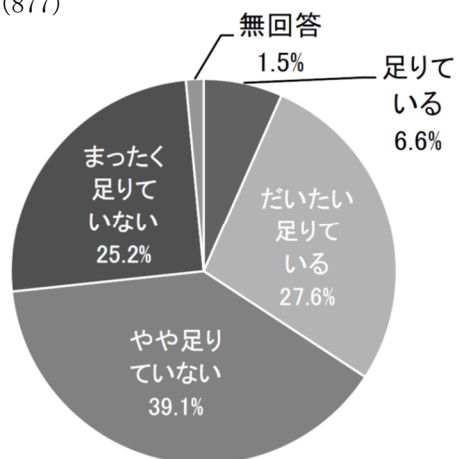
ひとり親 n (463)



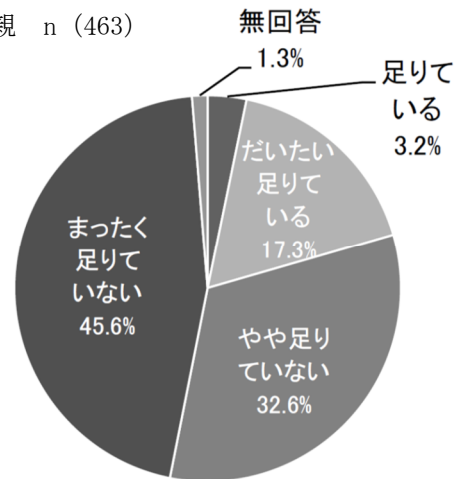
資料：県及び市アンケート調査結果

【収入に対する満足度】

ふたり親 n (877)

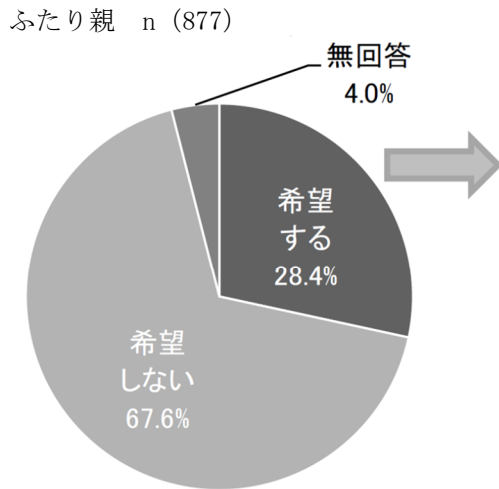


ひとり親 n (463)

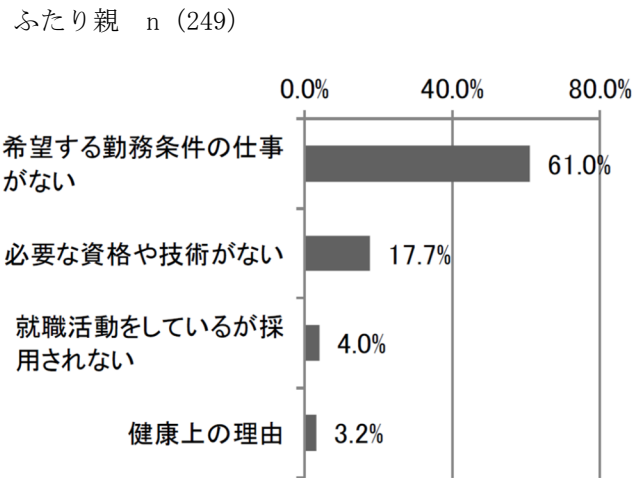


資料：県及び市アンケート調査結果

【就職あるいは高収入への転職希望】

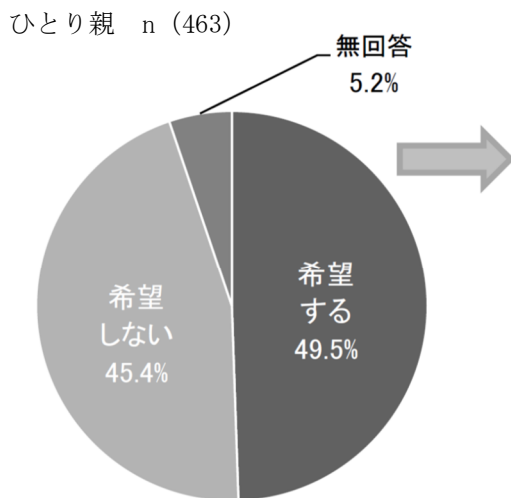


【就職・転職を実現できない理由】

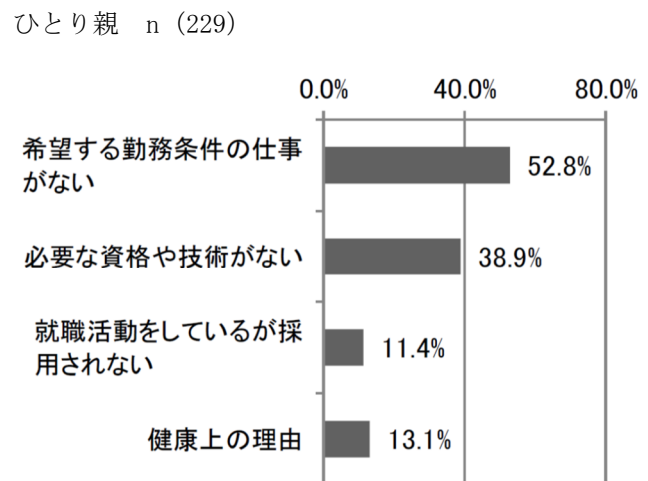


資料：市アンケート調査結果

【就職あるいは高収入への転職希望】



【就職・転職を実現できない理由】



資料：県アンケート調査結果

## 第Ⅲ章

### 計画の基本的な考え方



# 第1節 計画の体系





## 第2節 子どもの数の推計

横手市の人口推計は、社会増による人口増加が見込まれるような行政区もあることから、より詳細な仮定データを用いて推計する「コーホート要因法」を用いて人口推計を行いました。また、区域による地域差に鑑み、過去3年間の地域別人口を根拠の人口実績とし、地域ごとの将来推計人口を算出しました。

人口推計で一般的に推奨される方法として「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」の2種類があり、「コーホート変化率法」は、過去の各コーホートの増減を“変化率”として定め、人口に掛けあわせて推計する手法です。一方、「コーホート要因法」は“自然増（出生・死亡）”及び“社会増（転入・転出）”の将来値を仮定し、これに基づいて推計する手法です。

人口推計に利用する“年齢別生残率”、“母親の年齢別出生率”は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」における仮定値（中位）を用いました。

横手市の0～11歳までの人口推計は、就学前児童では令和2年度の2,907人から令和6年度には2,400人と5年間で507人の減少が考えられます。小学生では3,696人から3,165人と531人の減少が考えられます。

【就学前児童の人口推計】

(人)

	平成30年 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	462	438	418	399	381	363	349
1～2歳	1,027	953	923	877	838	800	763
3～5歳	1,674	1,635	1,566	1,503	1,404	1,353	1,288
合計	3,163	3,026	2,907	2,779	2,623	2,516	2,400
前年差	-183	-137	-119	-128	-156	-107	-116

【小学生の人口推計】

(人)

	平成30年 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6～8歳	1,933	1,873	1,781	1,668	1,629	1,560	1,498
9～11歳	2,054	1,969	1,915	1,931	1,873	1,781	1,667
合計	3,987	3,842	3,696	3,599	3,502	3,341	3,165
前年差	-71	-145	-146	-97	-97	-161	-176

## 第3節 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地域的条件や交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされています。

横手市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）を1区域、地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業を小学校区（17区域）に設定します。

【提供区域の設定】

分類	事業名	施設名等	区域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園、保育所	市全域
	地域型保育事業	事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	①延長保育事業	認定こども園、保育所	市全域
	②放課後児童健全育成事業	各学童保育（放課後児童クラブ）	小学校区 17区域
	③利用者支援事業	横手市児童センター	市全域
	④子育て短期支援事業	ショートステイ（愛児園、秋田赤十字乳児院）、トワイライトステイ（愛児園）	
	⑤地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター、つどいの広場	
	⑥一時預かり事業	認定こども園（一時利用・定期利用）、保育所、ファミリー・サポート・センター	
	⑦病児・病後児保育事業	病児保育園（病児） 保育所（病後児・体調不良児）	
	⑧病児・緊急対応強化事業	ファミリー・サポート・センター	
	⑨子育て援助活動支援事業（小学生以下の一時預かり）	ファミリー・サポート・センター	
	⑩乳児家庭全戸訪問事業		
	⑪妊婦健康診査		

## 2 教育・保育の区分の設定

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、認定こども園、認可保育所、認可外保育施設、事業所内保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設等
1号認定	3～5歳	教育を希望する場合	認定こども園
2号認定	3～5歳	保育を必要とし、保育所等での保育を希望する場合（共働き家庭等）	認定こども園、保育所
3号認定	0～2歳	保育を必要とし、保育所等での保育を希望する場合（共働き家庭等）	認定こども園、保育所、地域型保育

## 第Ⅳ章

### 5 年行動計画の内容



# 基本目標Ⅰ 子ども・子育て支援サービスの充実

## 1 施設型給付及び地域型保育給付の充実

### (1) 1号認定【教育標準時間認定：幼稚園、認定こども園】

1号認定は、3～5歳の子どもで保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。

#### ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	144	81	77	72	70	66
②確保方策（人）	200	203	203	203	203	203
特定教育・保育施設	200	203	203	203	203	203
③過不足（②-①）	56	122	126	131	133	137

### (2) 2号認定【保育認定：保育所、認定こども園】

2号認定は、3～5歳の子どもで保育の必要性がある認定区分です。

#### ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	1,445	1,427	1,370	1,279	1,233	1,174
②確保方策（人）	1,569	1,451	1,451	1,451	1,451	1,451
特定教育・保育施設	1,569	1,451	1,451	1,451	1,451	1,451
③過不足（②-①）	124	24	81	172	218	277

### (3) 3号認定【保育認定：保育所、認定こども園】

3号認定は、0～2歳の子どもで保育の必要性がある認定区分です。0歳児と1～2歳児に分けて定めます。

#### ① 0歳児

##### ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	257	321	307	293	279	268
②確保方策(人)	308	290	290	290	290	290
特定教育・保育施設	304	284	284	284	284	284
特定地域型保育事業	4	6	6	6	6	6
保育利用率(%)	20.7	21.6	22.7	23.8	24.9	26.1
③過不足(②-①)	51	-31	-17	-3	11	22

#### ② 1～2歳児

##### ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	847	832	791	755	721	688
②確保方策(人)	866	828	828	828	828	828
特定教育・保育施設	857	807	807	807	807	807
特定地域型保育事業	9	21	21	21	21	21
保育利用率(%)	58.2	61.7	64.9	67.9	71.2	74.5
③過不足(②-①)	19	-4	37	73	107	140

※子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。「保育利用率」の目標値については、以下のとおり算出します。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号子どもにかかる保育の利用定員数(各年度における②確保方策欄の人数)}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体(P.70 子どもの数の推計値)}}$$

※保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体(P.71 子どもの数の推計値)に占める認定こども園、保育所または地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数(各年度における②確保方策欄の人数)の割合

#### (4) 教育・保育の確保の方策の今後の方向性

1号・2号・3号認定ともに、既存の供給量（保育所及び認定こども園、地域型保育事業の定員合計値）で対応が可能となっています。

毎年、教育・保育の提供施設の空き状況や市内の需要動向を踏まえながら必要に応じて確保の方策を見直していきます。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援が求められていることから、下記の事業を実施します。

子どもたちの健やかな成長のために適切な子育て環境が確保されるよう、今後もこれまで推進してきた事業の充実を図り、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を充実します。

### (1) 延長保育事業

保護者の勤務・通勤時間、急な残業などの場合に、通常保育時間を超えて保育所に預けることができる事業です。市内全保育所で実施しています。

#### ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	199	250	239	225	216	206
②確保方策（人）	2,647	2,534	2,534	2,534	2,534	2,534
③過不足（②－①）	2,448	2,284	2,295	2,309	2,318	2,328



## (2) 放課後児童健全育成事業

保護者の労働などにより、放課後や週末に家庭での児童の生活が困難な場合に、保護者に代わり児童の生活や遊びの指導を行う事業です。

### ■ 量の見込みと確保の方策 ■

		平成30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	①1～4年生	1,192	1,257	1,184	1,163	1,110	1,073
②確保方策(人)		1,401	1,466	1,429	1,429	1,429	1,429
③過不足Ⅰ(②-①)		209	209	245	266	319	356
量の見込み(人)	④5～6年生	69	148	159	167	168	165
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))		140	61	86	99	151	191

現在、17小学校区で学童保育を実施しています。令和3年度には、十文字第一、十文字第二、植田、睦合小学校区を統合し、新しく2箇所を開所する予定です。

小学校1～4年生の児童を優先して受け入れ体制を確保することとしていますが、施設及び支援員の体制が整っている施設については、小学校6年生までの児童の受け入れを行います。なお、確保の方策において、不足が発生する施設などにおいては、経過措置として以下の取り扱いとします。

- ・市の内規に定める一定のクラブについては、その定員の数の最大25%増までの間で定員を定めることができるとしており、今後もその規定を運用し、受け入れ体制を確保することとします。
- ・登録児童の利用形態は、児童によって平日利用、土曜利用、長期休暇のみの利用などにより毎日定員に達するとは限りません。そのため、一日あたりの利用児童数に応じ、登録児童の受け入れ調整を検討します。
- ・それでもなお不足が生じる施設などについては、学校の余裕教室や学校の近隣でかつ遊び場のある施設を確保するよう努力するものとします。

今後も、毎年意向調査を実施し、需要動向を踏まえながら必要に応じて確保の方策を見直ししていきます。

## 【各小学校区別】

## «横手南小学校区»

## ■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「みなみ」	20						
学童保育「みなみⅡ」	20						
学童保育「みなみⅢ」	15						
学童保育「わんぱく」	80						
学童保育「みなみⅣ」	25						
学童保育「てらこや明照」	40						
量の見込み（人）	①1～4年生	158	172	168	169	168	168
②確保方策（人）		200	200	200	200	200	200
③過不足Ⅰ（②－①）		42	28	32	31	32	32
量の見込み（人）	④5～6年生	0	13	14	15	13	12
⑤過不足Ⅱ（②－（①+④））		42	15	18	16	19	20

## «朝倉小学校区»

## ■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「あさくら」	60						
学童保育「あさくらキッズ」	40						
学童保育「あさくらⅢ」	40						
量の見込み（人）	①1～4年生	91	81	82	79	80	74
②確保方策（人）		140	140	140	140	140	140
③過不足Ⅰ（②－①）		49	59	58	61	60	66
量の見込み（人）	④5～6年生	22	6	8	7	6	6
⑤過不足Ⅱ（②－（①+④））		27	53	50	54	54	60

「旭小学校区」

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「ピノキオ」	32						
学童保育「あさひ」	60						
学童保育「あさひⅡ」	20						
学童保育「あさひⅢ」	25						
量の見込み（人）	①1～4年生	129	96	84	78	73	68
②確保方策（人）		137	137	137	137	137	137
③過不足Ⅰ（②－①）		8	41	53	59	64	69
量の見込み（人）	④5～6年生	0	8	9	9	7	7
⑤過不足Ⅱ（②－（①+④））		8	33	44	50	57	62

「栄小学校区」

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「さかえ」	40						
量の見込み（人）	①1～4年生	25	30	30	28	25	23
②確保方策（人）		40	40	40	40	40	40
③過不足Ⅰ（②－①）		15	10	10	12	15	17
量の見込み（人）	④5～6年生	5	3	2	2	2	2
⑤過不足Ⅱ（②－（①+④））		10	7	8	10	13	15

「横手北小学校区」

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
げんキッズよこてきた	80						
学童保育「金沢よこてきた」	40						
学童保育「境町よこてきた」	17						
量の見込み（人）	①1～4年生	124	128	123	128	119	120
②確保方策（人）		137	137	137	137	137	137
③過不足Ⅰ（②－①）		13	9	14	9	18	17
量の見込み（人）	④5～6年生	0	9	10	10	10	10
⑤過不足Ⅱ（②－（①+④））		13	0	4	-1	8	7

「増田小学校区」

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「すまいるキッズ」	40						
学童保育「ますだキッズ」	40⇒50						
量の見込み（人）	①1～4年生	75	77	82	69	75	66
②確保方策（人）		80	90	90	90	90	90
③過不足Ⅰ（②－①）		5	13	8	21	15	24
量の見込み（人）	④5～6年生	0	12	10	20	26	23
⑤過不足Ⅱ（②－（①＋④））		5	1	-2	1	-11	1

「浅舞小学校区」

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
浅舞児童クラブⅠ・Ⅱ	70⇒105						
量の見込み（人）	①1～4年生	69	92	97	87	84	84
②確保方策（人）		70	105	105	105	105	105
③過不足Ⅰ（②－①）		1	13	8	18	21	21
量の見込み（人）	④5～6年生	0	6	5	6	6	5
⑤過不足Ⅱ（②－（①＋④））		1	7	3	12	15	16

「吉田小学校区」

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童クラブ「どんぐりっこ」	60						
量の見込み（人）	①1～4年生	48	61	64	62	55	49
②確保方策（人）		60	60	60	60	60	60
③過不足Ⅰ（②－①）		12	-1	-4	-2	5	11
量の見込み（人）	④5～6年生	10	12	10	10	11	13
⑤過不足Ⅱ（②－（①＋④））		2	-13	-14	-12	-6	-2

「醍醐小学校区」

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
醍醐児童クラブ(Ⅰ・Ⅱ)	55						
量の見込み(人)	①1～4年生	46	50	50	52	50	47
②確保方策(人)		55	55	55	55	55	55
③過不足Ⅰ(②-①)		9	5	5	3	5	8
量の見込み(人)	④5～6年生	0	7	7	6	7	6
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))		9	-2	-2	-3	-2	2

「雄物川小学校区」

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
にこにこキッズ雄物川Ⅰ・Ⅱ	80						
	30⇒50						
量の見込み(人)	①1～4年生	97	122	111	113	104	92
②確保方策(人)		110	130	130	130	130	130
③過不足Ⅰ(②-①)		13	8	19	17	26	38
量の見込み(人)	④5～6年生	13	24	28	26	25	27
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))		0	-16	-9	-9	1	11

「大森小学校区」

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「おもり」	40						
	30						
量の見込み(人)	①1～4年生	76	89	80	79	70	74
②確保方策(人)		70	70	70	70	70	70
③過不足Ⅰ(②-①)		-6	-19	-10	-9	0	-4
量の見込み(人)	④5～6年生	11	16	16	16	16	16
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))		-17	-35	-26	-25	-16	-20

«十文字第一小学校区»

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一なかよし学級	70						
さくらんぼ学級	35						
ひまわり学級	25						
量の見込み（人）	①1～4年生	107	113				
②確保方策（人）		130	130				
③過不足Ⅰ（②－①）		23	17	0	0	0	0
量の見込み（人）	④5～6年生	0	14				
⑤過不足Ⅱ（②－（①＋④））		23	3	0	0	0	0

«十文字第二小学校区»

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
第二小なかよし学級	25												
量の見込み（人）	①1～4年生							15	22				
②確保方策（人）								25	25				
③過不足Ⅰ（②－①）		10	3	0	0	0	0						
量の見込み（人）	④5～6年生	0	1										
⑤過不足Ⅱ（②－（①＋④））		10	2	0	0	0	0						

«植田小学校区»

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
あおぞら学級	15												
量の見込み（人）	①1～4年生							14	18				
②確保方策（人）								15	15				
③過不足Ⅰ（②－①）		1	-3	0	0	0	0						
量の見込み（人）	④5～6年生	0	0										
⑤過不足Ⅱ（②－（①＋④））		1	-3	0	0	0	0						

«睦合小学校区»

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
睦小なかよし学級	27						
量の見込み(人)	①1~4年生	21	19				
②確保方策(人)		27	27				
③過不足Ⅰ(②-①)		6	8	0	0	0	0
量の見込み(人)	④5~6年生	0	3				
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))		6	5	0	0	0	0

«十文字統合小学校区»※令和3年度開所予定

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
名称未定(Ⅰ~Ⅲ学級)	120						
名称未定(Ⅳ学級)	40						
量の見込み(人)	①1~4年生			137	139	128	127
②確保方策(人)				160	160	160	160
③過不足Ⅰ(②-①)			0	23	21	32	33
量の見込み(人)	④5~6年生			18	17	17	16
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))			0	5	4	15	17

«山内小学校区»

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
なかよしクラブ	40						
量の見込み(人)	①1~4年生	35	24	20	22	21	23
②確保方策(人)		40	40	40	40	40	40
③過不足Ⅰ(②-①)		5	16	20	18	19	17
量の見込み(人)	④5~6年生	0	3	11	12	11	11
⑤過不足Ⅱ(②-(①+④))		5	13	9	6	8	6

「大雄小学校区」

■ 量の見込みと確保の方策 ■

学童保育施設名	定員数	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こどもセンター	65						
量の見込み（人）	①1～4年生	62	63	56	58	58	58
②確保方策（人）		65	65	65	65	65	65
③過不足 I（②－①）		3	2	9	7	7	7
量の見込み（人）	④5～6年生	8	11	11	11	11	11
⑤過不足 II（②－（①+④））		-5	-9	-2	-4	-4	-4

（3）利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。横手市児童センターを拠点として、幅広い子育て支援の充実を図っています。

■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1	1
②確保方策（箇所）	1	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0



#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

保護者の病気などで一時的に児童（18歳未満）の養育が困難になる場合に、児童を預かる事業で、市内1箇所（県南愛児園）と市外1箇所（秋田赤十字乳児院）にて実施しています（ショートステイ：原則7日を上限、トワイライトステイ：原則6か月を上限に、夜間や休日などに対応）。

##### ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日/年）	86	90	90	90	90	90
ショートステイ事業	83	85	85	85	85	85
トワイライトステイ事業	3	5	5	5	5	5
②確保方策（人日/年）	128	90	90	90	90	90
ショートステイ事業	83	85	85	85	85	85
トワイライトステイ事業	45	5	5	5	5	5
③過不足（②－①）	42	0	0	0	0	0

#### (5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。市内の子育て支援センター8箇所とつどいの広場1箇所において実施しています。

##### ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人回/年）	17,515	18,269	17,464	16,484	15,811	15,082
②確保方策（人回/年）	23,146	18,269	17,464	16,484	15,811	15,082
③過不足（②－①）	5,631	0	0	0	0	0

## (6) 一時預かり事業

保護者の育児疲れ解消、急病並びに断続的勤務や短時間勤務などの勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応するため、認定こども園や保育所などにおいて児童を一時的に預かる事業です。

### ①認定こども園における預かり保育

認定こども園の在園児を対象に、認定こども園における教育時間終了後から認定こども園内で園児を預かる事業で、市内の全認定こども園で実施しています。

#### ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日/年）	5,868	4,964	4,668	4,393	4,131	3,884
一時利用	393	332	313	295	278	262
定期利用	5,475	4,632	4,355	4,098	3,853	3,622
②確保方策（人日/年）	5,868	4,964	4,668	4,393	4,131	3,884
一時利用	393	332	313	295	278	262
定期利用	5,475	4,632	4,355	4,098	3,853	3,622
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

### ②認定こども園以外の預かり保育

認可保育所による一時預かり保育は、理由を問わず、保護者が子どもを保育できない時に、保育所で一時的に子どもを預かる事業で、市内の保育所23箇所で開催しています。

ファミリー・サポート・センターによる一時預かり保育は、子どもの保育ができない時に、保護者に代わって短時間の保育サービスを行う住民相互の子育て援助活動です。

#### ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日/年）	1,954	1,870	1,803	1,724	1,658	1,575
認可保育所	1,673	1,589	1,510	1,435	1,364	1,283
ファミリー・サポート・センター事業	281	281	293	289	294	292
②確保方策（人日/年）	1,954	1,870	1,803	1,724	1,658	1,575
認可保育所	1,673	1,589	1,510	1,435	1,364	1,283
ファミリー・サポート・センター事業	281	281	293	289	294	292
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

## (7) 病児・病後児保育事業

病気及び病気の回復期にある子どもが保育所などでの集団生活が困難な場合、専用施設や保育所において一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった子どもを保育所の医務室などで緊急対応する事業です。

病児保育は市内1箇所（病児保育園おひさま）、病後児保育は市内1箇所（浅舞感恩講保育園）、体調不良児保育は市内11箇所で開催しています。

### ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	4,410	4,990	5,105	5,223	5,345	5,470
病児保育園（病児）	971	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
認可保育所（病後児）	47	48	48	48	48	48
認可保育所（体調不良児）	3,392	3,842	3,957	4,075	4,197	4,322
②確保方策（人）	5,312	5,762	5,877	5,995	6,117	6,242
病児保育園（病児）	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
認可保育所（病後児）	480	480	480	480	480	480
認可保育所（体調不良児）	3,392	3,842	3,957	4,075	4,197	4,322
③過不足（②－①）	902	772	772	772	772	772

## (8) 病児・緊急対応強化事業

病気の回復期にある子どもが認定こども園や保育所などでの集団生活が困難な場合、ファミリー・サポート・センター会員が一時的に子どもを預かる事業です。

### ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日/年）	1	3	3	3	3	3
②確保方策（人日/年）	1	3	3	3	3	3
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

## (9) 子育て援助活動支援事業（就学児）

仕事と育児の両立が安心してできるよう、子育てのお手伝いを希望する人（ファミリー会員）と、お手伝いをする人（サポート会員）からなる、登録制の相互援助活動です。

## ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日/年）	188	162	160	155	148	140
低学年	89	60	57	55	53	51
高学年	99	102	103	100	95	89
②確保方策（人日/年）	188	162	160	155	148	140
低学年	89	60	57	55	53	51
高学年	99	102	103	100	95	89
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの赤ちゃんがいるご家庭を保健師や助産師が訪問し、身体測定や発達の確認をします。また、産後のお母さんの健康相談や育児相談、市の保健事業の紹介などを行う事業です。

## ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	471	423	407	388	370	356
②確保方策（人）	471	423	407	388	370	356
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

## (11) 妊婦健康診査

妊娠届の提出時に母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査の受診票を配布し、一般健康診査（超音波検査、感染症を含む）（16回分）、歯科健康診査（1回分）を無料で受けることができる事業です。

## ■ 量の見込みと確保の方策 ■

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	493	467	426	407	387	372
②確保方策（人）	493	467	426	407	387	372
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

### 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進については、保育所と幼稚園の施設面での統合や保護者の就労支援の観点からだけでなく、子どもたちが健やかに育つ環境づくりの観点が大切です。

また、一人ひとりの子どもが、個性あるかけがえのない存在として成長していくために、地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力していくことも重要です。

そのためには、子どもの最善の利益を第一に考え、保護者や地域の子育て力の向上のための支援の実施に向けて、施設整備をはじめ、保育所、認定こども園、地域型保育事業との連携を強化し、教育・保育が一体的に提供される体制の充実を図ります。

さらに、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国籍の幼児などが円滑な教育・保育の利用ができるよう支援を行います。

#### (1) 施設整備に向けた取り組み

平成 22 年度から平成 30 年度までの横手市保育所整備計画に加え、平成 27 年に決定した横手市保育所民営化方針を踏まえ、平成 30 年度から平成 37 年度までの横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画を策定しました。今後も、この計画に基づき、適切な規模の集団保育を確保しつつ、多様化・低年齢化する保育ニーズに対応するため、認定こども園や保育所の施設整備と公立保育所の民営化に取り組んでいきます。

#### (2) 子育て力向上に向けた支援

家庭や地域の子育て力を高めていくため、子育てに関する相談体制や子育て家庭同士の交流の場を提供するとともに、地域に開かれた子育て支援施設としての機能や情報提供を図り、関係機関との連絡調整の充実を図ります。

#### (3) 保育所及び認定こども園と小学校との連携

保育所及び認定こども園の幼児教育から小学校の学校教育への接続が円滑に行われるためには、保育所、認定こども園、小学校の連携が重要です。

保育所、認定こども園、小学校の職員が、相互の教育・保育内容や指導方法をはじめ、子ども一人ひとりの発達段階や健康状況などについて、ともに理解を深め共有することが必要です。

このため、子ども同士の交流や職員同士の交流・意見交換の機会を通じて、保育所及び認定こども園と小学校の連携を進めていきます。

## 4 幼児教育・保育の質の向上

子ども・子育て支援新制度においては、「父母その他の保護者が子育てにおいて第一義的責任を有する」という基本的認識を前提としていますが、近年は、核家族化の進展や共働き家庭の増加、また少子化による子ども同士の関わりの減少などにより、子どもの育ちや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化しています。

一方で、乳幼児期は、身近にいる大人との愛着形成により凶られた情緒の安定の中で、心身の発達や社会性を身に着ける重要な時期であり、認定こども園や保育所などを利用する子どもだけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての子どもに対し、その発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が求められています。

### (1) 教育・保育アドバイザーの配置

幼児教育の専門的な知見や豊富な経験を有するアドバイザーを配置し、認定こども園や保育所などを巡回し、教育・保育の内容や方法、環境の改善などについて助言を行うなど、平成30年度で終了した秋田県のモデル事業を引き続き実施します。

### (2) 保育士等の処遇改善等の実施

認定こども園や保育所などの職員が年齢や性別を問わず継続的に働き続けられるよう、職員配置基準の改善や処遇の改善に努めます。

### (3) 認定こども園、保育所等への確認監査・指導監査の実施

利用児童の処遇が適切に確保され、教育・保育の質の確保及び適切な提供が行われるよう、市内の認定こども園や保育所などに対し、運営管理全般にわたって適切な指導監督を行います。

### (4) 幼小の円滑な接続

認定こども園や保育所などから小学校への進学に向け、一人ひとりの成長の姿がしっかりとつながり、学びの円滑な接続ができることを目指し、合同研修会を実施します。また、障がいのある子どもや国際化の進展に伴い言葉や生活全般にサポートが必要な子どもなど、支援が必要な子どもたちが円滑に教育・保育を利用できるよう、職員に対する研修内容を検討していきます。

### (5) 認定こども園や保育所等、子育て支援事業に携わる者の研修機会の確保

認定こども園や保育所などで職員の専門性の向上などを図るため、研修の機会を確保します。また、放課後児童クラブの指導員や子育て支援センターのスタッフ、ファミリー・サポート・センターの会員など子育て支援事業に携わる者の研修機会の確保に努め、安定的な質の確保を図ります。

## 基本目標Ⅱ 子育てを支える仕組みづくりの充実

### 1 子育てにゆとりを持てる支援の充実

#### (1) 家庭における保護者の養育支援

##### 現状と課題

三世帯世帯が減少する一方、夫婦と子どものみ世帯とひとり親世帯は増加傾向にあり、核家族化が進行しています。

家族形態や雇用形態が多様化している中、保護者の通院や急な仕事、地域活動への参加などの理由で育児の援助が必要な場合において、ファミリー・サポート・センターは子育て家庭にとって心強い預け先です。

今後も安心して子どもを預けることができるよう、預かり中の子どもの安全対策を充実していく必要があります。

##### 施策の方向

今後もファミリー・サポート・センターの利用や事業内容について周知し、子育てをサポートする会員の確保と子どもの安全確保のための講習を充実します。

また、早朝夜間サポートなど、柔軟な対応に努め、育児の援助が必要な子育て家庭への支援を図ります。

##### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ファミリー・サポート・センター事業	有償ボランティアによる子育て支援として、育児の援助を受けたい人・育児の援助を行いたい人がそれぞれ会員となって子どもを預かる。平成21年度から病児サポート・早朝夜間サポートを開始した。	サポート会員の確保、子どもの安全確保ための対応が求められている。	事業の周知を進めるとともに、利用しやすい体制を作るためのサポート会員の確保と、子どもの安全確保のため講習の充実を図っていく。

## (2) 施設等における児童の養育支援

### 現状と課題

ひとり親家庭や核家族などの場合、保護者の病気や仕事などの理由で、子どもを養育することが一時的に困難になることがあります。そのような場合、子どもを安心して預けられ、適切な保育が行われる体制が重要となっています。

アンケート調査では、就学前児童がいる家庭、小学生がいる家庭ともに、10%前後が家族以外の人に子どもを泊りがけで預けた経験があると回答しています。

### 施策の方向

万が一の時に備えたセーフティネットとして、子育てハンドブックやホームページなどを活用して事業の周知徹底を行います。

### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ショートステイ事業	保護者が病気などにより家庭で昼夜とも児童を養育する人がいない（祖父母、親類などもいない）場合、一時的に児童養護施設で預かり養育する。育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなど身体的・精神的負担の軽減が必要な場合も対応する。	家族形態の変化により、一時的に児童の養育困難になる場合があり、問合せはあるものの利用は少ない。	事業の内容を子育てハンドブックやホームページなどを活用して周知を図り、希望者が気軽に利用しやすい体制づくりに努める。
トワイライトステイ事業	保護者が仕事などの理由によって帰宅が平日の夜間であったり、または休日不在になる家庭の児童を、児童養護施設に通所させて、生活指導、夕食の提供などを行う。	利用者数は多くはないが、勤務形態の多様化や家庭の事情などで、休日・夜間に子どもの面倒をみることができない家庭の児童が利用している。	事業の内容を子育てハンドブックやホームページなどを活用して周知を図り、希望者が気軽に利用しやすい体制づくりに努める。



### (3) 養育に関する相談・情報提供及び助言を行う事業

#### 現状と課題

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など社会環境の変化により、子育て家庭の育児不安や負担感が増えています。子育て家庭が孤立化しないよう、身近な地域で相談できる体制や子育て家庭が交流できる場の充実が求められています。

アンケート調査では、就学前児童がいる家庭、小学生がいる家庭ともに、大半が身近な親族や友人・知人を相談相手としてあげており、気軽に相談窓口を利用する人は少ない状況です。

横手市では、子育て支援センターをはじめ、さまざまな子育て支援の拠点や場があり、情報提供や相談事業などを行っています。

#### 施策の方向

専門的知識のある相談先として子育て支援センターの周知を図ります。

また、子育て情報サイト「はぐはぐ」において子育て家庭に分かりやすい情報を提供するとともに、子育て支援センター、家庭児童相談員などによる相談体制を強化します。

さらに、妊娠・出産期から子育て期までのあらゆる相談に対応し、情報提供や関係機関との調整などを行う子育て世代包括支援センターの整備を進めます。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
地域子育て支援拠点事業	地域全体で、子育てを支援する基盤形成を図るため、育児不安に対する相談、子育てサークルへの支援、地域の保育資源の情報提供を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	子育ての不安感などを緩和するため、子育て相談・子育てに関する情報提供・保護者の交流の場を提供し育児支援を実施している。 年に一度、子育てサークルとの共催で「ちびっこわくわくフェスティバル」を開催している。	子育て家庭が地域と関わりを持って子育てができるよう、地域と連携し、交流できる機会を増やしていく。 乳幼児健康診査や各種講座において事業周知を図る。
家庭児童相談員による訪問相談・支援	子どもとその家庭や妊産婦などから、子ども家庭などに関する相談全般に応じ、養育困難な状況や虐待などに関する相談までさまざまな問題に対応、必要な支援を行う。	福祉事務所に5名配置。 横手市児童センターにも相談窓口を設置している。家庭や児童における問題が多様化し、相談件数も多くなっている。	広報誌などで相談員の周知を図る。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子育てに関する講座の開催	子育て中の保護者の交流や情報交換、家庭教育向上のため、各子育て支援センターで子育て・育児講座を開催する。	ファミリー・サポート・センターと合同の講習会と、各子育て支援センター合同の子育て講座を開催している。 各子育て支援センターなどでは、毎月1回以上講習などを開催している。	子育てや家庭教育などの理解を広げるため、情報の提供、各種講座などの開催を促進する。
子育て支援ホームページの運用	子育て情報サイト「はぐはぐ」を運用し、子育て情報を発信する。	平成25年4月15日に開設。利用者数が開設当初から伸び悩んでいる。更新される部分が一部にとどまっている。	サイトの周知を進めるとともに、サイトの拡充を図る。
認定こども園・保育所における地域活動の支援	地域に開かれた社会資源として、認定こども園や保育所などが有する専門的な機能を活用する。地域の老人との世代間交流や異年齢児交流、地域の子育て家庭への育児講座や相談の実施を支援する。	認定こども園や保育所などにおいて世代間交流事業や異年齢児交流事業並びに育児と仕事両立支援事業などを実施し、その事業費について支援している。	認定こども園や保育所などが地域に開かれることにより、在宅の子どもとの交流や地域住民の学習・交流の場となるよう支援する。
民生委員・児童委員・主任児童委員活動	地域住民の「良き隣人」として、人びとを見守り、その相談相手となり、必要に応じて適切な支援につなぐ。また、子どもたちにとっての「身近な大人」として、親や教員とは異なる立場から子どもたちへの相談・支援活動を行う。	地域の子育て世代との交流や登下校時及び支援の必要な世帯の日常的な見守りなどを実施している。 子育て家庭への関わりの難しさや、関係機関との連携が支援活動の課題となっている。	すべての親子が地域の中で誰かにつながっていることを実感し、何かあった時には頼れる相手がいるという安心感を持てるよう見守り活動及び交流活動を継続する。 学校など関係機関との情報交換会を通じて、子どもに関する情報共有を行う。

## (4) 利用者支援の充実

### 現状と課題

横手市では、子育て支援拠点施設となる横手市児童センターを設置し、ファミリー・サポート・センターや子育て相談、親子の交流の場などとして多くの人に利用していただいています。多様な家族形態により、子育て家庭のニーズも多様化していることから、子育て家庭の個々の状況に応じたサービスが円滑に利用できるような支援が求められています。

### 施策の方向

横手市児童センターを子育て支援施設の拠点として、子育て支援センターの職員とコーディネーターとが連携し、情報の共有を図り、子育て家庭が必要とする情報提供を行うとともに、相談や助言などを行い、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援します。

### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
横手市児童センター運営事業	横手市の子育て支援施設の拠点として、各支援施設や関係機関との連携を図り、ファミリー・サポート・センターや相談業務の機能もあわせ、総合的な支援体制を構築する。	開設してから年間4万人程度の利用があり、多くの方々に利用していただいている。	子育て支援機関や子育てサークル、ボランティアなどとのネットワークを強化し、市民との協働による子育て支援を充実させる。
利用者支援事業	子どもまたはその保護者が、子育て支援を円滑に受けられるよう、身近な場所で、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する。	横手市児童センターや乳幼児健康診査会場にて、子育て支援に関する情報提供や助言・相談を行っている。	個別の子育て家庭のニーズを把握し、適切な施設や事業などを円滑に利用できるよう支援する。

## (5) 経済的支援策の充実

## 現状と課題

アンケート調査では、「学費など子どもにかかるお金のこと」が就学前児童のいる家庭、小学生の保護者ともに最も多く、子育て家庭への経済的支援が求められています。

さらに、「子どもの教育に関すること」や「子どもの将来のこと」などがあげられており、将来の養育費・教育費に対する不安や負担を抱えていることがうかがえます。

## 施策の方向

今後も子育て家庭の負担軽減を図るため、各種事業の周知を継続して行います。

## 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
出産祝金	横手市に生まれた子どもを祝福し、子育てを支援するため、出産時に出生児童の父母に対して祝金を支給する制度である。	出生児童の父母に対して、出生児童1人につき3万円を支給している。申請漏れや手続きの不備がないよう、来庁時や出生届の際などに周知徹底に努めている。	横手市出産祝金支給条例に基づき、今後も継続して保護者の負担軽減を図るために実施する。
児童手当	児童手当は、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に手当を支給する国の制度である。	申請漏れや手続きの不備がないよう、来庁時や各種届出の際などに周知徹底に努めている。また、毎年6月に現況届の提出を実施し、引き続き手当を受給する要件を満たしているかの確認を行っている。	子ども・子育て支援法上では、子ども子育て支援給付(子どものための現金給付)に位置付けられており、児童手当法に基づき、家庭などにおける生活の安定と児童の健全な成長に資することを目的として実施する。
すこやか子育て支援事業	子どもの認定こども園や保育所などへの入所に要する費用を軽減する秋田県独自の制度である。	横手市独自に助成を上乘せし、一律2分の1助成を行っている。	秋田県の助成以外にも市独自の助成も検討しながら、継続して保護者の負担軽減を図る。
奨学金貸付制度	経済的な理由により、修学が困難な学生などを支援するため、一定の基準により学資の貸付を行う。	支援を必要とする世帯に貸付が実行できるよう、制度内容や申込み受付期間などの周知をより一層徹底する必要がある。	保護者の負担軽減を図るとともに、社会の有用な人材の育成につながるよう今後も事業を継続していく。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
<p>幼児教育・保育の無償化</p>	<p>幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳～5歳までのすべての子どもと、0歳～2歳までの子どもで住民税非課税世帯を対象として、利用料が無料になる制度である。</p>	<p>子ども・子育て支援法の一部を改正し、新設された制度。在園児は新たな手続き不要だが、幼稚園（認定こども園）の預かり保育や、在園していない児童が認可外施設などを利用する場合には、事前に市から「保育の必要性の認定」を受ける必要がある。3歳児～5歳児については、これまで保育料に含まれていた副食費は保護者負担となる。</p>	<p>生涯にわたる人格形成やその後の義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性と、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園などの費用の無償化を図る。保護者負担となる副食費については、県の助成制度にさらに市で上乗せ助成をし、実質無償化とする。</p>
<p>副食費の無償化</p>	<p>幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収の対象となる子どもの副食費（おかずやおやつ）を無料とする。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化により、3歳～5歳児の保育料は無償になるが、保育所については、これまで保育料に含まれていた副食費が保護者の実費負担となる。これにより無償化前よりも保護者負担が大きくなる世帯がある。</p>	<p>保護者負担となる副食費については、県でこれまで実施してきた「すこやか子育て支援制度」を拡充し、月額4,500円を上限に副食費も助成する。市ではさらに上乗せで助成を実施し、保護者負担を実質無償化とする。副食費助成は、保育所、認定こども園、幼稚園のほか、認可外保育施設などの利用者も対象となる。</p>

## 2 保育サービスの充実

### (1) 保育サービスの充実

#### 現状と課題

核家族化の進行や雇用形態の多様化により、求められるサービスも多様になっています。住宅密集地とそれ以外など、地域性の違いによって求められるニーズも異なるため、柔軟性が求められています。

また、地域のニーズに応じた質の高い幼児教育・保育の提供、人材の確保及び質の向上が求められています。

横手市では、秋田県のモデル市として、幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーを配置し、小学校の教職員と保育所・認定こども園の職員の職場体験や研修会などを実施しました。

#### 施策の方向

各地域におけるニーズを踏まえた保育サービスが行われるよう、保育士の確保や資質向上なども含めた総合的な体制づくりを強化します。

また、保育所、認定こども園を通して幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーによる、教育内容や指導方法などの指導を行います。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
通常保育事業	保護者の就労や就労希望により、家庭で保育することができない場合、保育所などにおいて児童を保育する。	現状で、待機児童はいない。しかし、保育所などの入所条件にあわないことにより、入所をあきらめる潜在的待機児童がいる。保育人材の不足により、受入児童数が制限されるため、保育人材確保も関連課題である。	保護者の多様なニーズを踏まえ、保育の質の向上を図る。保育所などの制度の周知を行いながら、待機児童が発生しないよう施設と連携を強化する。
延長保育事業	保護者の就労条件や突発的な要因により、通常の保育時間を超えて児童を保育する。	各保育所などによって実施時間が異なる。延長保育を必要とする保護者のニーズに対応する必要がある。	保護者のニーズ及び新制度の動向を踏まえながら、開所時間を検討する。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
休日保育事業	日曜、祝日などの保護者の勤務などにより、児童が保育に欠ける場合に休日の保育を行う。	各保育所などにより実施内容が異なる。休日保育を必要とする保護者のニーズに対応する必要がある。 保育人材不足により、受入児童数が制限されるため、保育人材確保も関連課題である。	保護者のニーズ及び新制度の動向を踏まえながら、地域間の格差是正を図るため、実施箇所を検討する。自園以外の児童の受入などについて周知活動を実施する。
一時預かり事業	保護者の育児疲れ解消、急病並びに継続的勤務や短時間勤務などの勤務形態の多様化などに対応するため、一時的な保育を行う。	保育所などへの入所の対象とならない就学前児童のいる家庭の保護者が、一時的に児童の保育が困難となる状況も多いことから一時預かりのニーズも多い。	保護者のニーズ及び新制度の動向を踏まえながら、地域の要望に柔軟に対応し、地域間の格差是正に努める。
乳児保育事業	0歳児からの乳児の保育を行う。	安定的な乳児保育の実施に努めている。乳児保育を担当する専任保育士の配置とスペースの確保が課題である。	保護者のニーズを踏まえながら、担当保育士などの確保及び施設の環境整備を図る。
病児・病後児保育事業 (病後児対応型・ 体調不良児対応型)	(病児・病後児対応型) 病氣中や病後の回復期にある児童について、保護者が看護できない場合、看護師などを配置した専用施設で預かる事業。 (体調不良児対応型) 保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室で緊急対応する。	(病児対応型) 横手地域の小児科医院1箇所で開催。市内外から受け入れ可能。ニーズ調査の結果において要望の多い事業であるため、実施箇所の増設を検討する必要がある。 (病後児対応型) 平鹿地域の保育所1箇所で開催。市内外から受け入れ可能。ニーズ調査の結果において要望の多い事業であるため、実施箇所の増設を検討する必要がある。 (体調不良児対応型) 私立保育所では実施しているところが多いが、公立保育所では看護師などの確保が進まず未実施となっている施設が多いことが課題である。	引き続き事業PR(広報、ホームページなど)を強化し、利用者いつでも気軽に利用できるという安心感を与えるような周知を図る。あわせて、担当保育士などの確保及び施設の環境整備を図る。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
施設整備事業	<p>保育所などの整備を促進し、児童の健全育成を図るため、横手市内における民間保育所などの新築及び増改築並びに施設整備に対して助成する。</p> <p>また、公立保育所について老朽化した施設を改築する。</p>	<p>民間保育所などの増改築時及び次年度以降の施設整備資金の償還時に補助金を支出している。公立保育所は、民営化とあわせて老朽化した施設の改築を実施する民営化法人に対して補助金を支出している。</p>	<p>横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画に基づき、老朽化の進んだ施設を優先して整備する。民間保育所などの整備は、引き続き財政支援を継続する。公立保育所は順次民営化を推進するとともに、民営化法人に対して施設整備に関する財政支援を継続する。</p>
教育・保育アドバイザー	<p>幼児教育の専門的な知見や豊富な経験を有するアドバイザーが、教育・保育施設などを巡回し、教育・保育の内容や方法、環境の改善などについて助言を行う。</p>	<p>各教育・保育施設が独自の教育・保育を実施しており、新しい指導要領や保育指針にあわせた質の高い保育をどの施設でも実施し、子どもの育ちを保障していく必要がある。</p>	<p>保育力の質の向上と小学校・教育・保育施設との円滑な接続を目指し、各施設への訪問を継続する。</p>



### 3 子育て支援のネットワークづくり

#### (1) 子育て支援のネットワークづくり

##### 現状と課題

地域全体で子育て家庭を支援していくためには、家庭・地域・関係機関などが連携し、支えあう環境づくりが重要です。また、子育て家庭に対して、きめ細かなサービスと子育てに関する情報を提供していくことが求められています。

アンケート調査では、子育てに関する悩みごととして、「病気や発育・発達に関すること」や「育児（しつけ）の方法がよくわからないこと」などがあげられており、特に就学前児童がいる家庭では、さまざまな悩みや不安を抱えていることがうかがえます。

##### 施策の方向

子育て家庭が求める情報をいつでも得られるよう、子育てハンドブックの作成・配布を継続します。また、今後も関係機関などとのネットワークを強化し、子育て支援者同士の情報交換が図れる場の提供に努めます。

##### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子育てハンドブックの作成・配布	子育てをしている未就学児がいる家庭に対し、ハンドブックを送付する。また公共施設などでも一定数配布する。	携帯しやすい母子手帳サイズの子育てハンドブックを配布している。	求められる情報が網羅されるよう、内容の充実を図る。
「子育て支援ネットワーク協議会」設置推進事業	各子育て支援者が集まり、情報の共有や事業の協力体制を構築する。	日頃から情報を共有し、相談や連携できる地域単位の子育て支援者が集まり協議する場での総合的な支援の充実が必要である。	地域子育て支援センター、保健センター、認定こども園や保育所など、児童館、子育て支援サポーター、民生児童委員及び学校関係者などの連携により多様な子育て支援サービスを実施できるよう、連絡会を開催しネットワーク化を図る。

## 4 援助を要する子どもたちへの支援

### (1) ひとり親家庭の支援

#### 現状と課題

ひとり親家庭は、経済的な不安や相談相手がいない、子どもとの時間が十分に取れないなどの悩みを抱えている場合が多く、身体的・精神的負担が大きいと考えられます。

ひとり親家庭への経済的支援は子どもの貧困対策としても重要となっています。

ひとり親家庭が自立した生活を送ることはもとより、ひとり親家庭で育った子どもが成長し、社会に出たのち自立した生活を送ることができるよう、経済的支援や相談事業など総合的な支援が求められています。

#### 施策の方向

ひとり親家庭が一人で不安や悩みを抱え込まないよう、ひとり親家庭のふれあいの場を提供するとともに、生活支援や就業支援に関する各種制度を周知し、活用を促進します。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭に対する日常的な相談・支援や離婚前の相談またはDV被害に係る相談などにも対応する。	それぞれのケースに応じて自立に必要なさまざまな相談や情報提供を行っている。	相談内容の多様化に対応するため、母子・父子自立支援員の資質向上に努める。
母子生活支援施設入所	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子でその人が児童の養育が不十分で福祉に欠けることが顕著な場合、入所施設において、母子を保護するとともに、その自立を促進するため個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う。	入所申請の受理・決定を行い助言や相談に応じている。	施設職員と連携を図り、自立に向けた指導や助言を実施する。また、自立までの目標を全入居者に設定してもらい、自立への支援計画を策定する。
ひとり親家庭ふれあい交流事業	親子のふれあい、ほかの家族との交流を図り、ひとり親家庭の福祉の向上を図る。	親子で交流を図ることがなかなかできないひとり親家庭に対し、日帰りの旅行を実施し、家族のふれあいを図っている。	親子交流により家族でのふれあいを図るため、引き続き実施する。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ひとり親家庭への貸付制度	ひとり親家庭、寡婦家庭の福祉の増進を図ることを目的とし、貸付事業を行う。	ひとり親家庭の児童が進学する際に必要な支度資金や修学資金を貸付している。	事業の推進と周知を図る。
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当は、ひとり親などの家庭生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給する国の制度である。	ひとり親などの家庭の経済的安定、将来の生活安定のために自立支援を継続する必要がある。	児童扶養手当の対象者への制度周知を徹底するとともに、8月の現況届出時のほかに必要に応じて個人面接などを実施し、自立への支援継続を図る。
福祉医療制度の充実（ひとり親）	子どもについては、秋田県の制度により助成を行っている。また、その児童を養育している親の医療費（自己負担分）も市が単独事業として助成を行っている。	ひとり親家庭の児童及びその児童を養育している親の医療費（自己負担分）を助成している（所得制限あり）。	申請に不備のないよう制度の周知を図る。

## (2) 障がい児施策の充実

### 現状と課題

障がいのある子どもに対し、認定こども園や保育所などの受け入れや相談などの支援を行っています。

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、地域で自立した生活を送るために、一人ひとりの状態にあったきめ細やかな支援が求められています。そのため、認定こども園や保育所、施設の職員への研修などを行い、職員の資質向上を図っていく必要があります。

### 施策の方向

障がいのある子どもとその家族のニーズにあったサービスが必要なタイミングで提供できるようサービスや体制を充実します。

また、身近な地域で安心して生活ができるよう、医療的ケアが必要な児童の家庭などに対し、専門的療育支援が受けられる環境を整備します。

### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう保健、医療、福祉、教育等の連携による総合的な取り組みの推進	障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、横手市では、障がい福祉の推進を目的にさまざまな分野における行動計画を整備するため、平成30年度に策定された「第2次横手市障がい者計画・第5期横手市障がい福祉計画・第1期横手市障がい児福祉計画」を推進する。	障がい者の意見を施策に反映させるため、障がい者当業者も参加する「横手市自立支援協議会」を設置し、協議会の下部組織として子ども部会や相談生活部会、サービス管理責任者部会をつくり、地域の課題の把握や解決を図っている。	令和元年度に実施する障がい者及びサービス事業所へのアンケート調査結果を参考に、横手市自立支援協議会において計画の進捗状況を点検、評価し、その結果を施策に反映させていく。
障がい児保育事業	重度・中軽度の障がいのある児童の保育を行う。	障がい児を受け入れている保育所などに対して財政的な支援を行っている。 保育人材不足により、受入が制限される場合もあるが、確保を進めることにより、柔軟な受け入れ体制を整えている。	担当保育人材の確保を図る。新制度の動向を踏まえ、補助内容の見直しを検討する。
療育・就学相談の充実	言葉の遅れや発音に心配のある児童や発達障がいなどが疑われる児童生徒が適正な療育・就学を進められるよう相談や指導を行う。	県の巡回相談及び市の発達相談を通して、専門スタッフによる支援や継続的な関わりを行っている。	適正な療育・就学を進められるよう引き続き相談や指導を実施していく。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
経済的支援策の実施	自立支援医療、障害児福祉手当、重度心身障害児養育手当、特別児童扶養手当の支給。	相談支援事業所が8箇所に加え、制度の周知が進んだことにより、育成医療、障害児福祉手当とも受給者が増加している。	関係機関などと連携を強化し、支給対象者の把握と制度の周知を図り、適正な利用を促す。
福祉医療制度の充実 (重度心身障がい児)	秋田県の制度により助成を行っている。	重度心身障がい児の医療費(自己負担分)を助成している。	申請に不備のないよう制度の周知を図る。
発達障がい児等の支援	教育・医療・保健・福祉などの関係機関の連携により、発達障がい疑われる子どもの早期発見や早期支援を行う。	平成23年度から5歳児健康相談を全市で開始。就学前に軽度発達障がいなどを疑われる児のフォロー体制が確立された。	今後も関係部署と連携し、巡回相談や教育相談に結び付けるなど、軽度発達障害児などの支援にあたる。
障がい者相談支援事業	障がい者(児)の方の身近な問題について相談に応じるとともに、関係機関の業務への協力や地域活動の中心になって活動する。	相談窓口が増えているが、互いに連携する体制が図られていない。 【一般相談支援事業】 2→3事業所 【計画相談支援事業所】 5→8事業所 【身体障がい者相談員】 3人(任期2年) 【知的障がい者相談員】 3人(任期2年)	研修会などの開催による相談に関わる関係者間のネットワークを構築する。
居宅介護事業	障がい者(児)及び難病患者などの自宅にホームヘルパーを派遣し、日常生活を営むのに必要な介護を提供する。	制度の普及により、利用者が増加している。 サービス提供事業所は、4事業所ある。	提供事業の制度周知を図る。 利用児童の動向を常時把握し、必要数に応じた適正な事業提供を図る。
短期入所事業	居宅で介護する保護者などが病気の場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の世話をを行う。	平成30年度までに6事業所(43床)が開設され、短期の受入が可能。 利用希望児童は増加傾向であるが、1日の定員が限られていることから、希望が集中する時などはすべてには対応できていない。	緊急時の受け入れや希望に応じた利用回数を提供できるよう実施施設と協議しながら検討し、提供できる体制を構築する。
児童発達支援事業	言葉や運動の発達に遅れがみられたり、目や耳など、体に心配のある就学前の児童を対象に早期療育を行うことによって、発達の促進と遅れの軽減を図ることを目的とする。	市内にある4事業所において、就学前児童に対し日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行っている。 事業所によっては定員を割っている現状にある。	関係機関との研修会などの開催による課題の把握を行い、適正なサービスを提供できる体制を構築する。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
放課後デイサービス事業	就学後の障がいのある児童に対して、放課後や学校休業日において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進する。	市内にある3事業所において、放課後等デイサービスを実施している。	関係機関との研修会などの開催による課題の把握を行い、適正なサービスを提供できる体制を構築する。
特別支援教育の充実 (学校生活サポート事業)	通常の学級や特別支援学級に在籍する特別な支援を要する子どもに対して、発達の特性に応じた支援を行う。また、学校における相談体制の充実を図る。	今後も事業を継続し、特別支援教育支援員、日本語指導支援員を配置する必要がある。	特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制の充実を図る。また、特別支援教育地域センターや特別支援学校との連携を図り、一人ひとりの実態に応じた指導支援が充実することを目指す。

### (3) 子どもの貧困対策の推進

#### 計画の統合

当市の将来を担う子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況や養育環境等により、就学や就労の選択に制約が生じることがあってはなりません。自らの可能性を信じて前向きに挑戦することができ、どんな状況下にあっても自分の将来を選択できる環境を整えることが必要です。

このことから、当市においても、子どもたちの健やかな育ちと子育てを支え、必要な支援が確実に届く仕組みづくりや施策の展開を推進することを目的として「横手市子どもの貧困対策推進計画」を平成29年度に策定しました。

今後は令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子どもの貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、子どもの貧困対策推進計画を「第2期横手市子ども・子育て支援事業計画」へ統合して進捗管理と検証を行いながら総合的に施策を推進します。

#### 現状と課題

「横手市子どもの貧困対策推進計画」(H29～R3)における当市の子どもの貧困対策の検証や今後の方向性の検討のため、令和3年度に子どものいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査を実施しました。

回収世帯数664世帯から所得または世帯タイプの算出が困難であった172世帯を除いた集計対象世帯数は492世帯で、貧困世帯の割合をみると、そのうちの36世帯(7.3%)、ひとり親世帯では61世帯のうち18世帯(29.5%)でした。

また、貧困世帯に属する者は集計対象世帯員数2,262人のうち160人(7.1%)ひとり親世帯では240人のうち69人(28.8%)高校生以下の子ども903人のうち、貧困世帯に属する子どもは67人(7.4%)ひとり親世帯では97人のうち33人(34%)でした。回答者の世帯構成をみると、ひとり親世帯は全体664世帯のうち77世帯(11.6%)で母子家庭の比率が多くなっています。

#### ※貧困世帯とは

直近の国民生活基礎調査(平成30年調査値)に基づき、世帯人数を考慮した貧困線以下を示しており、2人世帯で約175万円、3人世帯では約215万円、4人世帯では約248万円となっている。これ未満の世帯を「貧困世帯」とした。

## アンケート結果からみた分析と課題

### 1. 今の暮らしに関することについて

#### ◇分析

現在の暮らしが苦しいと感じている世帯が全体の 37.7%、ひとり親世帯では 54.6%、貧困世帯では 59.5%となっています。

福祉医療（マル福）の利用者は9割を占めており、医療機関への受診に関する心配は見られませんでした。

#### ◇課題

その他の支援制度による必要な費用のカバー状況について、ひとり親世帯ではカバーできていないが 52.6%と多くなっており、支援の充実が求められます。

### 2. 家計に関することについて

#### ◇分析

過去1年間に子どもや家族が必要とする衣類が買えなかったなど、何らかの経済的な問題があったと答えた世帯はひとり親世帯で 31.2%、貧困世帯で 33.3%となっています。

#### ◇課題

子育て世帯の収入向上を目指した転職の相談や、必要な資格、技術取得などを行う就労支援のほか、ひとり親に対するキャリアアップのための支援の充実が求められます。

### 3. 子どもの将来に関することについて

#### ◇分析

子どもに大学卒業及びそれ以上の教育を望む世帯が全体の約半数を占めていました。一方で、授業料や交通費、奨学金の返済など進学費用に関する心配事がかかえていることもわかりました。

また、利用したい、子どもに利用させたい支援として、無料または低料金の学習支援、気軽に過ごせる子どもの「居場所」を挙げています。

#### ◇課題

高校進学や短大・大学等への進学に係る費用に対する支援を行うなど、子どもたちが自らの将来を自ら選択できる環境づくりを行っていくことが必要です。また、子どもの学力向上や生活向上を目的とした地域の取組を支援する対策が求められます。

### 4. その他について

#### ◇分析

ひとり親世帯では 28.6%、貧困世帯では 26.2%が相談できる相手がいないと回答しており、ふたり親世帯の 16.6%に比べ心理的苦痛を感じている人が多くなっています。

#### ◇課題

更なる相談支援の充実により、現状の解決に結び付けていく対応が求められます。



## 施策の方向

子どもの貧困は、家庭環境をはじめとする経済的要因や文化的要因、人間関係などが相互に関連し、親から子へと引き継がれる「貧困の連鎖」を生み出す傾向にあります。

所得で線引きされた問題を幅広い視点から総合的に支援できるよう、教育支援、生活支援、経済的支援に加えて保護者に対する就労支援などを行うことが重要です。

今ある貧困世帯の解消のみならず、貧困世帯で育った子どもが成長し、社会で自立できるように子どもの貧困対策の具体的な取り組みを推進します。

## 施策推進のための4つの重点項目

### 1. 教育機会への支援

生まれ育った家庭環境によって左右されることなく、子どもが学ぶ意欲をもち、質の高い教育によって能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、関係機関と連携しながら教育機会の均等を図ります。

### 2. 生活の支援

貧困世帯の多くが心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多様な問題を抱えていることから、福祉、地域など関係機関が密接に連携しながら包括的な支援を行い、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの健全な成長を促します。

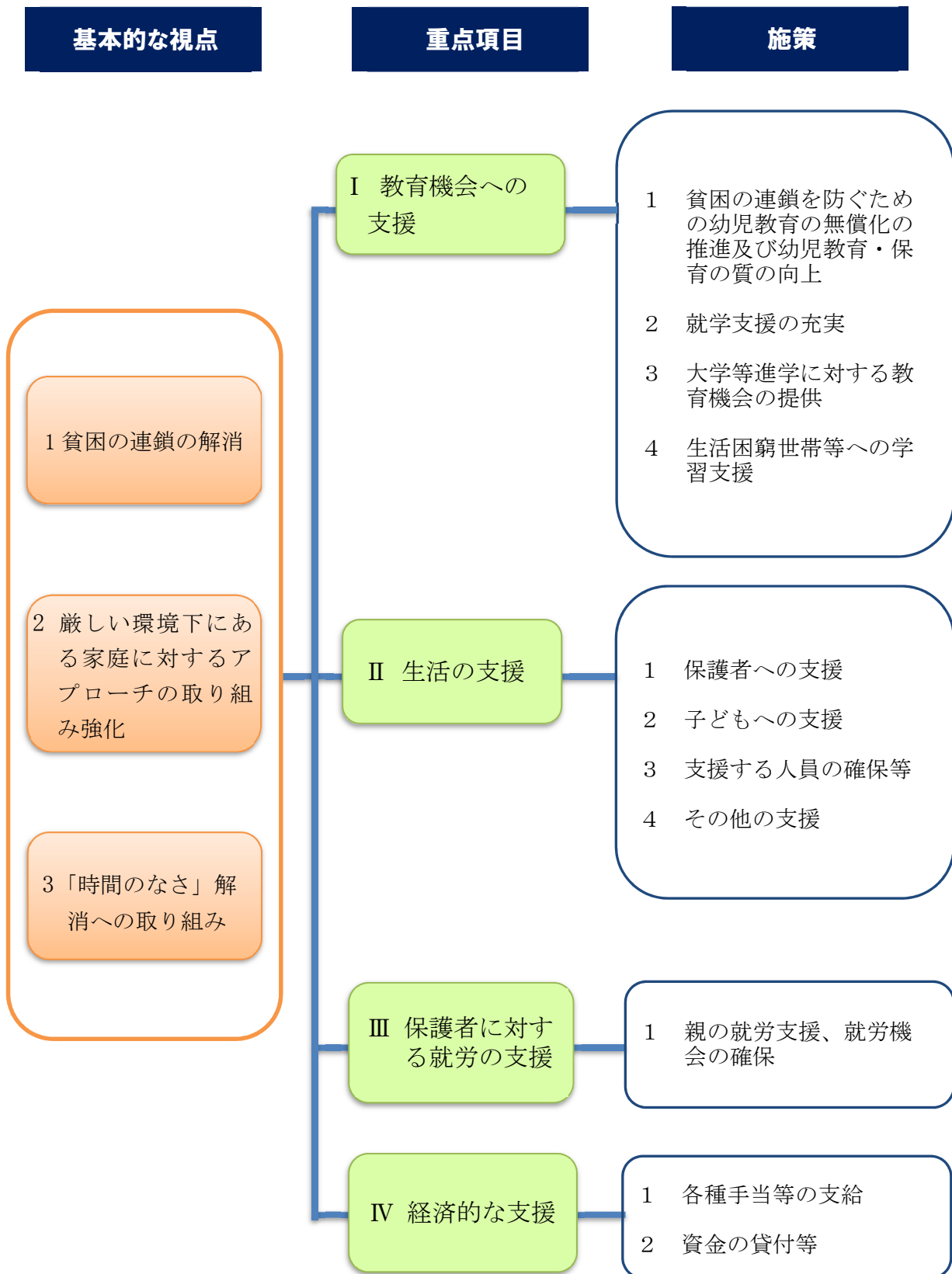
### 3. 保護者に対する就労の支援

ハローワーク等の関係機関と連携しながら、自立に向けた保護者の就労支援やひとり親の資格取得等に対する支援を行うとともに、就労環境の改善やワーク・ライフ・バランスへの取組を推進します。

### 4. 経済的な支援

世帯状況や所得に応じて生活保護や各種手当の給付、貸付制度などにより経済面から世帯の生活基盤を支えていきます。

具体的な取り組み（政策体系）



## 5 児童虐待防止対策の推進

### (1) 児童虐待防止対策

#### 現状と課題

すべての子どもは健やかな成長・自立が図られ、適切な養育が受けられる権利があります。しかし、児童虐待の顕在化した件数は増加しており、国では児童虐待防止対策の抜本的強化について決定し、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、社会的養育の充実・強化を図ることとしています。

今後も、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り・支援していく体制づくりを強化していくことが重要となっています。

#### 施策の方向

子ども家庭総合支援拠点を設置し、教育・保育施設、学校・教育委員会、民生委員児童委員、児童相談所、警察、保健機関、医療機関などとの連携を強化し、虐待の恐れがある子どもの早期発見・保護・支援を図ります。

さらに、秋田県をはじめ、学校、民間団体などの地域の関係機関と協力し、里親支援につながる広報・啓発活動を行い、社会的養育が行えるような体制づくりの整備を検討します。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
虐待予防と早期発見の対策	児童虐待を防ぐために、地域や行政、警察、学校などが一体となった体制を確立し、早期発見や防止に努める。	健康相談や訪問事業により、早期発見に努めている。子育て支援センターや保健事業の中で親子の孤立を防ぐための事業を実施している。	健康相談や訪問事業により継続した取り組みを推進する。また児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）の周知を図る。
虐待防止ネットワーク事業	地域における保健・医療・教育・司法などの関係機関から構成する要保護児童対策地域協議会を軸に、児童虐待防止と早期発見に努める。	要保護児童対策地域協議会により、関係機関との連携を図りながら児童虐待防止と、早期発見に努めている。	要保護児童対策地域協議会の運営を行い、関係機関との連携を図っていく。また、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業などを実施する。
虐待防止についての講座の実施	虐待を防ぐために子育て支援関係者や市民を対象とした講座を実施する。	児童虐待について、知識を深めるための情報提供が必要である。	児童虐待防止の取り組みとして年1回以上の講座などを開催する。
児童養護施設入所	乳児を除き、保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、自立を支援することを目的とする。	環境上養護を必要とする児童について関係機関との連携を図り、児童相談所が入所させ児童を養護する体制となっている。	養護を必要とするケースが年々増加しており、関係機関と連携を密にし、体制の強化を図る。

## 基本目標Ⅲ 親と子の元気・健康づくりの充実

### 1 子どもや母親の健康の確保

#### (1) 妊産婦の保健医療対策の充実

##### 現状と課題

妊婦健康診査事業や妊産婦への学習会、相談事業など、子どもと母親の健康確保に努めています。また、妊婦歯科健康診査の受診率の向上により妊婦の健康管理の向上を図っています。

##### 施策の方向

産前産後におけるさまざまな不安や悩みを解消するため、子育て世代包括支援センターに「子育て応援窓口」を設置し、学習機会の提供、健康診査、訪問指導、情報提供、相談体制などを充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

##### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
妊婦健康診査事業	妊娠期の疾病の早期発見・早期治療により、安心して出産するための健康な母体づくりを促進する。	全県の協力医療機関で妊婦健康診査を受診できるように母子健康手帳交付時に受診券を発行している。100%近く受診しており、妊婦健康診査はほぼ徹底されている。しかし、妊婦歯科健康診査の受診者は約半数であり、継続して受診率の向上を図る必要がある。	検査の結果、要精密検査の者を妊婦精密検査対象としてフォローする。健康診査結果に応じ、訪問指導に結びつける。母子健康手帳交付時に歯科保健の重要性について理解を図る。
妊産婦・乳幼児訪問指導事業	妊娠、出産及び産褥期を正しく理解し、安心して出産や育児ができる環境を整えるため、また、新生児の成長や発達を確認し、母子ともに健やかに生活できるよう支援するために、家庭訪問を行う。	妊産婦及び乳児に保健師や在宅保健師が訪問し、身体計測及び発育や栄養状態など必要な確認を行い、保健指導を実施している。	保健師による全乳児への訪問指導を実施する。妊婦健康診査の結果、必要のあるケースに対して、保健・栄養指導の強化を図る。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
妊婦教室事業	健やかな妊娠及び出産ができるよう、また、意欲的に楽しく育児ができるよう仲間づくりを推進し、妊婦とその家族に学習の場を提供する。	マタニティクラスを年8回、赤ちゃんのお風呂の入れ方体験講座を年4回実施している。日中は働いている妊婦が多く、マタニティクラスは夜間に実施し開催時間や内容の改善などの工夫をしている。	広報などにより、妊婦教室の啓発活動を実施する。アンケートにより必要とされる内容の把握に努め、開催時間や内容について検討する。
初産婦への支援	妊娠期から切れ目のないように支援を行うとともに妊娠や出産、育児に対しての不安の軽減につとめる。	母子健康手帳交付時に保健師や助産師が面接相談を実施し、妊娠期から切れ目のないように支援を行うとともに妊娠や出産、育児に対しての不安の軽減に努めている。支援については、関係機関との連携を図り実施している。	初産・経産婦問わず、全妊婦の母子手帳交付時に保健師、助産師による面接相談を実施する。
妊産婦への食に関する学習会や情報提供	妊婦の健康を維持し、胎児を健やかに育てる食生活を推進する。	母子健康手帳交付時やマタニティクラスなどでの個別食習慣調査結果を元に、過度の体重増加による妊娠高血圧症の予防や、妊娠期の痩せについての栄養指導を実施している。	妊娠中の十分な栄養摂取は児の長期的な健康にとって重要であるため、この時期に望ましい食生活が実践できるよう食習慣調査を実施し、個別指導による健康意識向上を図る。
育児不安軽減のための相談体制整備	相談体制の整備充実により、保護者の育児不安を解消し、健全な子育てを促進する。	相談窓口をPRし周知に努め、関係機関と随時連携をとり対応を図っている。	妊娠届出時から継続した相談事業を促進する。
妊産婦にやさしい社会環境の整備	妊産婦が充実した社会生活を送れるよう、ハード・ソフトの両面から環境整備を図る。	「母性健康管理カード」（母子手帳内）やマタニティマークを配付し、妊婦の健康管理について啓発している。公共機関駐車場に妊婦優先看板設置（7地域局）している。	各種広報媒体を通じ、妊婦の健康管理や受動喫煙の危険性などを啓発する。公共の場のバリアフリー化を推進する。事業主に対し、働く妊婦への職場環境の配慮を求める啓発活動を行う。
助産施設入所事業	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合その妊産婦からの申込みにより助産施設において助産を行う。	助産の実施基準に従い、妊産婦に対する情報の提供や助産施設との連携を図りながら助産を実施している。	制度の周知を図りながら、今後も継続して取り組んでいく。

## (2) 子どもの病気や事故の予防

### 現状と課題

子どもは思いがけない時にケガや事故を起こすことがあります。特に、歩けるようになると行動範囲が広がり、危険が多くなります。また、発達段階にある子どもは体力や免疫力が低いことから病気にかかりやすいことが多いのも事実です。

横手市では、病気や障がいがある子どもを早期に発見し、適切な指導が行えるよう、健康診査や予防接種などを実施しています。

また、子どもの事故は、未然に防ぐことが可能な場合が多いことから、事故防止の情報提供や学習機会の提供を行っています。

### 施策の方向

今後も健康診査などの重要性を啓発し受診勧奨を行い、病気や障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、新生児聴覚検査事業に関する普及啓発を行います。

また、子どもの事故防止について、学習する機会を充実します。

### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
乳幼児健康診査事業	乳幼児の発育・発達を確認するとともに、それを阻害する要因を早期に発見して、適切な指導・支援を行う。また、育児不安の軽減、児童虐待の早期発見と対応を促進する。	乳幼児健康診査に関しては、それぞれ90%以上の受診率となっている。未受診者へは電話などで受診勧奨後、家庭訪問でフォローするなどの対応をしている。	健康診査の充実を図り、経過観察児のフォローを徹底して行う。未受診者の把握を行い、2歳児歯科健康診査の重要性についても啓発する。
新生児聴覚検査事業	聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行うために新生児聴覚検査の助成を行う。	令和元年から新規実施。聴覚障害児を早期に発見し、適切な支援を行うための支援体制を整備した。	乳幼児訪問指導などで確認するとともに、聴覚検査結果をシステム管理し、早期治療ができるよう適切な支援を行っていく。
乳幼児家庭訪問事業	育児不安を持つ親、または各種健康診査後に事後指導が必要な保護者などへ適切な保健指導を行うため、家庭訪問を行う。	育児不安を持つ親や継続した指導が必要な乳幼児に対する訪問指導を行っている。 市外に里帰りの産婦と新生児については里帰り先の自治体に依頼し随時対応している。	保健師による全乳幼児への訪問指導を実施する。乳幼児健康診査時の要訪問ケースの管理と指導を徹底する。乳幼児健康診査の未受診者に対する保健・栄養指導を実施する。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
予防接種事業	<p>感染性の疾病の発生や蔓延を予防し、健康被害の迅速な救済を図る目的で、法定予防接種を行う。また、接種困難な慢性疾患などを有する被接種者へ予防接種の機会を設け、健やかな成長を支援する。定期接種はA類・B類疾病を予防接種法に基づいて実施し、ほかに流行性耳下腺炎など任意予防接種がある。</p>	<p>定期予防接種はBCG・四種混合・日本脳炎・MR（麻しん風しん混合）・Hi b・肺炎球菌・水痘などがあり費用は全額助成。 任意予防接種はインフルエンザ・流行性耳下腺炎ワクチンを実施し、一部助成している。適宜個別に通知し、未接種の場合は定期的に接種勧奨をしている。 平成30年度より英文予防接種証明を発行している。また、令和元年度より骨髄移植手術などの特別の理由による定期接種再接種用の助成を実施している。</p>	<p>新生児訪問時に、年間日程表を配布し、さらに広報で周知していく。 未接種児への指導方法を検討し、適切な時期の接種促進を図っていく。</p>
乳幼児健康相談	<p>乳幼児の成長や発達を確認し、疾病や問題の早期発見、適切な対応及び指導を行うことにより、育児不安の軽減を図る。</p>	<p>乳幼児健康診査にあわせて8か月児、12か月児相談事業を実施することで、問診や計測などで児の発達を見ながら行っている。 平成23年度より5歳児健康相談を実施し、3歳児健康診査から就学児健康診査までの間のフォローの体制ができています。</p>	<p>乳幼児健康診査時の相談機能を強化し、電話などによる個別相談を気軽に受けられる体制の整備を図る。 問題のあるケースについては、乳幼児家庭訪問事業と結びつけていく。 医師会・教育委員会などと連携し5歳児健康相談を継続していく。</p>
小児生活習慣病の予防	<p>平成26年度から「横手市小児生活習慣病予防対策委員会」を設立し、市内保育所（園）、小中学校全児童生徒の小児生活習慣病予防に努めるもの。 また、小学校4年生及び中学校1年生を対象に、小児生活習慣病予防健康診査を実施する。</p>	<p>食育講座や児童生徒の個別指導、運動習慣の普及などに取り組み、予防対策の充実を図っている。 予防対策効果は現れてはいるものの、肥満傾向児の出現率がほぼ全学年で全国平均を上回っており、さらなる対策を図ることが必要である。</p>	<p>肥満度30%以上の児童には希望により食習慣調査を実施し、栄養士や保健師による個別指導を継続していく。また小学校4年生及び中学校1年生を対象にした小児生活習慣病予防健康診査も継続し医学面からの病気予防にも努め、子どもの健康を増進する。 身体活動の改善に向けた取り組みとして、保育所（園）や学校家庭における運動習慣の普及について支援しているが、今後も継続して取り組んでいく。</p>

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子どもの事故防止等の啓発事業	子どもの事故について情報提供し、事故の未然防止の徹底を図る。	乳幼児健康診査などの場で、誤飲、転倒、転落及びやけどなど子どもの事故について情報提供し、事故の予防啓発を行っている。	乳幼児健康診査や健康相談の際、事故防止について具体的に健康教育を実施する。
子どもの事故防止教室	子育て中の保護者を対象とした事故防止教室を行う。	ファミリー・サポート・センターと各子育て支援センターと合同で子どもの安全と事故に関する講習会を開催している。	開催の周知を図りながら、今後も継続して取り組んでいく。
歯科保健対策	一貫した歯科保健指導を行うことにより、生涯にわたって健康を維持する。	妊娠期に行う歯科健康教育から、小・中学校の歯科健康診査まで体系付けた取り組みを実施している。また、保育園・認定こども園、小中学校でのフッ化物洗口事業を実施している。	保育所、学校などとの連携により、歯科保健指導の強化充実を図る。フッ化物洗口事業の未実施施設への啓発や指導を引き続き行う。
「健康よこて21」計画策定	生活習慣改善、健康増進、疾病予防に重点を置き、一人ひとりの健康づくりを社会全体で支援する計画を策定する。	平成27年度～令和6年度まで計画を推進。令和元年度に中間評価を行い、事業見直しを図る。	第2期健康よこて21計画に基づき、ライフステージごとの健康づくりを推進する。



### (3) 小児医療の充実

#### 現状と課題

平鹿総合病院と市立横手病院にて小児救急医療を受け入れており、平鹿総合病院では休日・夜間も対応しています。

#### 施策の方向

小児救急医療体制や福祉医療制度などの周知を継続していくとともに、医療機関との広域的な連携を図りながら小児医療の充実を図ります。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
小児医療の充実・確保	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整えるため、小児科も含めた救急医療を充実させる。	医師会の協力のもと、勤務医・開業医による当番制にて休日でも救急医療を受けられる体制を確保している。	広域的な連携を図りながら小児医療の充実と確保に努め、保護者が実施状況を把握できるよう周知していく。
休日夜間における小児救急医療体制整備	医療機関の協力を得て休日当番医を設置し、小児の休日夜間の救急医療体制を整備する。	休日は医師会で当番制を敷いて対応している。休日夜間の小児救急医療は平鹿総合病院の小児科医師と市内開業医が担当している。	継続して実施し、広報誌やホームページを通じた周知も続ける。また、子育てハンドブックや子育て情報サイトによる、小児救急医療体制の周知を図る。
福祉医療制度の充実（マル福）	横手市は中学生までの児童について所得制限を廃止するなど秋田県の制度に上乘せした助成を行っている。また、ひとり親家庭の親の医療費（自己負担分）も市が独自に助成している。	平成 28 年 8 月から中学生まで対象を拡大しており、資格取得時の申請漏れがないよう制度の周知を図る。	申請に漏れがないよう、窓口での案内のほか、市報やホームページなどで制度の周知を継続して図る。
未熟児養育医療給付事務	身体の発育が未熟のまま出生した子どもに、必要な医療の給付を行うとともに、未熟児の保護者に対する訪問指導を行う。	指定医療機関の事務体制の充実により、保護者の申請漏れがなくなってきた。	医療を必要とする児に対し、養育に必要な医療費給付のための適確事務を実施する。

## (4) 不妊・不育への支援対策

### 現状と課題

望んでいるがなかなか子どもを授かることができない夫婦が相談しやすいよう、不妊・不育に関する情報提供を行うとともに、相談体制の充実が必要となっています。

アンケート調査では、就学前児童のいる家庭が期待する子育て支援として「出産や不妊治療に対する経済的支援の充実」があげられています。

### 施策の方向

不妊・不育に悩んでいる方を支援するため、相談しやすい環境を整備するとともに、不妊・不育治療に関する情報提供を行います。

### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
不妊・不育治療費助成事業	不妊・不育治療を受ける夫婦に治療費用の一部助成事業を紹介し、妊娠や出産を支援するとともに、不妊・不育についての周知活動などにより、夫婦の精神的負担の軽減を図る。	不妊治療（一般・特定）及び不育症治療費助成事業を実施している。特定不妊治療費助成事業については、県の助成に上乘せし治療費助成を行っている。	不妊・不育治療を受けている夫婦または受けようとする夫婦が相談や受診がしやすい環境を整備し支援する。県事業とあわせ広報への掲載などにより、事業の周知を図る。

※不育症とは

妊娠はするものの流産や死産などを繰り返すことにより、子どもが得られない状態。

## 2 食育の推進

### (1) 食育の推進

#### 現状と課題

家庭の事情や生活習慣の乱れなどにより朝食欠食や孤食など、子どもの食生活にはさまざまな問題が生じています。

アンケート調査では、就学前児童のいる家庭は「食事や栄養に関すること」に関する悩みをあげています。

食を通じた豊かな人間性の形成、家庭関係づくりによる心身の健全育成を図るためには、乳幼児期からの発達段階に応じた食事の摂り方と正しい知識を身につけることが重要です。

#### 施策の方向

子どもの成長にあわせた指導・相談を行い、子育て家庭の育児不安解消を図ります。

また、関係機関と連携しながら食に関する学習機会を充実し、市民が生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう支援します。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
離乳食・乳幼児食相談事業	月齢に応じた食事指導を実施することにより、子どもの健やかな成長を図る。	乳幼児健康診査における栄養指導では、母親の育児不安を解消できるよう個々の成長にあわせた個別指導を実施している。	生活リズムを整え、正しい食習慣が身につくよう個別指導に重点をおいた食事指導をする。
保育園児等・小中学生への食育・保健指導	食を通じた健全育成と健康増進のため、認定こども園や保育所など、小中学校の児童生徒及び保護者などを対象に、歯科指導、食育指導並びに保健指導などの学習会や情報提供を実施する。また、健康よこて 21 計画における目標達成及び生活習慣病予防の普及啓発に努める。	健康よこて 21 計画の重点分野の一つとして「栄養と食生活」の推進事業を実施している。食と健康について、親子がともに学べる講話や栄養実習の開催、地産地消の推進、郷土料理や食文化の継承など関係機関との連携により食育を実施している。	生活習慣病予防のため、望ましい栄養や食事のとり方を理解させ、正しい食習慣が身につくよう関係機関との連携や地域組織の活用により、食育活動の推進を図る。
食育推進事業	横手市における食育の基本方針を明らかにし、すべての市民が生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう望ましい食育活動を推進する。	より効果的で実効性のある施策を展開するため、「横手市食育推進計画」の実施評価を行いながら、関係機関との連携を図っている。	市民一人ひとりが、健康でいきいき幸せな生活をおくることができるよう、さまざまな分野での食育活動を推進する。

### 3 思春期保健対策の充実

#### (1) 心と身体健康づくり

##### 現状と課題

学童期から思春期においては、身体面の発達や精神面で大きく変化していく時期で、この時期にうける影響は生涯の健康に関わってくると考えられています。

思春期の子どもの接し方、性教育に関する事など、子どもだけでなく、親も含めた教育の場が求められています。

横手市では、不登校適応指導教室「南・西かがやき教室」の教育相談員や専任指導員と連携し、電話や面接による教育相談を行っています。

##### 施策の方向

関係機関と連携し、保護者も含めた思春期の心身の健康づくりの知識を普及するとともに、学校教育に関わる相談窓口を設置し、相談窓口の周知に努めます。

##### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
思春期健康教育の充実 (心の健康推進事業)	小中学校における心身の健康教育と健康づくりの知識の普及啓発を行う。	体育(保健体育)を中心に健康な生活や疾病の予防などについての理解を深めるようにしている。	関係機関と連携し、保護者も含めた、思春期の心身の健康づくりの知識の普及に努める。
相談体制づくり	不登校適応指導教室「南・西かがやき教室」の教育相談員や専任指導員と連携し教育相談にあたる。	不登校、本人の性格や行動、進路などについて、電話相談や面接相談にあたっている。	学校教育に関わる相談窓口を設置するとともに、その周知に努める。

## (2) ひきこもり・不登校への対応

### 現状と課題

さまざまな事情で学校に行くことができない子どもたちへのきめ細やかな支援が求められています。悩みや不安を抱えた子どもが安心して相談できる環境づくりが必要となっています。

不登校適応指導教室「南・西かがやき教室」の教育相談員や専任指導員と連携し、適切な指導や支援を行っていますが、今後も、「スペース・イオよこて」などと連携し、地域で見守り・支援していく体制づくりが求められています。

### 施策の方向

子どもの状態に応じた多様な学習の場を提供するとともに、家庭・地域・学校などの関係機関が連携する支援体制を強化します。

### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
不登校児童生徒の学校復帰支援（南・西かがやき教室の設置・運営）	不登校適応指導教室「南・西かがやき教室」に教育相談員を配置し相談や支援に応じている。	学校と連携した適切な指導や支援により、児童生徒の自尊感情が高まり、少しずつ学校復帰への意欲が高まってきている。	不登校適応指導教室「南・西かがやき教室」を中心に教育相談体制機能の充実を図る。
スクールカウンセラー配置事業（心の健康推進事業）	豊かな知識・経験を持つカウンセラーを学校に配置し、不登校やいじめなどに適切に対処する。	スクールカウンセラーが配置された学校を拠点とした全域的な対応について検討を図る。	今後も秋田県教育委員会と連携し継続して取り組んでいく。
IT等の活用による学習機会の拡大	ひきこもりや不登校児童生徒を対象に、子どもたちの心の居場所を提供し通所だけでなく在宅でのITなどの機器を利用した通信指導を含む学習機会の拡大を図る。	IT機器などの活用も含め子どもの自立心や社会性を育むための学習機会の拡大について検討を図っている。	ひきこもりや不登校児童生徒対策の一つとして「スペース・イオよこて」との連携を図っていく。
地域での支援体制整備	早期発見かつ早期対応が重要であることから、地域での監視力や機関の連携が有効に機能するよう体制を整備する。	家庭児童相談員が相談事案と地域をつなぐ役割を担い、民生児童委員、保健師などと連携して訪問などの支援を行っている。	家族の孤立感を和らげ、支援できる体制を整備するため、保健・福祉・医療・教育・地域など関係者が連携強化し、子どもの心の健やかな発達を支援する。

## 基本目標Ⅳ 生きる力に満ちあふれた次世代ひとづくりの充実

### 1 次代の親の育成

#### (1) 次代の親の育成

##### 現状と課題

少子化、核家族化、夫婦共働き家庭の増加などにより、子どもが自身の兄弟・姉妹の世話をを行うことや近所の子どもと遊ぶことが減り、乳幼児とふれあう機会が少なくなっています。

子どもの頃から、子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意識、男女が協力して家庭を築くことの大切さについて啓発していくことが重要となっています。

##### 施策の方向

結婚し子どもを産み育てたいと思う若者が、その希望を実現できるよう、関連する横手市の施策や事業を進め、地域社会の環境整備を促進します。

##### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
男女共同参画行動計画の推進・策定・見直し	男女共同参画社会実現に向けて、横手市の施策や事業を総合的に進めていくため、横手市男女共同参画行動計画を推進する。	行動計画の着実な実行のために、全部署がそれぞれ検討、事業実施するとともに、情報の共有を図っている。男女共同参画に対しては、年齢や性別による意識の差が大きいいため、個々人の意識の向上につなげることができるとは、課題となっている。	男女共同参画社会実現に向けて、行動計画の進捗状況調査を実施しながら、横手市の施策や事業を総合的に進めていく。必要に応じて計画を見直ししながら、引き続き推進を図る。

## (2) 家庭や地域の子育て力の向上

### 現状と課題

核家族化、少子化、地域コミュニティの希薄化に伴い、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されています。また、国際化の進展に伴い、言葉や生活全般にサポートが必要な家庭への支援が求められています。

横手市では、秋田県で実施している「あきた家族ふれあいサンサンデー」などのPR活動などを行っています。また、家庭や地域における子育て力を高めるための講座の開催や広報誌による啓発活動を行っています。

### 施策の方向

親子のふれあいや一緒に取り組むことの大切さを呼びかけ、父親も積極的に育児に取り組んでいけるよう促進を図ります。

また、関係機関と連携した各種講座を開催するとともに、子育て家庭のみでなく、地域全体で子どもを育て・支えていく意識を高める啓発活動を推進します。

### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
「あきた家族ふれあいサンサンデー」の促進	毎月第3日曜日を家族そろって過ごし、ふれあうことで健やかな青少年を育てることを目的とした県民運動への参加を促し、広報に努める。	青少年育成横手市民会議で実施するあいさつ運動にあわせ、「あきた家族ふれあいサンサンデー」のPRチラシや啓発ティッシュの配布活動を実施している。	秋田県事業である「あきた家族ふれあいサンサンデー」の更なる促進を図る。
家庭教育	家庭での教育力向上を目的に、保護者の学びの場の提供や父親と子どもの体験イベントを通じた父親の家庭教育参加促進を図る。	就学時健康診査時の子育て講座や、家庭教育支援チームと連携し親の学びを目的とした各種講座の開催のほか、父親と子どもの体験イベントを年2回程度開催している。	保護者を対象に家庭教育の役割について広め、意識の啓発を図るとともに、家庭教育支援チームの周知と、相談体制の確立を目指す。
子育て支援啓発事業	子育てをめぐる環境の変化に伴い、親、家庭のみでは子育てを背負いきれない状況になりつつあることから、地域社会での支援の必要性を啓発する。	子育てを社会全体で支援する意識啓発を行うために、広報誌などを通して各種啓発活動を実施している。	広報誌などにおける啓発活動の継続とあらゆる機会を通じて広く住民を対象とした子育てに関する各種セミナーの開催を図る。
父親の育児参加促進	父親の積極的な育児参加を促進する。	性別などによる固定的な役割意識の改革とワーク・ライフ・バランスの実現が必要。	研修ならびにイベント等の事業を通して、父親の積極的な育児参加啓発を図る。

### (3) 若者の就業支援

#### 現状と課題

横手市における有効求人倍率は1.4倍を超え、人手不足となっている現状です。若者の県外への流出を減らすことのできるよう、雇用の場の確保など、地元定着を図るための各種支援が必要となっています。

#### 施策の方向

関係機関や秋田県の機関と連携し、新規学卒者などの地元就職の促進や起業・創業を希望する方への就業を支援します。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
就業支援の取り組み	県、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、若年者の地元定着のため、新規学卒などの就職促進を図る。 創業支援事業計画に基づき、商工団体、金融機関などの支援機関と連携し、起業しやすい環境を構築する。	横手管内における有効求人倍率は1.4倍を超え、人手不足の状況となっているが、就職する高卒者の4割は、県外に就職しているのが現状である。 人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるために、若者の地元就職を図るための支援や、起業・創業にチャレンジする方への支援が必要である。	新規学卒者などの地元就職促進について、県、ハローワークなどの関係機関と連携し、推進する。 起業・創業にチャレンジする方に対し、商工団体、金融機関などの支援機関と連携し、支援を行う。



## 2 子どもの権利についての意識啓発

### (1) 子どもの権利を守る取り組みの推進

#### 現状と課題

横手市では、平成20年10月4日に「横手市子どもの権利宣言」を制定、子どもの権利を尊重するまちであることを宣言し、子どもたちが積極的に地域に関わっていけるよう、地域全体で見守り、関わりやすい環境づくりを行ってきました。

今後も、子どもの人権が尊重され、楽しみ学びながら地域社会を築いていけるよう、継続して「横手市子どもの権利宣言」の周知を行っていく必要があります。

また、児童虐待の増加に伴い、家庭において子どもを育てていくことが困難な世帯が増えています。秋田県では、子どもの権利が尊重され、すべての子どもが健全に育成されるよう、「秋田県社会的養育推進計画」を策定し、児童相談所の体制強化や施設、里親などの代替養育など、地域で子どもを健やかに成長できるよう支援する取り組みを行っています。

#### 施策の方向

子どもたち自らが自分の権利を認識し、のびのびと生活できるよう、今後も「横手市子どもの権利宣言」の普及・啓発を図ります。

また、子どもたちが積極的に地域活動への参加ができるよう、学校や地域住民が連携し、環境づくりを行います。

社会的養育支援については、秋田県と連携し、子どもの不利益とならないよう、連絡体制などの充実を検討します。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子どもの権利を守る取り組みの推進	子どもの生命を守り、人として尊重され、良い環境の中で育まれる権利を守る意識を啓発する。	子どもの人権は「児童憲章」「児童の権利に関する条約」において尊重されるよう制定されている。平成20年10月4日に「横手市子どもの権利宣言」を制定した。	「秋田県子ども・子育て支援条例」や「横手市子どもの権利宣言」の周知を図り、地域の子どもたちが、自ら権利を認識し、また社会全体が積極的に子どもの人権を守る意識を啓発する。
子どもの社会参画の推進	子どもが意見を表明する機会や、社会参画できる機会を確保する。	中学や高校では授業を通じて地域への関わりをもつ取り組みがある。また、市議会本会議場で行うY8サミットの取り組みなど積極的に地域へ関わろうとする姿がみられる。	子どもたちが自主性や行動力を身に付け、地域の未来を創造する人材となるためには、地域の見守りの中で、地域活動に積極的に取り組むことのできる環境をつくっていかなければならない。

## (2) いじめ・体罰・暴力防止対策

### 現状と課題

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、横手市ではいじめ対策委員会の設置やスクールカウンセラーの配置、Y 8 サミットなど児童・生徒によるいじめ防止対策の取り組みを行ってきました。

しかし、全国的にいじめや体罰に関するニュースは後を絶たない状況です。

### 施策の方向

いじめや体罰の防止、早期発見のため、家庭・地域・学校の連携を強化し、今後も子どもの権利や生命を守る取り組みを推進します。

### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
スクールカウンセラーの配置	児童生徒のストレスや不登校などに対して、問題などを解決するため相談員などを配置し解消していく。	不登校やいじめ対策として臨床心理に関して高度な知識や経験のある「スクールカウンセラー」を 6 校すべての中学校に配置している。	今後も秋田県教育委員会と連携し継続して取り組んでいく。

### (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

#### 現状と課題

近年、犯罪やいじめ、児童虐待に関するニュースが増加しています。

いじめや児童虐待などは、未然防止、早期発見及び早期対応が重要ですが、被害に遭った子どもは精神的なダメージが大きいことから、子どもの気持ちに沿って立ち直るまで長期的に切れ目のない支援をしていく必要があります。

#### 施策の方向

学校・保健師・家庭児童相談員などの関係機関が情報の共有を図り、連携を強化していくことで、被害に遭った子どもと保護者の心身のケアに努めます。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもや保護者へのカウンセリング	精神的ダメージなどを受けた児童や生徒、保護者に対して、立ち直るための相談やカウンセリングなどを実施する。	スクールカウンセラー、家庭児童相談員、保健師、県の機関などが連携して心のケアに努めている。	研修会などに参加し、相談を受ける側の質の向上を図りながら、今後も関係機関との連携強化に努める。

### 3 児童の健全育成

#### (1) 児童の健全育成

##### 現状と課題

放課後児童クラブが市内に34箇所あります。

夏休みや冬休み期間中には、読書や自主学習などさまざまな体験活動ができる「夏休み（冬休み）子ども教室」や「あきたわくわく未来ゼミ（わくわく土曜教室推進事業）」を開催しています。

アンケート調査では、フルタイム、パート・アルバイトで就労している母親は、就学前児童がいる家庭では74.0%、小学生がいる家庭では88.0%と、子どもが小学生に上がると就労する母親が多くなっています。

子どもたちが多様な年齢層の大人に見守られ、かつ主体的に遊びや学びに触れることができる居場所づくりが必要となっています。

##### 施策の方向

子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブを充実するとともに、自由に参加できる身近な施設でさまざまな活動を提供します。

また、地域の人たちの協力のもと、学習やスポーツ活動、地域住民との交流を通して、子どもたちの自主性や社会性を築いていけるよう、児童館や社会教育施設などと連携し、学校施設の有効活用を検討します。

##### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
放課後児童健全育成事業	保護者が就労などにより日中家庭にいない小学生を対象とし放課後や学校休業日に余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る。	核家族化や仕事を持つ母親の増加に伴い利用者が増えている。就労形態により開所時間の延長を望む声も増えている。	利用ニーズにあった実施を検討する。待機者をなくすための環境整備を行う。指導員の資質向上を図る。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
あきたわくわく未来ゼミ(わくわく土曜教室推進事業)	長期休業期間中(夏休み・冬休み)に、子どもたちが安全・安心に活動できる公民館などの身近な施設において、地域住民や企業の協力により、勉強やスポーツ、文化活動などを通して、異年齢交流や豊かな体験活動を行い、子どもの健全育成を図る。	長期休暇期間に市内で16教室を開催し、学習や各種体験活動を行っており、今後も継続して取り組む。	新たに開設箇所を増やしたことで、より子どもたちに身近な施設で、地元の大人が参画する形とし、充実した活動を目指していく。 また、地区交流センター、公民館などの関係機関とも連携して、より一体的な事業展開を図る。
児童館・社会教育施設の活動促進	児童・生徒が健全な遊びを通じて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。	さまざまな催しを開催したり、育児中の母親たちの自主サークル活動など営利を目的としない活動に場所の提供を無償で行っている。	児童・生徒、家族や地域住民が参加できる催しや交流の機会と場をつくり、家族や地域全体で子どもたちの情操豊かなはぐくみと健全育成を図る。
児童健全育成に関わる児童厚生員、放課後児童支援員等の人材育成	児童厚生員や放課後児童支援員などの資格の取得や研修会への積極的な参加を促進する。	児童厚生員や放課後児童支援員などの資格の取得と研修会の積極的な参加を促進している。	児童厚生員や放課後児童支援員などの資格の取得や研修会への積極的な参加を促進する。
市子ども会育成連合会活動等の支援	市子ども会育成連合会をはじめとする青少年・社会教育団体の事務的な支援や運営費の補助を実施する。	地域に会員となる子どもが減少する中、自主的な活動が難しく、組織強化が必要となっている。	各団体活動の普及と育成及び活動の活性化を図るための支援を継続する。
青少年育成横手市民会議の活動促進	青少年の健全な育成を図ることを目的とし、青少年育成関係機関をもって組織し、声かけ運動などの活動を展開する。	各地域において事業内容はやや異なるが、声かけ運動、意識啓発活動などを実施している。	青少年の健全育成のため、家庭、学校、地域社会が一体となった住民総ぐるみの運動を展開する。

## (2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### 現状と課題

子どもが非行や犯罪などの問題行動を起こす原因の一つとして子どもを取り巻く有害環境があげられています。

横手市では、インターネットセーフティインストラクターを活用した講演会の開催や青少年育成横手市民会議で実施する声かけ運動の際に有害環境対策についての啓発活動などを行っています。

### 施策の方向

インターネットセーフティインストラクターを活用した講演会を継続して行うとともに、学校教育の中でも有害環境に関する学習する機会を充実します。

### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
有害環境対策の推進	インターネットや携帯電話などでの情報を正しく得るための講習会を実施する。 また、青少年育成横手市民会議で実施する声かけ運動の際に、有害環境対策についての啓発活動を実施する。	インターネットセーフティインストラクターを活用した講習会などの実施。 青少年育成会議では声かけ運動の際に、有害環境対策についての啓発を行っている。また、横手駅、十文字駅、相野々駅に「白いポスト」を設置し、有害図書を家庭へ持ち帰らせないための対策を講じている。	インターネットセーフティインストラクターの増員を図るとともに講習会の機会を設ける。 学校教育の中でも有害環境に関する学習を継続して実施する。

## 4 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

### (1) 確かな学力の向上

#### 現状と課題

子どもたちの学力向上のため、ティーム・ティーチングや少人数学習推進事業などを行っていますが、教職員数の不足が課題となっています。

全小・中学校において、JETプログラムによる外国語指導助手を活用し、英語に親しみ学ぶ機会を提供しています。

#### 施策の方向

個に応じたきめ細やかな指導を充実するとともに、秋田県教育委員会への職員配置の増員などの働きかけを継続し、子どもたちの学力向上を目指します。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ティーム・ティーチング	教科指導に1人の教員ではなく、複数の教員がチームをつくり、児童生徒の指導に当たることにより、個に対応した指導を行う。	適切な学習効果を期待し、ティーム・ティーチングを行ううえで、さらに教員数の増員が必要である。	今後も秋田県教育委員会に働きかけていく。
少人数学習推進事業	小学校1、2年生と中学校1年生において、一クラスを30人程度の人数にすることで、教育が行き届くようにする。	適切な教職員などの配置が今後も必要である。	今後も秋田県教育委員会に働きかけていく。
外国語指導助手の充実・活用	JETプログラムによりネイティブスピーカーを外国語の指導助手として招致し、小・中学校の外国語教育の充実を図り、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に資する。	令和2年度から全面実施される小学校での外国語活動(3・4年)・外国語科(5・6年)に向けて、充実した学習環境、指導体制の整備を行っている。	外国語指導助手12名を効果的に配置し、小・中学校での指導の充実を図る。小・中学校教員に対して外国語指導助手の効果的な活用について助言するとともに、外国語指導助手自身の指導力向上も図る。

## (2) 豊かな心の育成

### 現状と課題

子どもたちの豊かな心を育むためには、地域におけるさまざまな体験活動などを通じて、多くのことに興味や関心を持ち、人とふれあうことにより思いやりや豊かな感情を育てる環境づくりが必要となっています。

### 施策の方向

道徳教育の内容や指導方法について、今後も工夫改善などを行っていくとともに、事業内容や活動のさらなる周知を行い、子どもたち自らが参画して体験活動の機会を充実させることや情操教育のかん養を図ります。

### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
道徳教育の充実	子どもの豊かな心を育むため、地域における体験活動などを活かした道徳教育を行う。	子どもの心の成長に資するさまざまな体験活動や、ふるさと教育の視点からの地域との交流の推進、指導方法の改善など、各学校での道徳教育の推進に努めている。	今後も継続する。
文化芸術振興事業	秋田県青少年劇場・文化芸術による子供育成総合事業は、その成長段階に応じて、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家によるワークショップなどを実施し、豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、優れた文化芸術の創造に資することを目的に開催する。	両事業とも公演希望校が多数の場合は抽選のうえ実施を決定している。鑑賞を実施した学校では大変好評である。 また、少ない予算の中多くの児童生徒に鑑賞いただくことを目的に両事業とも複数校での開催を呼び掛け、場合によっては市民会館を会場に開催しており、近年では十文字地区小中学校により合同開催が実施されている。	文化芸術振興事業については、各学校へ情報提供しながら複数校での合同開催を呼びかけながら継続して実施する。



事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ジュニアリーダー育成事業	中高生の地域活動参画の推進と小学生を主体とした活動のサポート役として育成を行う。育成推進にあたり、横手市子ども会育成連合会の協力も得る。メンバーの募集については、学校の協力を得て実施する。	中高生にとっては学校行事や部活動と平行しての活動となるため主体的に活動することが難しい。	自主的な活動や実施、評価ができるよう、各種研修会への参加を支援する。スキルアップのため、他地域のジュニアリーダーとの交流を促進する。ジュニアリーダーの活動が広く周知されるよう、広報活動を行い、同時に会員の募集を図る。
幼児期からの読書活動の推進	4か月健康診査時に、横手市から絵本を贈る。子育て支援センター職員などによる読み聞かせの実践アドバイスをを行う。	絵本の内容を検討しながら、ハートフルブック事業として今後も継続していく。	今後も継続して、子どもたちの豊かな心の成長を促すため読書活動を推進する。
図書館での子どもの読書活動の推進	家庭・地域及び学校と連携し、「夢を育む本との出会い」の場として、市立図書館における子どもの読書活動の推進を図る。	現在は、各図書館で毎月1回の「おはなし会」の開催や、「満点カード」、「読書手帳」、「としょかんスタンプラリー」を実施している。 今後は、継続的に読み聞かせボランティアを育成する環境づくりや、親子で楽しめる行事や展示の企画を、さらに進める必要がある。	各図書館で毎月1回の「おはなし会」の継続開催や、「読書に関する作品コンクール」参加の推進を図って行く。 また、「読み聞かせボランティアの育成」や、「親子で楽しめる企画」について検討する。

### (3) 健やかな体の育成

#### 現状と課題

子どもの健康や体力は、「生きる力」の根底となるもので、生涯にわたっていきいきと生きていくために必要不可欠なものです。

子どもたちの体力低下や朝食欠食、肥満傾向の増加など、生活習慣の乱れによる健康への影響が懸念されています。

発達・成長、さまざまな活動の源となる体力を、子どもの時期からしっかりと身につけていくことが重要なことから、健康教育の充実とスポーツに親しむことができる環境整備が必要となっています。

#### 施策の方向

学校や地域などの関係機関と連携し、健康に対する正しい知識の普及と適切な生活習慣の教育に努めます。

また、スポーツを通じて子どもたちの身体的・精神的な健全育成を図り、さまざまなスポーツやレクリエーションが体験できる施設の整備、指導者の養成を推進します。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子どもたちのスポーツ環境の整備	スポーツ少年団などの育成を進めていくため、横手市体育協会と連携し、指導者の養成と資質の向上を図る。	保護者に対して、秋田県スポーツ少年団が開催する指導者認定講習会の受講を呼びかけ、多くの指導者を育成しているが、まだ地域によっては受講していない指導者もいる。	秋田県スポーツ少年団指導者講習や地域スポーツクラブ、ボランティアの育成などの活用を図り、スポーツ環境の整備を支援する。
総合型地域スポーツクラブ事業	多種目・多世代・多様な技術・技能の人たちで構成される。会員は年会費、参加料を支払い各種スポーツプログラムに自由に参加できる。年会費、参加料は運営費として各種事業（教室・集い・イベント）の施設使用料や講師謝礼などに役立てられる。	総合型地域スポーツクラブについては、現在2箇所あるが今後、横手市内3箇所の設立を目標に支援する。スポーツプログラムの内容の充実を図り、会員の確保に努める。	市民が生涯スポーツを通じて生き生きと生活することができるような仲間づくりやまちづくりを支援する。
学校施設の整備・充実推進事業	学校施設の整備、充実を図る。	老朽化などに対応して、順次整備に努めている。	学校施設の整備は継続して実施する。

## (4) 信頼される学校づくり

### 現状と課題

子どもたちがいきいきと学び、地域に開かれ信頼される学校づくりを実現するためには、保護者や地域住民などの意向を反映させ、家庭や地域と協力・連携していくことが求められています。

横手市では、学校評議員制度を導入し、開かれた学校づくりを行っています。また、学校施設の一部を開放し、地域住民の活動の場として提供することにより、保護者や地域の方に教育活動や学校運営に参画する仕組みづくりを行っています。

### 施策の方向

より地域に開かれた学校とするため、全小中学校で学校評議員制度を実施するとともに、今後も学校施設の開放を行います。一方で、学校の安全対策の強化も引き続き行います。

### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
学校評議員制度の実施	学校管理規則に規定し設置する。校長が学校運営に関し自己の権限と責任に属する事項のうち必要と認める事項について評議員から意見を求め、運営を行う。	全学校において学校管理規則に学校評議員制度を規定している。	横手市内全小中学校で正式な学校評議員制度として実施する。
学校施設開放実施	開かれた学校づくりの一環として、学校施設の一部を地域の人々に開放する。	使用申請書により、地域の人々に学校施設を無料で開放している。スポーツ少年団と、一般の団体が競合する場合がある。また、夜間照明の電気代が学校経費の負担となっている。	主に体育館施設の開放を継続して実施する。ほかの施設については学校事業の中での開放を検討する。

## 5 地域資源を利用した教育力の向上

### (1) 地域資源を利用した教育力の向上

#### 現状と課題

地域の「教育力」は低下している状況です。近年の子どもたちは、異年齢の交流や自然にふれあう機会が少なくなってきました。

子どもたちが自分の暮らしている地域に興味を持ち、さまざまな体験を通して人とふれあいながら学ぶことができる環境づくりが求められています。

#### 施策の方向

地域や学校などの関係機関と連携して、地域資源を活用しながら地域への理解を深める活動の充実を図り、子どもたちの豊かな心の育成を行います。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
横手を学ぶ郷土学事業	すべての小学生や中学生が、ふるさと横手への関心と郷土への誇りを持ち、次の世代に伝える心を育む。	横手を学ぶための総合テキスト「よこてだいすき」を市内すべての小学生と中学生、教職員に配布している。	児童生徒に郷土の歴史・伝統・文化の理解を促し、発見から学習、実践を通じた伝承へとつながるサイクルを確立して、ふるさとへの愛着と誇りを育てる。たくましく生きる力を育み、横手市を内外に発信して地域貢献ができる児童生徒を育てる。
自然体験活動の推進	児童生徒が農作業や野外体験活動を通して、自然の大切さを学ぶ。	各校がそれぞれの学校事情にあわせ、諸活動や行事を計画・実施している。	地元農家や少年自然の家などの関係者と連携を図りながら、地域の自然についての理解を深める。

## 基本目標Ⅴ 子育てしやすい安全安心の環境づくりの充実

### 1 安全・安心まちづくりの推進

#### (1) 安全・安心まちづくりの推進

##### 現状と課題

近年、地震、豪雨、豪雪などによる自然災害が全国的に増加しています。

横手市では、防災訓練や避難訓練などを実施し、児童・生徒の防災知識を高める取り組みを行っています。

子ども自らが自分を守る意識を高める教育を行うとともに、地域全体で防災意識を高め、災害などの際に地域住民が連携して避難できるような体制づくりが必要となっています。

##### 施策の方向

子どもを事故や災害から守り、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、歩道や道路の整備、段差などの解消に努め、子どもをはじめとするすべての人の安全を確保します。

##### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
地域防災計画	災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。	防災訓練は、学校行事などに位置付けて計画し、児童・生徒の自主性を大事にしながら十分効果をおさめるよう努める。	防災知識の指導は、学校の教育課程のみならず、地域行事などとして実施し、対象者との事前学習などに努める。また、対象者主体の防災訓練の実施及び防災施設などの見学を行い、防災活動、避難などについて習得するよう努める。
道路環境バリアフリー化検討事業	すべての人が安心かつ円滑に歩行できるよう、狭隘な道路の拡幅や段差や凸凹の解消、歩道の設置などを推進する。	すべての人に安全で安心できる道路環境となるよう、道路や歩道、照明設備、ロードヒーティング、防犯カメラなどの整備に努めている。	市内全域において、今後整備される施設についてはバリアフリーを念頭に事業の実施を図る。

## 2 子どもの安全の確保

### (1) 交通安全を確保するための活動の推進

#### 現状と課題

横手市では、教育・保育施設や小学校などにおいて交通安全教室を実施しており、交通事故から自分で身を守る意識の向上を図っています。

近年、子どもが交通事故に巻き込まれる事故が増加傾向にあり、特に登下校時の事故が増加していることから、国において「登下校防犯プラン」が決定され、交通安全対策の重要性がより高まっています。

登下校時における子どもの安全を確保するため、保護者や地域住民のより一層の連携が必要となっており、加えて警察・学校・行政などが連携していくことが重要となっています。

#### 施策の方向

子どもの安全確保のため、交通安全教室を通して子どもたちの交通安全意識の高揚を図ります。また、国の「登下校防犯プラン」を準拠し、関係機関との連携を強化し、子どもを交通事故から守る取り組みを行います。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
親子を対象に交通安全教育の段階的・体系的実施	幼少期から継続して交通安全教室を実施することによって、交通安全思想の普及及び徹底を図る。	警察や各地域の交通指導隊・交通安全母の会などにより、小学校や保育所などにおいて交通安全教室を開催している。また、市全体の交通安全母の会で行う交通安全キャラバンにおいて保育所などを訪問し、紙芝居を使った交通安全教室を実施している。	子どもたちの交通安全意識の高揚と、交通事故から自分で身を守る知識習得のため、警察、交通安全協会、保育所など、小中学校及び保護者などとの連携により交通安全教室を継続して実施する。
交通安全計画の策定	交通安全対策会議を開催し、横手市交通安全計画に基づいた毎年度の実施計画を策定。交通安全に関する総合的な施策を推進。	横手市交通安全対策会議を毎年開催し、交通安全に関する総合的な施策を推進するとともに、関係団体及び横手市通学路安全推進会議との連携を図る。	子どもと高齢者の交通事故防止を重点に推進する。
交通安全用具の支給	新入学児童に対し黄色い帽子、ランドセルカバーの支給。	交通安全用具の支給については今後も継続して実施する。ただし今後の支給物品については保護者などの意見をうかがいながら検討をする。	次代を担う子どもたちを交通事故から守るため、今後も継続して実施していく。

## (2) 犯罪等の被害から守るための活動の推進

### 現状と課題

都会に限らず、子どもが犯罪などに巻き込まれる事件が発生しています。  
 地域全体で子どもを犯罪などの被害から守る取り組みが重要となっています。  
 横手市では、子どもを犯罪などの被害から守るため、家庭・地域・学校・関係機関と連携し、見守り活動や防犯パトロールなどを行っています。

### 施策の方向

関係機関との連携をさらに深め、不審者や犯罪に関する情報を共有し、安全な地域づくりを推進します。また、防犯パトロールの実施や防犯教室の開催に加え、「子ども110番の家」などの周知を徹底し、犯罪を未然に防ぐ取り組みを強化します。

### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
地域の犯罪等に関する情報提供の実施	よこて安全・安心メールにより地域の防犯や交通安全に関する情報を配信。	犯罪情報については、警察の捜査活動に影響が出ないよう配信前に協議が必要なため、時間がかかる場合がある。	犯罪情報を早期配信するため、警察と早期情報提供の協議を進める。また、「よこて安全・安心メール」への登録者増加のための広報を実施する。
防犯パトロールの実施	各地区防犯協会、各地区防犯指導員、各学校における見守り隊による青色パトロールなど、児童生徒の街頭見守り活動の実施。	関係部署において各種施策を実施しているが、関係部署間の連携をより強化していくことが課題である。	関係部署が連携して防犯に関する各種施策、事業を総合的に推進し、子どもが犯罪などに巻き込まれないよう未然防止に努める。
防犯教室・学校安全の充実	防犯教育の一環として、横手警察署員やスクールガードリーダーなどを講師に迎え講話、講習を行い、幼少期から防犯思想の普及を図る。	関係部署において各種施策を実施しているが、関係部署間の連携をより強化していくことが課題である。	関係部署が連携して防犯に関する各種施策、事業を総合的に推進し、子どもが犯罪などに巻き込まれないよう未然防止に努める。
「子ども110番の家」	地域住民の協力を受け、子どもたちが犯罪被害に巻き込まれそうになった際に逃げ込める場所として、秋田県警・横手警察署と連携し「子ども110番の家」の設置をしている。	関係部署において各種施策を実施しているが、関係部署間の連携をより強化していくことが課題である。	関係部署が連携して防犯に関する各種施策、事業を総合的に推進し、子どもが犯罪などに巻き込まれないよう未然防止に努める。
防犯ブザーの配布	児童の生命、身体の安全確保のため防犯ブザーを配布する。	新小学1年生全員に配布している。	児童の生命、身体の安全確保のため、今後も継続して防犯ブザーを配布する。

### 3 良質な住宅の確保等居住環境の整備

#### (1) 良質な住宅の確保等居住環境の整備

##### 現状と課題

子どもや子育て家庭が安全で安心して生活するにあたり、良質な住宅環境は重要な要素となっています。

老朽化した住宅や設備などが入居者のニーズにあわなくなっているため、環境整備を検討しています。

##### 施策の方向

子育てしやすい良質な住環境を整備するため、今後も横手市営住宅長寿命化計画に基づき、子育て家庭に配慮した安全で快適な住宅設備の改善や整備を検討し進めていきます。

##### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
公営住宅等整備、既設公営住宅改善事業	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸している。	老朽化した住宅が入居者のニーズにあわなくなっていることから、室内環境や設備などを向上させるための検討が必要である。	横手市営住宅長寿命化計画に基づき、安全で快適な住まいを今後も提供できるよう整備を進めていく。
特定公共賃貸住宅の整備	中堅所得者向けの優良な賃貸住宅の供給を行っている。	比較的入居率が高く推移していることから計画的に改善を図り、良質で安全な住まいを提供していく必要がある。	横手市営住宅長寿命化計画に基づき、安全で快適な住まいを長きに渡って提供できるよう整備を進めていく。



## 4 安心して外出できる環境の整備

### (1) 安心して外出できる環境の整備

#### 現状と課題

子どもと子育て家庭をはじめ、誰もが安全で快適に外出できる環境整備が求められています。アンケート調査では、期待する子育て支援として「外出時に授乳やおむつ替えができる場所の拡充」が、就学前児童のいる家庭で多くなっています。

公共施設や交通機関などのバリアフリー化や子育て家庭が利用しやすい設備の整備、また、子どもを安心して遊ばせることができる公園の整備などが重要となっています。

#### 施策の方向

子どもや子育て家庭の視点に立った環境整備を推進していきます。

また、子どもが安心して遊べるよう、児童遊園や児童の遊び場などの定期点検や修繕などを行い、整備します。

#### 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	公共性の高い福祉的性格の施設のバリアフリー化を進めるもの。	特定生活関連施設を新築など（新築、新設、増築、改築、用途の変更）する場合は、「工事に着手する日の30日前までに」あらかじめ知事に協議することが必要である。福祉的な配慮は設計の早い段階から取り入れて計画することが必要で、協議による計画の変更が効率的にできるよう建築確認申請の前に市に手続きを行う。	申請者へ「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を遵守するよう要請する。バリアフリーの啓蒙を推進する。
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	乳児を連れて外出できる遊び場、授乳コーナー、子ども連れに優しいトイレなどを整備する。	秋田県条例に基づき推進中である。個室スペースのトイレを設置している施設もあるが、既存の施設では設備の設置が難しい場所もある。また、県認定の「こどものえき」については、ステッカーなどで周知を図っている。	引き続き「こどものえき」として認定が受けられるよう整備を促していく。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
児童遊園地維持管理事業	横手市が管理する児童遊園や児童の遊び場などにおける遊具などの点検や保守を実施する。	遊具について、定期点検のほか地元自治会などとの協力により、状況把握に努めている。また、老朽化や破損などにより、危険性の高い遊具を優先的に修繕または撤去している。	遊具の定期点検や修繕または撤去などを行い、安全かつ安心な遊びの場を提供していく。

## 基本目標Ⅵ 職場と家庭 子育てを応援する社会づくりの充実

### 1 ワーク・ライフ・バランスの実現

#### (1) ワーク・ライフ・バランスの実現

##### 現状と課題

アンケート調査では、母親の育児休業取得状況をみると、就学前児童がいる家庭は「育児休業を取得した（取得中である）」が52.4%で小学生がいる家庭の33.0%を大きく上回り、小学生がいる家庭は「働いていなかった」も36.8%となっています。

父親の育児休業取得状況は、就学前児童がいる家庭、小学生がいる家庭ともに「取得していない」が圧倒的に多く、取得した人は1割に満たない状況です。

取得していない理由としては、経済的な理由や取得しにくい職場環境などがあげられています。

横手市では、5年ごとに事業所に対する就業環境状況を実施し、育児休業制度や介護休業制度などの整備状況を把握していますが、制度の整備は進んでいるものの、取得率は低い状況です。

子育てや学校行事などに参加する父親が増えてきましたが、今後も子育て家庭における仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる社会づくりが重要となっています。

##### 施策の方向

男性は仕事、女性は家庭という固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに家庭生活における責任を果たすための意識づくりに取り組みます。

また、育児休業や子の看護休暇などの各種子育て支援制度を取得できるよう、事業主に対し制度を周知・勧奨します。

さらに、働き方改革関連法が成立し、個人の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目指すこととなったことから、横手市でも労働者や事業主の意識改革を推進し、子育て家庭を支援します。

## 事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
事業主に対する意識啓発活動	子育てをしやすい、働きやすい職場環境への改善を推進するため関係法制度などの周知、啓発及び情報提供を行う。	平成 30 年度に事業所に対する就業環境状況調査を実施（5年ごとに実施）。制度の整備は進んでいるが、活用率は低い。	子育てをしやすい職場環境を推進するため、ワーク・ライフ・バランス講演会を開催し、事業主に対して関係法令や両立支援にかかる助成制度の周知、啓発及び情報提供を行う。
事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進	仕事と育児や介護の両立のためのさまざまな制度など、多様で柔軟な働き方を労働者自身が選択できるような企業の取り組みを促進する。	平成 30 年度実施の事業所に対する就業環境状況調査によると、制度の整備は進んできているが、活用率は低い。	ワーク・ライフ・バランス講演会やワークスタイル研修を通じ、仕事と育児や介護の両立支援制度の周知と意識啓発を実施し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の増加を図る。

## 第Ⅴ章

### 計画の推進に向けて



## 第1節 「子ども・子育て支援事業計画」の普及・啓発

本計画は、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育つことができ、男女が互いに尊重・助けあいながら、安心して楽しく子育てができる家庭と地域社会づくりを目指すと同時に、地域全体による子育てを目指しています。

地域・社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、家庭・地域・企業をはじめ、住民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、広報誌や市ホームページなどを活用し、市民への周知徹底を図ります。

また、年度ごとの進捗状況についても積極的に公表していきます。

## 第2節 住民参画による計画の推進

本計画の推進においては、住民の理解と協力及び参加が必要不可欠です。本計画に関わる情報については、広報誌や市ホームページなどにより、住民に分かりやすい形で周知情報の共有を進めることにより、各施策・事業において子どもを含め広く意見を提言しやすい環境を整え、住民の参加と協力が得られるよう体制整備を行っていきます。

## 第3節 庁内計画推進・評価体制

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、住宅、産業経済など庁内のさまざまな分野に関係することや長期にわたり集中的・計画的な取り組みが必要であるため、庁内のみならず、外部関係機関との連携強化が重要となります。

本計画を確実に推進していくために、計画策定担当課である子育て支援課が中心となり、年度ごとの関係各課の施策・事業実施状況を把握、評価、再調整など、継続的な取り組みを行っていきます。

また、住民や関係団体などで構成される「横手市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報の共有化と施策・事業の評価、また円滑な実施に向けての提言をいただくとともに、地域における実践につなげるなど、住民や関係団体などとの協働により計画を推進していきます。

# 資料編







# 資料編

## 1 横手市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月20日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、横手市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子育て会議は、前項の事務に関し、必要に応じて市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、20人以内で組織する。

2 子育て会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年横手市条例第55号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## 2 横手市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成 29 年 11 月 1 日～令和元年 10 月 31 日

機関等	氏名	職名	備考
学識経験者	佐々木 信子	秋田大学教育文化学部 特別教授	
保育所関係者	鈴木 知行	沼館保育園 保護者	横手市保育協議会推薦
	戸部 珠枝	横手市保育士会 会長 (下鍋倉保育所 主任)	横手市保育協議会推薦
	○ 遠山 一栄	みいりの保育園 園長	横手市保育協議会推薦
	萱 森 眞雄	社会福祉法人 相和会 理事長	横手市社会福祉法人保育所 経営者協議会推薦
認定こども園関係者	高橋 恵里子	認定こども園土屋幼稚園・ 保育園 保護者	横手市認定こども園協会推薦
	佐々木 すみ代	認定こども園こひつじ 主任	横手市認定こども園協会推薦
	佐藤 留美	認定こども園こひつじ 園長	横手市認定こども園協会推薦
	◎ 藤井 哲之	学校法人 上宮学園 理事長	横手市認定こども園協会推薦
学校関係者	宮本 敦	横手南中学校PTA会長	横手市 PTA 連合会推薦
	七尾 博	横手市立旭小学校 校長	横手市校長会推薦
企業関係者	高橋 幸雄	秋田県南工業振興会 会長	秋田県南工業振興会推薦
地域関係者	小棚木 賢作	横手市民生児童委員協議会 副会長	横手市民生児童委員協議会 推薦
	松井 美和	横手の子育て応援誌 「おもちゃばこ」副代表	一般公募
	坂上 喜也	あさひこども食堂 代表	一般公募

◎=会長 ○=副会長

令和元年 10 月現在、敬称略

任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日

機関等	氏名	職名	備考
学識経験者	佐々木 信子	秋田大学教育文化学部 特別教授	
保育所関係者	菊池 翔	川西保育所 保護者	横手市保育協議会推薦
	戸部 珠枝	横手市保育士会 会長 (下鍋倉保育所 主任)	横手市保育協議会推薦
	畠山 柳子	雄物川保育園 園長	横手市保育協議会推薦
	○ 萱森 眞雄	社会福祉法人 相和会 理事長	横手市社会福祉法人保育所 経営者協議会推薦
認定こども園関係者	高橋 恵里子	認定こども園土屋幼稚園・ 保育園 保護者	横手市認定こども園協会推薦
	佐々木 すみ代	認定こども園こひつじ 主任	横手市認定こども園協会推薦
	佐藤 留美	認定こども園こひつじ 園長	横手市認定こども園協会推薦
	◎ 藤井 哲之	学校法人 上宮学園 理事長	横手市認定こども園協会推薦
学校関係者	宮本 敦	横手南中学校PTA会長	横手市PTA 連合会推薦
	江畑 譲	横手市立十文字第一小学校 校長	横手市校長会推薦
企業関係者	大木 紀子	秋田県南工業振興会 副会長	秋田県南工業振興会推薦
地域関係者	小棚木 賢作	横手市民生児童委員協議会 副会長	横手市民生児童委員協議会 推薦
	松井 美和	横手の子育て応援誌 「おもちゃばこ」副代表	一般公募
	佐々木 千寿子		一般公募
	佐藤 歩実		一般公募

令和2年3月現在、敬称略

### 3 横手市子ども・子育て支援事業計画の策定経過

日付	開催会名	主な内容
平成30年5月30日	平成30年度 第1回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「横手市子ども・子育て支援事業計画」平成29年度事業実績について(支援事業計画分野)</li> <li>2 「横手市子ども・子育て支援事業計画」平成29年度事業実績について(次世代分野)</li> <li>3 平成30年度からの新規事業等の報告について</li> </ol>
平成30年12月11日	平成30年度 第2回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「横手市子ども・子育て支援事業計画」平成30年度上半期事業実績及び主要な事業(次世代分野)の平成30年度上半期実績</li> <li>2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育認定の利用定員について</li> <li>3 横手市第2期子ども・子育て支援事業計画の策定のためのアンケート調査について</li> </ol>
平成31年1月		横手市子育てに関するアンケート調査の実施
令和元年5月30日	令和元年度 第1回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「横手市子ども・子育て支援事業計画」平成30年度事業実績について(支援事業計画分野)</li> <li>2 「横手市子ども・子育て支援事業計画」平成30年度事業実績について(次世代分野)</li> <li>3 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画検討</li> </ol>
令和元年8月6日	令和元年度 第2回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画検討</li> </ol>
令和元年10月30日	令和元年度 第3回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員調整について</li> <li>2 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画検討</li> </ol>
令和元年12月12日～ 令和2年1月15日		市民からの意見募集(パブリックコメント)の実施
令和2年1月30日	令和元年度 第4回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画検討(事前質問に対する回答含む)</li> <li>2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員調整について</li> </ol>

## 夢はぐくむ ゆきんこプラン

第2期横手市子ども・子育て支援事業計画  
～子どもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち～

令和2年3月

---

編集・発行：横手市市民福祉部 子育て支援課

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号

電話：0182-35-2133 FAX：0182-32-9709

ホームページ：<https://www.city.yokote.lg.jp/>